

令和3年度
自己点検評価書

令和4(2022)年3月
静岡福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学生	11
基準 3 教育課程	45
基準 4 教員・職員	66
基準 5 経営・管理と財務	74
基準 6 内部質保証	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	88
基準 A 地域社会に対する貢献活動	88
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	114
エビデンス集（データ編）一覧	114
エビデンス集（資料編）一覧	114

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 静岡福祉大学（学校法人静岡精華学園）の建学の精神・基本理念

静岡福祉大学の歴史は、明治 36（1903）年に創立した静岡精華学園静岡精華女学校にさかのぼることができる。創立者の杉原正市氏の教育にかける志と熱い思いを当時の建学の精神「時代に即応する新しい人材の育成」にうかがい知ることができる。建学の精神は、平成 16（2004）年に設立した静岡福祉大学へと引き継がれている。

また本学の母体である学校法人静岡精華学園は平成 15（2003）年、学園創立 100 周年を契機に各教育機関に共通する方針として、建学の精神を土台とする教育理念「愛・自立・共生」を掲げた。

静岡福祉大学は、静岡精華学園の建学の精神及び教育理念を引き継ぐとともに、大学独自の基本理念（教育理念）として「福祉力を鍛える」を掲げ、今日に至っている。

2. 静岡福祉大学の使命・目的

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の使命は、これまで地域社会に果たしてきた役割を踏まえ、地域の社会的なニーズに応えるために、「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」ことにある。

すでに開学時には、「教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成する」ことを目的として掲げていた。

現在、地域社会が抱える生活課題は従来にも増して深刻化し、重層化しつつあることはいままでもない。それだけに福祉・教育の専門職に課せられる機能もまた、個々のニーズを抱えた福祉・教育サービスの利用者支援にとどまらず、他職種との連携と協働を通じ、地域住民と密接に関わりつつ、社会的な支援を必要とする様々な生活問題を解決に導く等、広がりを見せている。

本学の存在価値は、社会の要請に応えることができる高度な専門性を身につけた人材の養成にある。そしてさらに、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能で実践力のある福祉・教育専門職の活躍を通じて「福祉社会を実現する」ことこそが本学の目指す方向性といえる。

こうした本学の使命・目的、さらには存在価値を反映した方針（ポリシー）として、「アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）」「ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）」という三つのポリシーを定め、内外に表明している。

3. 静岡福祉大学の個性・特色

本学の個性・特色は「一人ひとりに寄り添った人間形成教育を重視し福祉力を鍛えるとともに地域福祉活動を推進する」である。福祉力とは、年齢や障がいにかかわらず、誰もが安心して暮らせるユニバーサルな福祉社会の構築に貢献するために、さまざまなニーズを抱えた対象者の課題、さらには福祉に関連した地域の課題を解決する力であり、それにとどまらず、これからの時代に即応し、地域を支える人材に欠かせない実践的な

能力でもある。具体的には以下の能力によって福祉力は構成されている。

1. 知識・技能を身につける力
2. 主体的に学修する力
3. 実践的に課題を発見する力
4. 課題を解決へと導く力
5. 協調と協働を実現する力
6. 表現し創造する力
7. 地域を視野に貢献する姿勢

福祉力は初年次教育をはじめとする本学独自の履修モデルを通じ、アクティブ・ラーニングなどの効果的な授業のなかで身につく能力であり、本学は学生一人ひとりの特徴を見きわめながら個別性を重視し、教え育てていくことを在学学生はもとより、全てのステークホルダーに約束する。これらの能力は学修ポートフォリオを活用することによって、学士力と併せて自己評価及び教員による第三者評価という二面から確認することが可能である。

今日では高等教育機関に対する社会の期待も大きく変化した。本学は専門職の輩出にとどまることなく、地域の「知の拠点」として社会貢献活動を重視していく。静岡福祉大学地域交流センターにおける実績を土台とし、地域が必要とする高等教育の姿をこれからも目指し続ける。「目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」(学校教育法)という本学に与えられた役割を果たすために、本学は常に地域住民とともに歩む姿勢を忘れることなく、行政機関と連携し、NPOを含む関係するさまざまな組織・団体と協働し、さらには特別支援学校を含む多様な教育機関との積極的な提携を今後も推進していく。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の前身は、平成 4（1992）年に開設した静岡精華短期大学である。21 世紀を控え、女性の社会進出と国際化、情報化に対応する人材の育成を標榜し、国際文化学科と商学科の 2 学科を設置した。開設に当たっては、地域社会の要請に応じて計画が進められ、土地の貸与・提供等、静岡県焼津市の全面的な協力を得た。

その後、社会状況の変化に合わせて、男女共学化を図ったほか、国際化の動向に対応して留学生枠を増やした。一方、地域の要望に応えるためには高齢化社会を見据えた再編成が課題ともなった。そこで、福祉系大学への再編成が検討の俎上に上り、平成 13（2001）年、静岡精華短期大学 10 周年記念式典において将来構想を公表するに至った。これは平成 14（2002）年 4 月から従来の国際文化学科を廃止し、厚生労働省が所管する介護福祉士養成施設である介護福祉学科を開設するというものである。同時に、より専門性に特化した福祉人材の養成を視野に四年制大学開設の準備を始めた。その結果、静岡福祉情報短期大学への名称変更を経て、平成 16（2004）年 4 月、本学が誕生した。

本学は、学校法人静岡精華学園の伝統と教育実績を踏まえ、21 世紀の福祉社会をリードする高度な専門職を輩出することを目指し、1 学部 2 学科（社会福祉学部福祉心理学科、福祉情報学科）としてスタートした。平成 21（2009）年 4 月には社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士という福祉分野における三大国家資格の取得を核とする教育カリキュラムを整備するとともに、心理、児童、医療、情報、健康、介護という 6 つの学修分野の最適な組合せに対応した履修モデルを打ち出し、専門性の内容に応じた 3 学科（福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科）を設置した。

さらに、平成 27（2015）年 4 月には、子どもや家庭を取り巻く生活環境の変化に対応した質の高い幼稚園教諭・保育士を養成する子ども学部子ども学科を設置し、平成 31（2019）年 4 月には、社会福祉学部を 2 学科（福祉心理学科、健康福祉学科）に再編成するとともに、子ども学部子ども学科に小学校教諭の養成課程を設置した。

こうした一連の再編成によって、福祉・教育の専門職が対象とする子ども、障がい者、高齢者という広範囲にわたる分野を網羅する教育課程、そして専門性を身につける高等教育機関にふさわしい教育体制が整備された。

2. 本学の現況

- 大学名 静岡福祉大学
- 所在地 静岡県焼津市本中根 549 番 1
- 学部・学科の構成 社会福祉学部 福祉心理学科、健康福祉学科、医療福祉学科
 ※医療福祉学科は、平成 31（2019）年 4 月より募集停止
 子ども学部 子ども学科
- 学生数、教員数、職員数（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）

①学生数

学部	学科	入学定員	編入学定員		収容定員	在籍者数				合計
			2年次	3年次		1年生	2年生	3年生	4年生	
社会福祉	福祉心理	100	2	2	390	89	104	84	79	356
	医療福祉	—	—	—	40	—	—	—	18	18
	健康福祉	60	2	2	250	24	27	19	35	105
社会福祉学部合計		160	4	4	680	113	131	103	132	479
子ども	子ども	70	—	—	260	46	74	39	43	202
子ども学部合計		70	—	—	260	46	74	39	43	202
大学合計		230	4	4	940	159	205	142	175	681

②教員数

学部	学科	専任教員数						兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
社会福祉	福祉心理	10	2	4	1	0	17	28
	医療福祉	(4)	(2)	(1)	0	0	(7)	
	健康福祉	6	4	3	0	0	13	
社会福祉学部合計		16	6	7	1	0	30	30
子ども	子ども	6	2	3	0	1	12	
子ども学部合計		6	2	3	0	1	12	
大学合計		22	8	10	1	1	42	58

※カッコ内は、兼担専任教員数

③職員数

	正職員	嘱託	非常勤	派遣	合計
人数	26	0	6	0	32

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の目的は、本学の経営母体である学校法人静岡精華学園の寄附行為第3条に示されている目的「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、時代に即応する新しい人材を育成することを目的とする」に基づき、学則第1条に「静岡福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」と明確に定めている（【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】）。

また、教育研究上の目的は、大学設置基準第2条に基づき、学則第4条に学部及び学科の目的を以下のとおり、具体的かつ簡潔に示している。

1) 社会福祉学部

社会福祉学部は、福祉力と学士力を修得することで福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備え、福祉社会の実現に寄与する実践力のある専門職を養成することを教育研究上の目的とする。

<福祉心理学科>

福祉心理学科では、心の問題を中心とした相談援助技術に関する幅広い学識の涵養を図る。

<健康福祉学科>

健康福祉学科では、確かな介護技術を基本に見据え、運動や食育などの健康運動及び医療福祉分野に関する幅広い学識の涵養を図る。

2) 子ども学部

子ども学部子ども学科は、子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育に関する幅広い学識の涵養を図ることを教育研究上の目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命は、建学の精神・基本理念（教育理念）に基づき「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」と定め、大学案内及びホームページに明

示している（【資料 1-1-3】、【資料 1-1-4】）。また、前述した目的についても同様である。

さらに、本学の在学生や受験生にも周知を図るため、学生便覧や学生募集要項にも掲載している。掲載に当たっては、建学の精神、基本理念とともに分かりやすい文章にまとめるなどの工夫を凝らしている（【資料 1-1-5】、【資料 1-1-6】）。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の使命・目的や教育目的に基づく個性・特色は、「一人ひとりに寄り添った人間形成教育を重視し福祉力を鍛えるとともに地域福祉活動を推進する」である。この個性・特色と具体的な内容については、大学案内、ホームページ、学生便覧及び学生募集要項に掲載して、学内外に周知を図っている（【資料 1-1-3】、【資料 1-1-4】、【資料 1-1-5】、【資料 1-1-6】）。

1-1-④ 変化への対応

本学は、平成 31（2019）年 4 月に再編成を行った（【資料 1-1-7】）。概要は、次のとおりである。

- 1) 社会福祉学部福祉心理学科及び子ども学部子ども学科の入学定員及び収容定員を増員した。
- 2) 社会福祉学部医療福祉学科を募集停止し、当該学科の専門科目の一部を社会福祉学部健康福祉学科の専門科目に追加した。
- 3) 基礎科目を両学部共通の「全学共通基礎科目」にするとともに、キャリア支援教育を充実するために科目の改廃及び卒業要件を変更した。
- 4) 子ども学部子ども学科に小学校教諭一種免許状の養成課程を設置した。

上記再編成は、心理系の国家資格である公認心理師が誕生したこと、本学所在地である静岡県・静岡県教育委員会が「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」を示しているなど、本学を取り巻く社会情勢の変化に対応するためのものである（【資料 1-1-8】）。

これらの再編成に対応するために、学内の検討組織である「静岡精華学園みらい躍進計画推進特別委員会」を中心に、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的に基づいて個性・特色及び三つのポリシーの見直しを行った（【資料 1-1-9】）。

その後も年度ごとに、社会情勢を踏まえ、使命・目的、教育目的及び三つのポリシーの見直しの必要性に関し協議している（【資料 1-1-10】）。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学校法人の新たな中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」の策定に当たり、「静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための 10 の主題～」を策定した（【資料 1-1-11】）。

その中に、教育理念、三つのポリシーに関する検討が必要との指摘がなされている。そのため、令和 3（2021）年度より、その指摘に基づき、現行の教育理念、教育目的及び三つのポリシーの見直しに関する検討を始めるものとする。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的及び教育目的は、学則によって明文化されているが、その学則を改正する場合は、学内の承認だけではなく理事会での承認を得る必要がある。

学則改正までの具体的な流れは、次のとおりである。

まず、本学の管理運営に関する重要事項を審議する組織である「運営協議会」で学則改正に関する審議を行う（【資料 1-2-1】）。運営協議会で承認を経た後は、教授会においても審議し、議を経ることとなっている。

次に、運営協議会及び教授会の議を経たうえで、学長が学則改正を承認した場合は、理事会及び評議員会に学則改正に関する議案が上程される。

最終的に、理事会で承認を得て、改正された学則が施行されることとなっている（【資料 1-2-2】）。

このように、本学の目的及び教育目的については、審議から決定に至る過程において必ず役員、教職員が関与する仕組みとなっている。すなわち、理解と支持を得るためのプロセスが確立されている。

1-2-② 学内外への周知

まず、学内における周知方法は、在学生及び教職員全員への学生便覧の配布である。学生便覧の巻頭に、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的及び個性・特色を掲載している（【資料 1-2-3】）。なお、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的及び個性・特色については、学生にわかりやすい文面に言い換えている。

学内施設に建学の精神等を掲示しているほか、初年次教育科目「基礎セミナーⅠ」においても基本理念（教育理念）である福祉力を中心に説明を加えている（【図 1-2-1】、【資料 1-2-4】）。



【図 1-2-1 建学の精神等の掲示（管理棟 1 階入口付近）】

次に、学外に対する周知方法は、大学案内及びホームページを活用している（【資料 1-2-5】、【資料 1-2-6】）。加えて、学生募集要項に建学の精神・基本理念（教育理念）等を明示することにより、志願者に配慮している（【資料 1-2-7】）。なお、建学の精神・基本理念（教育理念）については、志願者にわかりやすい文面にしたうえで掲載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学を運営する学校法人静岡精華学園は、「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」と題した中期計画を策定した（【資料 1-2-8】）。

中期計画は、少子化、人口減少（生産労働人口減少）、本格的なダイバーシティ、AI・ロボット化といった高等教育機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、時代を先取りし、社会に支持される学園を目指すための基本方針を示している。

本学については、現状と課題を確認したうえで、学園全体の建学の精神、教育理念、目指すべきビジョンに基づき、基本方針等に沿って、次の区分からなる施策を盛り込んでいる。

- 1) 教学体制
- 2) 学生支援
- 3) 研究体制
- 4) 国家資格等
- 5) 国際交流
- 6) 地域貢献
- 7) キャンパス環境
- 8) 大学運営（A：組織改革、B：働き方改革、C：機構改革）
- 9) 経営改革
- 10) 法人との関係

これらは、実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現するという本学の使命、そして福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成するという目的を具現化するための施策を明示している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の三つのポリシーは、【資料 1-2-9】のとおりである。

本学では、毎年度、運営協議会において、翌年度に学内外に公表する三つのポリシーが建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、個性・特色の内容を適切に反映したものであるか、確認している（【資料 1-2-10】）。

したがって、全てのポリシーの内容は、本学の使命・目的及び教育目的を反映している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

第一に、学部学科については、使命・目的及び教育目的を実現するために、2学部4学科（社会福祉学部：福祉心理学科・医療福祉学科・健康福祉学科、子ども学部：子ども学科）を設置している（社会福祉学部医療福祉学科は、平成31（2019）年4月より募集停止）。学部学科名については、大学設置基準に基づいており整合性を確保している。

第二に、学部学科とは別に設置している8つのセンターの活動内容等は、次のとおりであり、本学の使命である「福祉・教育専門職の養成」に欠かせない役割を果たしている。

- 1) 心の相談センターは、心の健康に関する相談援助活動等を行うための組織である。
- 2) 企画情報センターは、学内情報ネットワークシステムの整備・充実を図ることに加え、学生の学習時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析業務（いわゆる IR）を行う組織である。
- 3) 産官学連携推進センターは、産業界、個別施設及び企業、行政等が直面する課題に対し、実践的な共同研究活動を行うための組織である。
- 4) 地域交流センターは、学生のボランティア等の実践活動、地域社会からの要請に対し、福祉に関する専門的な知識・技術により地域に貢献するための組織である。
- 5) 福祉実習指導センターは、社会福祉士をはじめとする福祉系国家資格を目指す学生の実習教育の充実を目的として、実習機関・施設との密接な連携を図るための組織である。
- 6) 保育・教育実習指導センターは、保育士資格、幼稚園教諭及び小学校教諭を目指す学生の実習教育の充実を目的として、実習機関・施設との密接な連携を図るための組織である。
- 7) 学生支援総合センターは、学生の学修と学生生活に関し細やかなサポート体制を構築するとともに、障がいのある学生たちを支援するための組織である。
- 8) 国家資格試験対策センターは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し、国家資格試験合格を支援するための組織である。

最後に、本学の教育研究、管理運営に関する検討及びセンター業務の推進を図るために、委員会及び専門部会を組織している（【資料 1-2-11】）。

なお、令和3（2021）年度、新たな組織として「教員採用試験対策室」を設置した（【資料 1-2-12】）。これは、子ども学部子ども学科で養成している小学校教諭一種免許状の教員採用試験対策に係る計画、実施、評価及び改善の仕組みを確立することを目的とした

ものである。

以上より、本学の教育研究組織である学部学科、センター、委員会及び専門部会については、全て使命・目的及び教育目的に基づいて設置しているといえる。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）は、令和 2（2020）年度末に理事会で承認されたものであり、具体的なロードマップについて各組織（幼稚園、中学校、高等学校、大学、法人本部）内で構築中である。

令和 3（2021）年度においては、優先度の高い施策より具体的なロードマップに基づきワーキンググループを編成する等、計画の実現を図ることとなっている。

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神・基本理念（教育理念）に基づいた使命・目的及び教育目的を明確に定めている。個性・特色についても明確に示し、これらをわかりやすく換言した三つのポリシーを学内外に公表していることは評価できる。

また、教育研究組織に関しても、使命・目的及び教育目的との整合性を図り、効果的な運営体制を目指している点も評価できる。

今後の課題は、社会から支持される学園を目指すために策定された中長期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」に掲げられている施策を確実に実行することである。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的及び教育研究上の目的に基づき策定している。策定に当たっては、受験生、保護者、高校教員等にわかりやすい文面に整えた。

また、周知方法は、ホームページ、大学案内及び学生募集要項を活用し広く発信している（【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】、【資料 2-1-3】）。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では前述のアドミッション・ポリシーにしたがって、多様な学生を受け入れるための入試方法を設けている。それらは、以下のとおりである。

また、面接時には試験者がアドミッション・ポリシーに基づく質問を通じて、本学にふさわしい資質及び能力を選考している。

1) 総合型選抜入試

本学の建学の精神、基本理念（教育理念）等を理解したうえで入学への意欲が高く、入学後も目的意識を持って取り組むことができる学生を求めるもので、書類審査と面談に時間をかけて、志願者の適性・能力・意欲・目的意識等を総合的に評価する。総合型選抜入試の出願は、総合型選抜入試の理解を深めるために、オープンキャンパスで開催される総合型選抜入試ガイダンスに参加すること等を条件として、受け付けている。入試内容は、当日行う作文と出願時に提出した志望理由書、事前課題及び調査書に基づく面談によって、本学のアドミッション・ポリシーと志願者の本学に対するニーズが適合しているか審査する。総合型選抜入試の日程は、社会福祉学部、子ども学部ともに、A 日程、B 日程、C 日程の 3 回に分け実施している。

2) 指定校推薦入試

入学実績のある高校を中心に、指定校制での入試制度を実施している。該当する高校に対しては本学のアドミッション・ポリシーを示し、これに合致し、なおかつ入学後も目的意識を持って取り組むことができる生徒の推薦を依頼している。志願者に対しては、面接（口頭試問を含む）、出願書類審査によって入学の可否を判定する。

3) 公募推薦入試

出身学校長からの推薦が得られる者を対象に行っている。小論文、面接及び出願書

類を総合して合否を判定する。前期、後期と2回に分けて実施している。

4) 内部推薦入試

学校法人の系列校である静岡大成高校の生徒を対象とした入試制度で、学校長からの推薦が得られる者を対象に行っている。高大連携事業として、本学の教員を講師とした「大学福祉講座」を開催し、福祉に対する理解を深める取り組みを行うとともに、本学のアドミッション・ポリシーを示し、これに合致し、なおかつ入学後も目的意識を持って取り組むことができる生徒の推薦を依頼している。志願者に対しては、面接（口頭試問を含む）、出願書類審査によって入学の合否を判定する。

5) 一般入試

一般入試では、基礎学力の到達度を評価するために、2科目の筆記試験を実施している。1つは必修科目の「国語総合（古文・漢文を除く）」であり、もう1つは、「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ（リスニングを除く）」、「数学Ⅰ・A」、「日本史B」、「生物基礎」の4科目からの選択である。「国語総合（古文・漢文を除く）」は、全ての専門知識の習得に関し、日本語の理解を前提としているため、基本的かつ重要な科目であるとの判断から必修としている。一般入試は、前期（2日間実施）、中期、後期と延べ4回の日程を設けて実施している。

なお、合否は、2科目の筆記試験の成績、調査書等の出願書類を総合し、判定する。

入試問題の作成に関しては、原則として本学教員が作成することになっているが、例外的に専門性に課題のある科目については外部に委託している。令和3（2021）年度入試に関しては、数学の入試問題5回分（予備問題含む）、英語の入試問題2回分の作成を本学の非常勤講師に委託した。

6) 大学入学共通テスト利用入試

大学入学共通テストによる2科目の得点から合否を判定している。2科目のうち「国語（近代以降の文章のみ）」は必修科目で、残りの1科目は、「外国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」の教科の中から指定した科目のうち最も高得点だったものを選択する。ただし、「地理歴史」、「公民」、「理科」、「外国語（英語）」は、3つの注意点がある。

ア 地理歴史、公民及び理科は、第1解答科目のみを対象とする

イ 理科について基礎を付した科目は、2科目の合計点を1科目の得点とする

ウ 外国語（英語）は、配点が200点満点のため100点満点に換算する

なお、合否は、2科目の大学入学共通テストの成績、調査書等の出願書類を総合し、判定する。

7) 社会人特別選抜入試

4月1日時点において満23歳以上の者を対象とした試験である。小論文、面接及び出願書類を総合して合否を判定する。

8) 外国人特別選抜入試

4月1日時点において満18歳以上の外国人で、学校教育法施行規則を満たし、日本留学試験を1回以上受験している者を対象とした試験である。小論文、面接及び出願書類を総合して合否を判定する。

9) 編入学試験（2年次・3年次）

2年次編入学試験に関しては、大学を卒業した者もしくは卒業見込みの者、大学の学部で1年以上在籍し、31単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施し、3年次編入学試験に関しては、大学を卒業した者もしくは卒業見込みの者、大学の学部で2年以上在籍し、62単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施している。小論文、面接及び出願書類を総合して合否を判定する。

これらの入学者受入れ方法については、学生募集要項に記載するとともにホームページにも掲載し、入学希望者に周知している（【資料 2-1-4】、【資料 2-1-5】）。さらに、オープンキャンパスにおいて説明するとともに、県下の高等学校を対象とした説明資料を提供している。（【資料 2-1-6】、【資料 2-1-7】）。

入学者受け入れのための各入試については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じたうえで実施することとした。また、新型コロナウイルス感染症等の罹患により受験ができなかった者については、別日程への受験に振り替えることができることとした。（【資料 2-1-8】、【資料 2-1-9】）

入学者受入れ方法に関しては、「静岡福祉大学入学者選抜規程」に基づき、入試委員会が入試日程、内容、選考方法等を立案し、教授会の議を経て学長が決定した後、教職員に周知している。また、合格者判定については、この規程に基づいて入試委員会によって合否原案を作成し、教授会の議を経て、学長が決定している（【資料 2-1-10】）。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学が学生受入れ数を維持するために実施した取組みは、以下のとおりである。

1) 広報委員会の機能強化

これまでの広報委員会における協議内容は、オープンキャンパスの運営に関するものが中心となっていたが、内容を拡大し、入学者受入れに関する方策等に関する協議も行うこととした。

2) コロナ禍におけるオープンキャンパスの実施

当初計画は、来場型として半日オープンキャンパスを4回、1日オープンキャンパスを6回、計10回のオープンキャンパスを計画した（【資料 2-1-11】）が、新型コロナウイルスの感染症の拡大の影響により、Web及び来場型の両建てでオープンキャンパスを実施した（【資料 2-1-12】）。

ア Web オープンキャンパスの実施

6月14日にスタートし、7月18日に第2弾を実施した。また、8月2日はコンテンツを一部追加した形でのWebオープンキャンパス第3弾を実施した。8月23日、9月27日、10月18日、12月20日は、Webオープンキャンパスと来場型オープンキャンパスを同時に開催した。

Webオープンキャンパスを実施した結果、令和2(2020)年度内に公開した動画コンテンツは40本に達した。なお、Webオープンキャンパスの参加者(実質)は382名であった。

イ 来場型オープンキャンパスの実施

8月23日、9月27日、10月18日、12月20日、3月21日の5回、完全予約制による人数限定、開催時間短縮等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を施したうえで開催した。内容は、学科説明、模擬授業、入試説明、総合型選抜ガイダンス、個別相談等のプログラムであった。また、各学科の個別相談は学生と教員が一緒になり、高校生等の相談に応じることで、本学の強みである教員と学生の近さをアピールした。

3) 健康福祉学科における施策

健康福祉学科では、以下の取組みを通じて、介護分野を中心とする専門職養成の意義及び社会的責任の重さに鑑み、定員充足に向けた努力を継続している。

ア 静岡県介護福祉士養成施設協議会の会長校

令和元(2019)年度から引き続き、静岡県介護福祉士養成施設協議会の会長校として、静岡県介護保険課、東海北陸ブロック会長県との連携、県内養成施設への研修会等の情報提供、さらに県内養成施設間の連絡調整等、本学が静岡県における介護福祉士養成施設としての中心的役割を担っていることを県内外へ発信した(【資料2-1-13】)。

イ 高校模擬授業の実施

県内4つの高校に対して、介護福祉に関連する模擬授業を実施した。また、本学の系列校である静岡大成高等学校の生徒に対して、「大学福祉講座」を実施した(【資料2-1-14】)。

ウ 静岡県社会福祉人材センター主催 福祉のしごと学び体験ツアーへの参加

静岡県内の中学生、高校生及びその保護者、学校教員に対して福祉の職場への理解を深め、福祉分野への進路意識を高めることを目的とした、「福祉のしごと学び体験ツアー」に、教員及び介護福祉士を目指す在学生2名を派遣した。在学生が担当した「静岡福祉大学生からのメッセージ」では、静岡福祉大学に入ろうと思ったきっかけ、大学生活で楽しく思っていること、将来への展望等、聴講した高校生や保護者に対して、大学で介護を学ぶことの重要性やその魅力を伝えた(【資料2-1-15】)。

エ ふじのくに地域・大学コンソーシアム主催 大学連携講座 <いのち>に寄り添うケアとは～福祉職の魅力語る～

本学と静岡英和学院大学が企画・運営し、高校生を対象とした講座を開催した。

コロナ禍における感染予防のため、当日は本学と介護福祉士を養成する近隣の県立高校を Zoom で繋ぎオンライン方式で実施した。前半では「なぜ福祉職を目指すのか」というテーマで、生徒、本学学生それぞれ 2 名ずつスピーチを実施、その後、教員、会場の大学生、高校生も参加して「福祉職の魅力」についてのディスカッションを展開した。後半では著名な講師による講演を聴き、介護に対する魅力を深める機会とした（【資料 2-1-16】）。

本学の過去 3 年間の入学者の推移は、【表 2-1-1】に示したとおりである。

コロナ禍においてさまざまな取り組みを実施したものの、令和 3（2021）年度の大学全体での入学者数は 159 人となり、令和 2（2020）年度の入学者を大幅に下回る結果となった。

【表 2-1-1】 過去 3 年間の学部学科別入学者数

学 部	学 科	入学定員	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
社会福祉	福祉心理学科	100	90	103	89
	健康福祉学科	60	20	28	24
	社会福祉学部計	160	110	131	113
子ども	子ども学科	70	44	78	46
	子ども学部計	70	44	78	46
大 学 合 計		230	154	209	159

具体的には、大学全体では、前年比で 50 人の減少となり、2 年前の入学者とほぼ同数となった。また、学科別に見ると、福祉心理学科は 14 人の減少、健康福祉学科は 4 人の減少、子ども学科は 32 人の減少となっており、いずれの学科も前年比減となった。福祉心理学科、健康福祉学科及び子ども学科の全学科で定員を確保することができなかった。

特に子ども学科の減少が大きかった。減少した要因は、入試改革初年度の令和 3（2021）年度は、全国的な志願者の減少、上位校のボーダーラインが下がり定員確保にシフトした傾向があること、専門学校へ一定数が流れてしまったことが考えられる。また、4 月 26 日、5 月 31 日に開催予定であった来場型オープンキャンパスが開催できず、令和 3（2021）年度入試のための初回のオープンキャンパスが 6 月 14 日の Web 開催となった影響もあると考えられる。

次に、過去 3 年間の学部学科別収容定員の充足率は、【表 2-1-2】に示したとおりである。社会福祉学部の収容定員充足率は、令和元（2019）年度から令和 3（2021）年度にかけて、0.74、0.71、0.70 であり、子ども学部は、0.74、0.87、0.78 であった。大学全体の収容定員充足率の推移は、0.74、0.75、0.72 であった。

財務の視点から見ると、大学全体の収容定員充足率は 0.80 以上であることが望ましいが、令和元（2019）年度より 3 年連続して 0.80 を下回っている。

【表 2-1-2】 過去 3 年間の学部学科別収容定員充足率

学 部	学 科	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
社会福祉	福祉心理学科	1.00	0.96	0.91
	医療福祉学科	0.49	0.40	0.45
	健康福祉学科	0.49	0.44	0.42
	社会福祉学部計	0.74	0.71	0.70
子 ども	子ども学科	0.74	0.87	0.78
	子ども学部計	0.74	0.87	0.78
大 学 合 計		0.74	0.75	0.72

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、アドミッション・ポリシーに沿った入試方法を実施しているものの、その適格性について客観的かつ公平性の観点から検証する必要があり、入試委員会を中心に令和 4（2022）年度中に推進体制とスケジュールについて検討する予定である。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、入学者受入れに関する事業の大幅な見直しが求められている。また、令和 3（2021）年度入試のために行ったオープンキャンパスや入試におけるマスクの着用、手指消毒、ソーシャルディスタンスなどの新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を継続し、今後の状況を見極めたうえで、Web オープンキャンパスの開催やオンラインでの個別相談など、対面によらない事業を確立し、来場型オープンキャンパスと両建てで実施することに関し早急な検討を行ったうえで、入学者の確保に努めるものとする。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、教職協働による全学的な学修支援体制として、以下の制度の導入、取り組みを行っている。

1) 履修指導及び相談

例年各学部学科では、全学生を対象としたオリエンテーションを年度当初に行っており、令和 3（2021）年度は新生に対しては 4 月 2 日の入学式終了後から 4 月 7 日までの 4 日間、事務部ガイダンス、健康診断、学科ガイダンス等を実施した。また、2～4 年生の学生に対しても同様に、同期間中にオリエンテーションを実施した（【資

料 2-2-1】)。

この学科ガイダンスの際、学科担当教員が個々の学生に対して履修及び学修方法に関する相談、指導について個別対応を行っている。(【資料 2-2-2】)。

2) オフィスアワー制度

本学では、オフィスアワー制度が実施されていることを学内の掲示板、学生専用のポータルサイト、学生への一斉メールにより知らせるとともに、具体的な担当教員ごとの曜日及び対応時間を周知している。

オフィスアワーは、原則として専任教員（特任教員を除く）が授業及び試験期間中に、30分以上の時間を週2回又は90分の時間を週1回設けている(【資料 2-2-3】)。

令和2(2020)年度のオフィスアワーの相談件数は、370件であった(【資料 2-2-4】)。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による在宅での授業対応を行った影響もあり、相談件数が前年と比べ167件の大幅な減少となった。

相談内容としては、「学業」に関することが最も多く、全体の約半分を占めている。それ以外では「進路」20%、「対人関係」11%、「学生生活」9%、「心の悩み」6%、「その他」8%となっている。特に、学生の「対人関係」に関する相談件数が前年と比べ倍増しており、これはコロナ禍における対人との関係が希薄になったことによる不安から生じたものと推測される。

3) 保護者懇談会

本学での学びと学生生活を伝えることを目的に保護者懇談会を開催している。また、本学の保護者懇談会は、教育機関と学生の関係にとどまらず、保護者を加えた三者による学修支援も意図している。

毎年実施する保護者懇談会は、保護者に対し、保護者の役割が重要であることを訴えけるとともに、教育内容・就職事情等の情報を伝えている。また、保護者が抱えている日頃の疑問点や悩みに関し、直接教職員が相談に応じる場となっている。さらに、同窓の学生を持つ保護者同士が悩みを共有する等の役割も果たしている。

開催時には、保護者に対しアンケート調査を実施し、満足度、本学の強み・弱み、期待することなどを聞くことにより、本学の運営に対する参考資料としている。

なお、令和2(2020)年度については、例年とは異なり新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「時間短縮」、「密」を避けるなどの措置を行うという対策を講じての開催となり、141人の保護者の参加があった(【資料 2-2-5】)。

4) 授業アンケートによる授業改善

本学では、大学の教育の質向上を図ること及び教育環境の整備に資する資料を得ることを目的とし、「学生による授業アンケート」を学期ごとに実施している。学生からの質問やコメントに対して、授業を担当する教員が授業改善に向けた取り組みを回答書として作成し、次年度の授業改善に役立てている。

令和2(2020)年度よりアンケート方式をマークシート方式からWeb方式に変更したことにより、アンケート用紙の印刷の必要もなく従来よりも早く集計結果のフィ

ードバックが可能となった。なお、令和2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、前期途中まで在宅授業を実施したこともあり、授業アンケートは後期のみの実施となった（【資料 2-2-6】）。

5) 学生支援総合センター

学生が充実したキャンパスライフを送るため、学生生活においてさまざまな問題に直面した場合の総合相談窓口として学生支援総合センター（障害学生支援を含む）を設置している。保健室と連携し、メンタル面の課題を抱える学生や身体的な障害を含めさまざまな相談を受け付け対応にあたっている。具体的には、有資格者のSSW（スクールソーシャルワーカー／精神保健福祉士・社会福祉士）、SC（スクールカウンセラー／臨床心理士・公認心理師）が学生支援総合センターに在室し、予約面談やメール相談、電話相談を実施している（【資料 2-2-7】）。

また、SSW・SCと学生支援総合センターのコアメンバーによる情報共有を行い、「気になる学生」や「早急に介入（医療的介入や家族介入）が必要な学生」などは、学科長に相談（情報提供）を行っている（【資料 2-2-8】）。

さらに、障害のある学生に対する支援として、障害特性、病状に合わせた個別支援を行っている。具体的な支援としては以下のとおりである（【資料 2-2-9】）。

ア 講義支援

ノートテイク、教室内座席確保、特別措置申請による授業担当教員への病状等の周知（途中退室・再入室への理解を含む）、講義で配布する資料のデータを事前に当該学生にメールにて提供、授業のレジュメや資料の点字変換（外部委託）

イ 定期試験支援

別室受験、指示カード提示、試験時間延長、試験問題拡大、途中退室、点字変換及び墨字変換（外部委託）

6) 中退者対策

1年次必修科目「基礎セミナーⅠ」及び「基礎セミナーⅡ」において、クラス担当教員を配置し、学生の出席状況を把握している。欠席が3回になった学生には、クラス担当教員が連絡し、面談を行っている。早期に学生支援を行うことで、中途退学防止に努めている（【資料 2-2-10】）。

こうした中途退学防止に努めた結果、令和2（2020）年度は中途退学者・除籍者は21名となり、前年度の中途退学者・除籍者27名と比べ6名の減となり、対策の成果が見えはじめてきているといえる（【資料 2-2-11】）。ただ、この傾向については、単年度に限った現象であるのかどうかを中・長期的に考察していく必要がある。

7) 学務システム「アクティブ・アカデミー・アドバンス（以下「AAA」という。）」の導入と運用

本学では、AAAを運用し、このシステムで履修登録、講義シラバス閲覧、開講、休講等の確認、各種申請書類の入手を行っている。学生は、入学時に交付されたユーザ

ーID及びパスワードを入力してログインし、各種機能を活用することができる（【資料 2-2-12】）。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、よりきめの細かな学修支援を実現するためには、学生の授業科目ごとの出席状況、希望進路、修学記録等の情報を収集し、的確に活用する仕組みが欠かせない。AAAの活用により、全教員が出席状況を本システムに入力することにより、より確かな出席状況を把握することができる。このことにより、早期の対応やよりきめ細かい学修支援を実現することができる。

学生支援について、学生支援総合センター、保健室、学生厚生委員会、学生・教務課、各学科、オフィスアワー、保護者懇談会、授業アンケートにおいて、学生及び保護者から出てきた相談・要望等に対し、各担当・組織が対応しているところではあるが、具体的な情報共有には至っていない。学生支援について各担当・組織を束ねる仕組みを作り、その仕組みによって、各担当・組織との情報共有ができるようにし、より効果的で、早期に対応できる支援体制を整備していく。

また、保護者懇談会については、参加率が低い現状を改善するため、令和4（2022）年度には、アンケート等を通じて保護者のニーズや大学への期待を含む率直な声を拾い上げ、分析する予定である。

さらに、現在、大学としてTA・SAが制度化されていないため、導入に向けて今後検討を行っていく必要がある。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) キャリア形成支援教育及び就職支援

ア キャリア形成支援教育

カリキュラムの再編により、これまで初年次教育として設けていた「キャリア支援Ⅰ-A、Ⅰ-B」を「基礎セミナーⅠ、Ⅱ」へ変更したことに伴い、令和元（2019）年度入学者からは、2年次に設けていた「キャリア支援Ⅱ-A、Ⅱ-B」を「キャリア支援Ⅰ-A、Ⅰ-B」とし、3年次に設けていた「キャリア支援Ⅲ-A、Ⅲ-B」を「キャリア支援Ⅱ-A、Ⅱ-B」、さらに選択科目として4年次に設けていた「キャリア支援Ⅳ-A、Ⅳ-B」を「キャリア支援Ⅲ-A、Ⅲ-B」にそれぞれ名称の変更をしている（【資料 2-3-1】）。社会福祉学部・子ども学部の全学共通の必修科目として、2年次前期から3年次後期まで「キャリア支援Ⅰ-A・B、Ⅱ-A・B」を設けている。令和2（2020）年度はカリキュラムの移行期のため、令和元（2019）年度入学生を対象とした「キャリア支援Ⅱ-A、キャリア支援Ⅱ-B」は開講していな

い。

2 年次前期の「キャリア支援Ⅰ－A」では、学生生活及び将来のキャリアデザインを通して社会人としての基礎力を身につけ、2 年次後期の「キャリア支援Ⅰ－B」では、知識の習得にとどまらず集団討論や自らのキャリアデザインの発表により、キャリアデザインを実践していくことを目指している（【資料 2-3-2】）。

また 3 年次前期の「キャリア支援Ⅱ－A」は、社会全体の変化を捉え、就職活動について多面的に理解するとともに、現実的な手法を体得することをテーマとし、3 年次後期の「キャリア支援Ⅱ－B」は、本学内で開催する「学内企業・施設研究セミナー」への参加をはじめ、就職活動の実践力を身につけることを目標としている（【資料 2-3-3】）。

一方、4 年次に設けている「キャリア支援Ⅲ－A・B」は選択科目であり、時事問題解説「ニュースと歴史から世界と日本の今を読み解く」をテーマに、社会への関心をより仕向け、考える力、自身の意見をまとめ、第三者に伝える力を養成することを目指した内容である（【資料 2-3-4】）。

次に、子ども学部においては、3 年次の「キャリア支援Ⅱ－A・B」は、社会福祉学部と同様の内容に加え、幼稚園、保育園、認定こども園等の保育現場の実際及び保育現場が求める人物像について学ぶ保育の専門問題への取組みを含め、就活力の向上を目指している（【資料 2-3-5】）。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面式の合同企業説明会の中止や、施設見学の受け入れの制限等、困難な状況が見受けられる。このような中、学生の就職活動に対する不安を軽減するために、過去に受験した学生が提出した「就職試験報告書」データの本学 HP による閲覧と「求人検索ナビ」による本学に届いている求人情報の検索ができるように整備した（【資料 2-3-6】）。そして、入試・キャリア支援課での就職相談・書類添削・面接練習等の予約制での実施、個室の使用（【資料 2-3-7】）、Web 上での企業・施設説明会及び面接試験に向けての面接練習等（【資料 2-3-8】）、3 密を避けた対応を整備している。

また、激減したアルバイト求人对応として、大学が受け付けたアルバイト情報を QR コードから検索できるような体制を整えている（【資料 2-3-9】）。

イ 就職支援

令和 3(2021)年 3 月に卒業した学生の同年 5 月 1 日現在の就職率は、【資料 2-3-10】のとおり 95.1%である。

令和 3(2021)年 3 月卒業者の進路先の状況は、【資料 2-3-11】が示すとおり、福祉施設や病院等の医療・福祉現場への就職が 88 人で就職者全体の 56.4%、民間企業（幼稚園を含む）が 35.3%、公務員が 8.3%の割合である。

これらの数字を達成するうえで一定の役割を果たしているのが事務部入試・キャリア支援課である。入試・キャリア支援課では、授業科目である「キャリア支援Ⅰ－A・B、Ⅱ－A・B」の授業をサポートするほか、以下の行事等を開催している。

(ア) 学内企業・施設研究セミナー（【資料 2-3-12】）

令和 2 (2020) 年度は、3 年次のキャリア支援科目の履修者を対象として、12 月 2 日に実施し、合計 38 の企業・自治体・福祉施設などが参加した。新型コロナウイルス感染症対策として、①招致先を令和元 (2019) 年度の 64 ブースから半減させブース間の距離を保つ、②会場を 2 つに分けて密集を防ぐ、③シールドを設置し相談対応 1 回ごとにテーブルを消毒する、③時間ごとに予約制とし学生の密を避ける、④来場者全員に対して会場入口での検温、マスクの着用と手指消毒の徹底を行った。

(イ) キャリア・コンサルタントによる就職活動支援セミナー (【資料 2-3-13】)

就職活動支援セミナーでは、①就職に関する疑問や悩み等の相談に応じ、学生が自信を持って就職活動ができるよう支援する、②学生の就職活動の状況を把握し支援に結びつける、③最新の就職情報を提供し、就職のミスマッチを防ぐため学生の意向に沿った就職活動を支援する、④学生の就職活動へのモチベーションの向上を図ることを目的に、4 年生 167 人に対して、令和 2 (2020) 年 5 月に Web 就職セミナー、令和 2 (2020) 年 7 月に公務員セミナーを実施した。また、3 年生 147 人に対しては、令和 3 (2021) 年 2 月に就職セミナー (春)、令和 3 (2021) 年 3 月に就職セミナー (春) 面接練習・個別相談、令和 3 (2021) 年 4 月からは個別相談を実施した。

(ウ) キャリア支援の授業フォロー

「キャリア支援Ⅰ-A・B・Ⅱ-A・B」の授業において、主に講師の手配及び試験関係の発注等を行い、円滑な授業のフォローを行っている。具体的には、講師の手配として、「キャリアⅠ-A・B」では令和 2 (2020) 年 6 月の福祉職セミナー (静岡県社会福祉協議会)、令和 2 (2020) 年 10 月の公務員セミナー (焼津市役所・東京アカデミー)、「キャリア支援Ⅱ-B」では令和 2 (2020) 年 11 月の身だしなみ研究セミナー (洋服の青山・花王)、令和 2 (2020) 年 12 月の履歴書写真撮影 (スタジオピクチャーズ)、令和 3 (2021) 年 1 月の内定者報告会 (内定 4 年生) である (【資料 2-3-14】)。また、試験教材においては、「キャリア支援Ⅰ-B」では令和 2 (2020) 年 10 月の自己分析診断 SCALE、令和 3 (2021) 年 1 月の就職能力試験、「キャリア支援Ⅱ-A・B」では令和 2 (2020) 年 7 月の一般常識試験、令和 2 (2020) 年 11 月の就職能力試験、令和 2 (2020) 年 12 月の履歴書攻略トライアルの手配を行った (【資料 2-3-15】)。

2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

本学は、使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に基づき、国家資格をはじめ各種資格を取得することに力を入れており、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士など、社会において専門家として認められ、かつ、実際の職務に役立つ資格が取得できる教育体制を整備している。そして単に養成課程をもっているというだけでなく、国家試験受験対策等資格を取得するための支援も併せて行っている (【資料 2-3-16】)。

ア 国家資格試験受験支援

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し、国家資格試験合格を支援するための学内組織として国家資格試験対策センターを設置しており、以下の支援を行っている（【資料 2-3-17】）。

(ア) 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験に関する支援

国家資格試験対策センター委員による担当制に基づく定期的な面談相談支援、委託業者が行う対策講座の業者選定及び講座内容の検討、対策講座の開催に関する日程調整、出席管理及び学生支援、模擬試験の案内、申込みの取りまとめ及び学内での受験機会の提供等を行った。また、対策講座・模擬問題集・業者による模擬試験（1社）の費用助成を行った。

令和 2（2020）年度に行った委託業者による対策講座は、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験共通科目並びに社会福祉士国家試験専門科目の合計 19 科目に関し、5 月下旬から 1 月下旬までの間に、講義形式の基礎講座、問題を解きながら必須項目の定着を図る予想問題演習及び直前総まとめからなる対策講座を申込者 73 人に対して実施した。例年対策講座を開始する前に年間の国試対策の説明、かつ学習習慣を身につけることなどを目的として本委員による国家試験対策スタートアップ講座を行っているが、令和 2（2020）年度は 6 月上旬まで新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で在宅授業であったため実施できず、スタートアップ講座と対策講座に関する資料などを郵送して開始した。対策講座は 5 月 11 日から 6 月 22 日までの期間は講師の授業内容をオンラインで受講できるようにし、6 月 29 日から感染対策を徹底したうえで対面での講座を開始した。また、6 月 29 日の講座開始前に本委員によるオリエンテーションを行った。令和 2（2020）年度から受講証を作成し、毎回の講座前には受講証を提出させ本委員が出席管理を行った（【資料 2-3-18】）。

全国規模の模擬試験については 7 月 25 日に中央法規出版の全国模擬試験、10 月 24 日と 10 月 25 日の 2 日間、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が主催する全国統一模擬試験（社会福祉士、精神保健福祉士及びダブル受験者が対象）、12 月 19 日に福祉教育カレッジ全国統一模擬試験（社会福祉士、精神保健福祉士及びダブル受験者が対象）をそれぞれ実施した。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、希望者には自宅での受験を可能にした。

社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験を受験する 4 年生のうち 3 分の 1 程度は夏休みに実習へ行かなければならないので、8 月から 9 月にかけての約 2 か月間は対策講座を実施することができない。そのため模擬問題集等の書籍を配布し、この期間の宿題として取り組ませた。

加えて、本委員は、対策講座の見学、学生への声掛け、対策講座の科目ごとの習熟度を測るための 10 月 7 日、11 月 4 日、12 月 2 日の学内模擬試験の実施、1 月 6 日に国家試験に向けての注意事項を説明する直前オリエンテーションの実施、担当教員制による個別面談・相談対応等の支援を実施し、合格率の向上に努めた。

なお、全国統一模擬試験、学内模擬試験の実施に当たっては、その都度危機管理室に開催許可を得て行った（【資料 2-3-19】）。

(イ) 介護福祉士国家試験受験に関する支援

介護福祉士国家試験受験対策講座は、本委員会で年間の講座内容について検討し、講座内容と実施時期、教員による役割分担等を決めている。令和 2（2020）年度は年初からの新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が危惧されたため、前年度末に計画されていた当初案を変更した（【資料 2-3-20】）。例年 4 月下旬に実施しているオリエンテーションをメール配信により実施することとし、また遠隔でも可能な支援方法として本委員が執筆し編集した「学習支援メール」を、毎週火曜日に定期配信することとした（【資料 2-3-21】）。例年、本学教員による校内模擬試験を数回実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、前期は見合わせることにした。しかしながら、国家試験と同様の経験をするのが重要であると考え、感染対策を講じながら、7 月 19 日に中央法規出版の全国統一模擬試験を実施した。10 月以降は、その都度危機管理室に開催許可を得たうえで、例年に近い対策講座の内容を実施することができ、10 月 24 日に中央法規出版の第 2 回全国統一模擬試験、11 月 11 日に校内模擬試験、11 月 25 日に学力評価試験を実施した（【資料 2-3-22】）。本学教員による担当学生制を敷いているが、感染予防の観点から対面による個別面談という方法にこだわらず、メールなどによる随時の相談対応を行うこととした。

平成 29（2017）年度の卒業生より、介護福祉士の国家試験受験資格が付与されることになったため、卒業年次の学生に対するこれまで以上の国家試験受験対策講座の必要性を議論した結果、本学教員による学習支援では不足していると考えられる部分については、外部業者に委託することとなった。全国的に介護福祉士の国家試験受験対策講座を開講する外部業者は撤退しており、対応可能な外部業者がほとんどない状況にある。そのような中で、国家試験受験対策講座の経験が豊富にあり、かつ本学において短期集中型の受験対策講座の開講が可能な講師が見つかったため、令和 2（2020）年度においても継続して招聘している。令和 2（2020）年度は、10 月 17・18 日に秋季集中講座として 2 日間、12 月 20 日に特別対策講座として 1 日間、外部講師に依頼し実施した（【資料 2-3-23】）。

(ウ) 保育士資格の資格取得支援

国家資格の保育士に関しては、本学の社会福祉学部の学生の場合、自主的に国家試験を受験して取得を目指すことになる。例年、保育士資格の国家試験は 1 年に 2 回実施しているが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、後期試験のみの実施となった。

年度初めには社会福祉学部の 1 年生から 4 年生を対象に保育士資格取得支援に関するオリエンテーションを行った（【資料 2-3-24】）。そこでは、保育士試験の概要や本学の資格取得支援の取組みについて説明をした。具体的には以下のとおりである。保育士国家試験の筆記 9 科目に関連した本学の開講科目について、社

会福祉学部では 7 科目、子ども学部では 20 科目が保育士試験筆記 9 科目のいずれかに対応していることを提示した（【資料 2-3-25】）。さらに、保育士試験の筆記試験「保育実習理論」の音楽表現に関わる内容と実技試験の「音楽に関する技術」のピアノ技術については外部講師を招いて受験対策講座を開いており、その受講申込みについて説明した（【資料 2-3-26】）。例年は、5 月から翌年 3 月にかけて開講される講座であるが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、8 月から翌年 3 月にかけての計 12 回の開講となった（【資料 2-3-27】）。

また、資格取得に関する担当教員による個別相談も年間を通じて行われた。令和 2（2020）年度は、保育士試験の概要説明、言語表現の実技指導、試験に向けての勉強方法など、さまざまな相談内容であった（【資料 2-3-28】）。

(エ) その他資格取得支援

試験対策用図書として 54 冊を購入して図書館内の学習支援室に設置し、自習できる体制を整えている（【資料 2-3-29】）。

これらの支援の結果として、令和 3（2021）年の第 33 回社会福祉士国家試験においては新卒合格者数が 25 人、合格率にして 38.5%と全国平均合格率 29.3%を上回った。また、令和 3（2021）年の第 23 回精神保健福祉士国家試験では新卒合格者数は 12 人、合格率にして 70.6%と全国平均合格率 64.2%を上回った。さらに、介護福祉士国家試験においても、令和 3（2021）年の第 33 回は、新卒合格者数 18 人（前期卒業生も含む）、合格率にして 90.0%と、全国平均合格率 71.0%を上回った。（【資料 2-3-30】）。

その他、社会福祉学部に所属する学生の保育士資格に関しては、令和 2（2020）年度は 1 名が合格し、保育士資格を取得した（【資料 2-3-28】）。

なお、本学の中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」においては、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士について 5 年後の主要な数値目標を掲げている。今後、目標達成に向けての努力を継続する。

イ その他の資格取得支援

(イ) 診療情報管理士

日本病院会が付与する民間資格の診療情報管理士については、静岡県内唯一の認定指定校として本学の社会福祉学部医療福祉学科に所定の課程を整備している。また、資格取得に向け、土曜日に対策講座（1 限模擬試験、2 限解答解説）を実施するなど、学生を支援した。その結果、令和 2（2020）年度は 4 名受験し 1 人が合格した。

3) インターンシップ

文部科学省・厚生労働省・経済産業省が平成 9（1997）年 9 月 18 日付（平成 26（2014）年 4 月 8 日一部改正）で通知した「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」

【資料 2-3-31】によれば、インターンシップの形態は概ね 3 つに類型化されているが、そのうちの「イ 大学等の正規の教育課程として位置づけ、現場実習等の授業科目とする場合」には本学の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士、幼稚園教諭、小学校教諭それぞれの養成課程における各実習が当てはまる。これらの実習によって、仕事内容への理解が深まり職務遂行への意欲や動機づけも高められている。

ア 相談援助実習

社会福祉士の資格を取得するための相談援助実習は、本学では 3 年次又は 4 年次の夏季に 180 時間以上かつ 23 日以上行うことになっており、令和 2 (2020) 年度は、合計 51 か所の施設・機関で延べ 55 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として相談援助実習指導 A・B・C が設けられている (【資料 2-3-32】【資料 2-3-33】)。

新型コロナウイルス感染症の対策として、福祉実習指導センター及び保育・教育実習指導センターが作成した学生用文書を授業で配布して説明し、学生には実習(事前訪問含む)期間中に「健康チェックシート」を記載させることとした (【資料 2-3-34】)。また、相談援助実習指導 B では、実習先への事前訪問を電話、メール等を活用した方法に変更して実施し、実習期間中の帰校日については、県外学生のオンライン参加や居住地域(東部、中部、西部)で時間帯を分けて実施した (【資料 2-3-35】)。

イ 精神保健福祉援助実習

精神保健福祉士の資格を取得するための精神保健福祉援助実習は、精神科医療機関の実習を必須とし、本学では 3 年次の春季及び 4 年次の夏季に合計 210 時間(概ね 28 日間程度)行うことになっており、令和 2 (2020) 年度は、合計 19 か所の施設・医療機関で延べ 31 人が実習を行った (【資料 2-3-32】)。なお、実習を遂行する力量を養う授業科目として精神保健福祉援助実習指導 A・B・C が設けられている (【資料 2-3-36】)。

また、新型コロナウイルス感染症の対策として、精神科病院における実習のうち患者への感染症の拡大防止対策の強化がなされ、特に病棟への立ち入りが出来ない状況から短縮実習となった。よって、不足する実習時間を厚生労働省の通達に従い学内実習とし、夏季 4 名 5 日間、春季 2 名 5 日間を実施した。さらに 3 年生が対象となる参加型体験実習は、学生配属の依頼時期に緊急事態宣言となり、地域の障害福祉サービス事業所の協力を得て、学内において作業や利用者とのコミュニケーションを図る 3 日間の実習を行った (【資料 2-3-37】)。

ウ 介護福祉実習

介護福祉士の資格を取得するための介護福祉実習は、本学では 1 年次の春季に 80 時間以上、2 年次の夏季に 160 時間以上、3 年次の夏季及び春季に 200 時間以上行うことになっており、令和 2 (2020) 年度は、合計 39 か所の施設で延べ 73 人が実

習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として介護総合演習 A・B・C・D が設けられている（【資料 2-3-32】【資料 2-3-38】）。なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、実習機関、学生、保護者に対し本学の対応を書面にまとめ、理解を求めた。また、学生には実習開始 14 日前から実習終了後 14 日までの健康状況を記録し、健康管理に注意するよう指導を徹底した（【資料 2-3-34】、【資料 2-3-39】）。

エ 保育実習

子ども学部において保育士資格を取得するための保育実習は、本学では 2 年次の春季に概ね 10 日、3 年次の夏季に概ね 10 日、3 年次の春季に概ね 10 日行うことになっており（いずれも時間としては 80 時間以上を設定している）、令和 2（2020）年度は 63 か所の施設で延べ 96 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として保育所実習指導 I・II、施設実習指導 I・II が設けられている。（【資料 2-3-40】）

学生が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対策として、福祉実習指導センターと共通で、実習中の感染事故補償の保険「Will」に加入をした（【資料 2-3-39】）。加えて、実習施設にも新型コロナウイルス感染症の予防対策の理解を得るために、学生自身が感染予防を自己管理するための「健康チェックシート」を記載させるとともに、本学が作成した「実習教育における新型コロナウイルス感染症への対応方針について（実習機関用）」「実習における新型コロナウイルス感染症への対応（学生用）」の内容を遵守させた（【資料 2-3-34】）。さらに、子ども学科独自の配慮として、保育実習・幼稚園教育実習を行う学生に対して、やむを得ず遠方に出かける場合の「行動報告書」（【資料 2-3-41】）、実習先から求められた場合の「行動記録チェックシート」（【資料 2-3-42】）を記載させた。

オ 教育実習

(ア) 幼稚園教育実習

「エ 保育実習」で前述のとおり、幼稚園教育実習においても同様の新型コロナウイルス感染症に関する対策を講じた。子ども学部において幼稚園教諭資格を取得するための実習は、3 年次の春季に 1 週間、4 年次の 6 月に 3 週間行うことになっていたが、文科省の通知「令和 2 年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」（令和 2 年 4 月 3 日）（【資料 2-3-43】）を受け、状況に鑑みて 6 月実習は難しいと判断し、4 年次の実習を 11 月と 12 月に変更して行った。最終的に令和 2（2020）年度は、29 か所の施設で 33 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う科目として幼稚園教育実習指導が設けられている（【資料 2-3-44】）。

(イ) 小学校教育実習

令和元（2019）年度より養成を開始したため、小学校教育実習の初年度は、令和 3（2021）年度となる。令和 2（2020）年度は子ども学部において、小学校教

育実習の準備を行った。令和 3（2021）年度に 3 年生となる 11 名が出身小学校に対して実習受入のための準備を実施した。その結果、令和 3（2021）年度 11 月に 3 週間 10 か所の小学校で実施予定となった（【資料 2-3-45】）。また、教育実習に先立ち、令和 3（2021）年 4 月から 9 月にかけて延べ 40 時間にわたる「学校体験活動」を教育実習受入小学校で実施予定である。実習を遂行する力量を養う授業科目として小学校教育実習指導が設けられている。（【資料 2-3-46】）。

本学では、教職課程委員会と小学校教育実習委員会とが連携して小学校教育実習の企画、運営及び管理を行っている。

カ 病院実習

（ア）診療情報管理士

診療情報管理士の資格を取得するための病院実習は、本学では原則として 3 年次夏季に 90 時間以上行うことになっているが、コロナ禍であったため令和 2（2020）年度は 1 か所の医療機関で 2 名、学内で 2 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として病院実習指導が設けられている（【資料 2-3-32】、【資料 2-3-47】、【資料 2-3-48】）。

（イ）病院インターンシップ

病院インターンシップは、医療機関で医療ソーシャルワーカーの業務、医事課や地域連携室での業務などを体験するもので、社会福祉学部健康福祉学科の医療福祉科目群の一つとして令和 2（2020）年度から開講する授業科目「病院インターンシップ」を履修することにより体験することができる。本学の場合、5 日間合計 35 時間以上行うこととしている。本学はさまざまな専門職養成をしており、夏季・春季ともに社会福祉士や介護福祉士などのための実習が設定されている。そのため、当該科目の履修を希望する学生に対して履修機会を確保するという教育的観点により、前期・後期の 2 期ともに開講する形態とした。（【資料 2-3-49】）。しかしながら、当該科目のインターンシップ先が医療機関であり、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症への対応で医療機関が逼迫している状況であり、病院インターンシップの受入れが困難になることが予想されたため、前期授業科目は開講しないこととした。

授業科目「病院インターンシップ」は、令和 2（2020）年度後期は 2 名が履修し、医療機関 1 か所で春季期間中に病院インターンシップ体験を行った（【資料 2-3-50】）。令和 3（2021）年度前期は 1 名が履修している。

一方、前出の 3 つの類型中、「ハ 大学等と無関係に企業等が実施するインターンシップのプログラムに学生が個人的に参加する場合」については、県内の福祉施設、民間企業等から活動プログラムの紹介があり、本学では、3 年生の必修科目である「キャリア支援Ⅱ－A・B」の授業において積極的に応募を呼びかけた。令和 2（2020）年度にインターンシップ活動プログラムの機会を提供したのは、(福)静岡ホーム、(福)愛誠会、(福)ねむの木福祉会、(福)志太会、(福)美芳会、(福)誠信会、(株)アク

タガワ、静岡信用金庫、TOKAI ホールディングス、(株) フジコー、ライフサービス(株) である (【資料 2-3-51】)。

インターンシップについては、入試・キャリア支援課において企業及び福祉施設・機関等とのマッチングを行うとともに、専門職実習を担当する担当教員、福祉実習指導センター、保育・教育実習指導センター等と連携を図りながら新規実習施設・機関を開拓し、インターンシップ等の充実に努めた。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

1) キャリア形成支援教育及び就職支援

本学は 11 年連続 90%以上と高い実就職率ではあるが、就職を希望しながらも学生の意欲や心身上の理由などから就職が難しい学生も存在する。また、不本意な就職や非正規雇用などの不安定就労、転職や婚姻等を理由としない就職後 3 年以内の離職など、就職が必ずしもゴールではないという実態も散見されるため、令和 4 (2022) 年度には卒業生に対するアンケートや企業向けアンケートを実施し、キャリア支援の改善を図るための資料とする予定である (【資料 2-3-52】)。就職を希望している障がいのある学生に対しては、一つの手段として障害者職業センター及び地域の相談窓口等の機関への利用を促すこととする (【資料 2-3-53】)。また、就職が難しい学生に対しては、在学中の希望や支援ニーズを入試・キャリア支援課による個別面談から把握し、必修科目である「キャリア支援 I - A・B、II - A・B」の担当教員、実習担当教職員、学科教員、卒業研究担当教員などからの情報をもとに、就職先とのマッチングを今後も継続していく。

2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

令和 3 (2021) 年、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験合格率において、本学は全国平均合格率を上回る実績をあげることができた。その要因を推測すると、国家試験受験対策に特化し、合格に至るノウハウを熟知している外部の専門業者による対策講座を継続する (委託した業者の講座受講生は全国的に合格率が高い) とともに、受験勉強は自ら毎日行うことが基本である点を周知する、対策講座においては予習復習を促す、国家資格試験対策センターの委員である教員が外部業者の対策講座へこまめに顔を出して学生と共にある姿勢を見せ続ける、対策講座への出席や模擬試験等の成績が芳しくない学生を早期に把握して個別面談等を通じバックアップする等、自主的に勉強する枠組みの構築や勉強へのモチベーションをアップさせるような取組みを行ったことがプラスに働いたと考えられる。したがって、今後も同様の取組みを継続させるとともに、担当教員制を導入して国家試験までのモチベーションを維持していくことが肝要である。

介護福祉士については、これまで卒業時に資格取得が可能であったが、平成 29 (2017) 年度より養成施設卒業者には受験資格を付与し、卒業年次の学生が受験することとなった。ただし、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日までの介護福祉士養成施設卒業者は、国家試験の受験有無に関わらず、卒業後 5 年間は介護福祉士の資格を有し、当該 5 年間のうちに国家試験に合格、もしくは介護現場

に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き介護福祉士としての資格を有することが可能である。しかしながら、受験資格を有し令和3(2021)年3月に卒業した者は、全員介護福祉士の国家試験を受験しているため、卒業時に介護福祉士の取得を目指すための支援は、必要かつ重要である。本学教員による学習支援では不足していると考えられる部分については、国家試験受験対策講座の経験が豊富にある講師を招聘し開講している。外部講師による国家試験の受験対策に特化したピンポイントの講座内容は、介護福祉士国家試験受験対策講座の年間計画の中で最も効果的な時期に設定しており、学生たちの知識の整理と関連付けに大変効果的である。そのため、今後も継続していくことが適当であると考え。また、本委員以外の教員の協力を得ながら、校内模擬試験や全国統一模擬試験などを継続的に実施し、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、個々の学生の学習状況に応じた個別指導を実施していくなど、適宜必要と思われる支援を行っていく。

保育士に関しては、本学の社会福祉学部の学生が毎年数名、保育士国家試験を受験している。児童福祉施設等への就職を希望する学生の受験が主であり、福祉や心理の基礎を学んだ学生が保育士となって社会に出ていくことには意義がある。本委員による年度初めのオリエンテーションに続き、学内開講授業科目の受講推奨、音楽表現の実技指導及び本学教員による個別指導を行っていく。

また一方で、今後自主サークルを立ち上げ、資格取得希望者同士の学習活動を支援していく体制も整えていく。

3) インターンシップ

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の資格取得は、福祉・医療・教育の職場に就職するうえで有利に働くことから、資格取得を希望する学生も多い。一方で、学生の居住地によっては実習先の確保が継続的な課題となっている。また、障がいや疾病などにより支援や配慮を必要とする学生、実習の実施に困難さを抱えている学生もいるため、支援ニーズを抱える学生の支援体制を整備していく必要がある。支援ニーズを抱える学生への対応については、少人数によるクラスでの指導に加え、学生・教務課、学生支援総合センター、福祉実習指導センター、保育・教育実習指導センター、実習担当教員などが情報を共有するとともに、実習生との個別面談の実施、実習先への情報提供及び配慮依頼、障がい福祉サービスの利用支援などによって、学生のニーズに応じた実習の実施、進路指導、制度やサービスの利用支援など、個々の学生の心身状態に合わせた丁寧なキャリア支援を実施していくこととしている。

また、授業科目「病院インターンシップ」は令和2(2020)年度から開講し、令和2(2020)年度後期の1期しか行っていない。そのため、インターンシップ先の新規開拓が必要である。本学の学生の居住地と希望する体験内容を踏まえて、静岡県内の西部・中部・東部の各地域に一定数のインターンシップ先を確保していくことを検討している。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生生活支援

本学は、委員会組織のひとつであり、学生部長を委員長とした「学生厚生委員会」、学生が中心となっている組織「学友会」、センター組織のひとつ「学生支援総合センター」が学生生活支援の中心的役割を担っている。

ア 学生厚生委員会と学友会

学生厚生委員会は、学友会の設置機関である「代議員会」「体育会・文化会」「大学祭実行委員会」「会計監査委員会」「卒業行事委員会」の日常活動に関する指導・支援、予算管理・指導等を行っている（【資料 2-4-1】）。

また、新入生を対象に「ウェルカム・ミーティング」を開催し、きめ細かく支援する仕組みとして機能している。健康福祉学科と子ども学科は「しずふくウォークラリー2020in 焼津」の名称で、新入生、在学生及び教員との共同活動を通して、焼津駅周辺を散策しながら自分を取り巻くさまざまな人々との関係構築の場とした。このイベントは、入学後の早期に他の学生や教職員との人間関係をうまく構築できることで、円滑な大学生活をスタートさせる役割を果たしている。例年は、年度当初に実施しているが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により 11 月に実施した（【資料 2-4-2】）。福祉心理学科は、例年、食事会を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 2（2020）年度より実施を控えている。

学友会の主な活動としては、学友会の設置機関である大学祭実行委員会が運営する毎年恒例の「静福祭（大学祭）」（令和 2（2020）年度は中止）ほか、代議員会による各種行事（新入生歓迎会、ハロウィンパーティー、クリスマス会）がある。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため、新入生歓迎会、トレジャーハンターを 10 月に実施した（【資料 2-4-3】）。

なお、学生厚生委員会独自の学生生活支援としては、オフィスアワー制度がある。本学の場合、本来の目的である担当授業科目の内容に関する質問だけでなく、学生生活に対する悩み、また就職への相談等、学生からの幅広いニーズに対応していることが特徴である（【資料 2-4-4】）。

イ 学生支援総合センター

学生支援総合センターでは、主に障がいのある学生の学修支援と、メンタルヘルスや身体的疾患等に悩む学生への相談に対して専門職を含め対応にあたっている。令和 3（2021）年 4 月のオリエンテーション時に新入生の健康調査を実施し、学生には同意書並びに撤回書を添付し、持病や受診歴・メンタル面に課題のある学生を

事前に把握し、各学科長へ情報共有をするようにしている。また、新入生の不安や緊張を鑑み「一人暮らしの1年生の会」を実施し、先輩2名の体験と新入生からの質問などを受け交流を深めた（【資料2-4-5】）。

学生相談においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の措置として国の緊急事態宣言が出され、遠隔授業の実施に伴い早々に不安を抱える学生に対応すべくSSW及びSCに電話相談やメール相談の窓口を開設した。電話は保健室経由としてその状況を把握しながら支援体制を整えた。

学生相談の件数は、令和元（2019）年度は延べ115名であったが、令和2（2020）年度は延べ136名となっている（【資料2-4-6】）。

令和2（2020）年度からSSWやSC以外にも、社会福祉士及び公認心理師の資格を持つ職員を配置し、常駐して学生支援総合センター室において学生相談にあたるのが可能となった。その結果、発達障がい、精神障がい、身体障がい等を含む修学上の課題を抱えた学生への対応は学生支援総合センターや保健室からの情報を得て、学内における授業及び定期試験について合理的配慮へと結びつけることができるようになった。

社会福祉学部において2人の障害学生（車椅子使用）に対しては、ノートテイカー並びに教室の座席指定の対応にあたっている。また、2人のうち1人の学生は、入学当初からトイレ介助が必要であると要望が出され、令和元（2019）年6月より毎年、申請を行い、継続して「静岡市重度障がい者大学等修学支援費支給事業」の適用を受け、焼津市社会福祉協議会・藤枝市社会福祉協議会の支援によって、静岡市の予算からトイレ介助が受けられるようになった。

同時に2名の車椅子使用学生の通学を確保するために、学生の時間割に合わせて低床バスに乗ることが出来るようにしずてつジャストライン運行（配車係）とのメールやFAXによる打ち合わせを実施し、学生の登校下校に配慮すべく連携を取っている。

令和2（2020）年には、社会福祉学部にて視覚障がい（全盲）の学生が入学した。当該学生の「他の学生と同様に試験を受けたい」という意向によって、講義で配布する資料のデータを事前にメールにて提供することにした。その結果、当該学生は読み上げソフトや点訳ソフトを活用し、事前に情報を入手できるようになった。また、別室になるものの、点訳された試験問題や課題に取り組むようになっている。さらに、点字ブロックに関し、これまでは一部しか敷いていなかったが、追加工事を実施し、構内をスムーズに移動できるよう配慮した。

なお、学生からの特別措置申請に関しては、保健室が受理した後、学生支援総合センターで申請書の内容を審議し、その結果を学生・教務課へ伝え、授業を担当する教員へ周知し、学生が適切に授業や定期試験が受けられるように配慮している。メール会議による審議の場合には、メールにパスワードをかけたうえで送信するなどの配慮も行っている（【資料2-4-7】、【資料2-4-8】）。

ウ その他

事故被害による負担軽減を目的として「学生教育研究災害傷害保険」と「学研災

付帯賠償責任保険」への加入を全学生に対して行っている。さらに、令和2(2020)年より、外部実習を行う学生は、新型コロナウイルス感染症に対応した保険にも加入するようになった【資料2-4-9】。

2) 経済支援

本学には、重層的な奨学金制度がある。「静岡福祉大学スカラシップ」は、勉学意欲に旺盛で優秀な入学者に、授業料の年額又は年額の2分の1を減免する制度であり、入試結果を基に入試委員会及び教授会の議を経て、学長がスカラシップ生を決定する【資料2-4-10】。2年次以上の学生に関しては、学業成績、人物が優れた学生や経済的援助を必要とする学生に、「特待生奨学金」「一般奨学金」が適用され、授業料の年額あるいは年額の2分の1を支給する。この奨学金の決定は、前年度の成績、学生が提出した申請書類等に基づき社会福祉学部及び子ども学部の学部長、学科長並びに学生・教務課長の協議を経て、学長が行う【資料2-4-11】。「静岡福祉大学児童福祉スカラシップ」は、児童養護施設や里親宅で生活している社会的養護が必要な学生に適用され、入試結果、出願書類等に基づき入試委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する【資料2-4-12】。この他にも日本学生支援機構奨学金、各都道府県による介護福祉士修学資金貸付制度及び保育士修学資金貸付制度がある【資料2-4-13】。

令和2(2020)年度については、新型コロナウイルス感染症の対策における経済的支援として、学生の在宅授業等に対応するための学修環境整備等緊急支援金として、学生全員に一律5万円の給付を行った【資料2-4-14】。また、新たに始まった国の修学支援新制度の活用について、全学生への周知を行った結果、70名の申請が採用され給付を受けることができた【資料2-4-15】。

3) 学修支援

入学前の基礎能力を上げるために、入学前準備教育を実施している。総合型選抜入試、指定校推薦、公募推薦前期、内部推薦合格者は、学部ごとに指定された講座を自宅でテキストと講義DVDを見て学習することができる【資料2-4-16】。令和3(2021)年度入学者の受講希望者数は、社会福祉学部が44人、子ども学部が21人であった。加えて、福祉心理学科入学予定者には、「心理学ワープロ・表計算」として、WordやExcelの基本的なスキルを身につけること、また、子ども学部入学予定者には、ピアノ経験のない者に基礎的なピアノ教育を実施することを予定していたが、コロナ禍のために中止した。

また、授業期間中において、授業科目の内容に関する質問については、シラバスに授業ごとの受付方法を記載し、授業終了後にも担当教員が対応する等、オフィスアワーの時間帯に限定せず適宜対応するようにしている【資料2-4-17】。

4) 保健管理

新型コロナウイルス感染症により、令和2(2020)年度の入学式は中止となり、授業の開始は1か月延期し、5月から在宅授業という形で開始した。その後、6月から本格的に対面授業となった。保健室業務は、対面授業開始後の令和2(2020)年6月

より、感染予防対策を中心とした対応となった。

令和3（2021）年度の学生の健康診断は、感染予防対策を徹底し4月に実施し、受診率97.6%、有所見率は9.9%であった。対象の健康状態に応じて個別の健康管理、生活指導を行った。（【資料2-4-18】）。

令和2（2020）年度の保健室利用状況は1,267件であり、令和元（2019）年度の1,283件と比較し若干減少している。しかし、2か月間の在宅期間があったことを考慮すると、決して減少しているとはいえない（【資料2-4-19】）。

保健室対処としては検温やその他の測定に関する処置が多く、次いで悩み相談、健康相談に対する保健指導などが多かった。学校医による健康相談を年2回保健室で行い、4人の利用があった。（【資料2-4-20】）。

新型コロナウイルス感染症に対する感染予防の保健指導が多く、危機管理室と連携し、より実践的な感染予防に取り組んだ。その結果、クラスターの発生はなかった。また、学生は学修や人間関係・経済的問題のストレスや悩み等の不安や相談が多く、学生支援総合センターと連携し学生の個別の状況に応じたきめ細やかな支援と対応を行った。学生からの居場所拡大の希望に応え、学生支援総合センターや学生厚生委員と連携し、居場所拡大の検討を行った。その結果、空き教室の一覧表を曜日ごとに作成し、空き教室の利用ができるようにした（【資料2-4-21】）。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生相談に関する内容・件数、保健室利用状況等は、毎年度取りまとめているものの、次年度の取組みに活かす仕組みがない。学生支援総合センターが中心となって学生厚生委員会と連携し、これらの情報を活かす仕組みを構築するための検討を行っていく。

今後も、学生の意見を取り入れながら、学生厚生委員会、学生支援総合センター及び事務部学生・教務課、総務課が連携を図り、学生サービスの充実を図っていく。

本学園の中期計画である静岡精華学園みらい躍進計画（令和3年度～令和7年度）の中で、「学生のキャンパスライフを支援する機能を強化」という目標を掲げていることから、さまざまな方法で学生からの要望を集約していきたい。

なお、国の修学支援新制度の創設に伴い、本学独自の奨学金制度の見直しが急務となっている。受給者にとってよりよい奨学金制度となるべく、学生・教務課を中心に検討する。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 学修環境の整備

本学は、JR 東海道線焼津駅からバスで 20 分、西焼津駅からバスで 13 分、車でのアクセスは東名高速道路焼津・藤枝スマート IC から 10 分、焼津 IC から 15 分、吉田 IC から 15 分の場所にあり、キャンパスは 1 か所に集約され、自然にあふれた閑静な環境に位置する（【資料 2-5-1】）。

校地は、平成 4（1992）年に地元自治体（焼津市）との公私協力方式により取得し、大学所有部分と焼津市からの無償貸与部分があるが、教育目的の達成のためには十分な面積を有している。

静岡福祉大学校地	33,395.8 m ²	設置基準上必要面積	9,400 m ²
（所有部分）	18,182.7 m ²		
（借用部分）	15,213.1 m ²		

校舎敷地及び運動場用地は、自己点検評価共通基礎データ様式 1 が示すように、それぞれ 21,384.8 m²、12,011.0 m²あり、校舎面積は大学設置基準に規定されている面積 6,610.1 m²を大きく上回っている。校舎建物については、以下のとおりである（【資料 2-5-2】）。

ア 教室棟（鉄筋コンクリート 3 階建て）

教室棟は、1 階、2 階に大教室 3 室（120 人教室）、中教室 2 室（80 人教室）、小教室 2 室（40 人教室）、保健室を持っている。3 階には小教室 4 室（40 人教室）があり、そのうち 2 室は、企画情報センター施設として PC 及びセンターモニターを備えており、さらにサーバー等を保管するインターネットオフィスを設置している。

イ 講義・厚生棟（鉄筋コンクリート 2 階建て）

講義・厚生棟の 1 階には、学生食堂（200 席）、中教室 2 室（70 人教室）がある。2 階には、大講義室（無線 LAN 利用可・257 席）、演習室のほかに、心理学関連実験室 2 室、準備室、観察室兼編集室、プレイルーム・保育実習室が設置され、心理学及び保育学の専門教育を行う環境を整えている。

また、心の相談センターが設置され、心のケア活動に従事する方々に対する支援を行い、地域社会のメンタルヘルス改善活動に貢献することを目指している（【資料 2-5-3】）。さらに隣接して学生支援総合センターと障害学生支援室が同部屋に設置され、学生への個別相談など学生サービスの拠点として利用されている（【資料 2-5-4】、【資料 2-5-5】）。なお、令和 3（2021）年度より、学生支援総合センター及び障害学生支援室が担う学生支援に関し、保健室（看護師 1 人、社会福祉士及び公認心理師を取得している非常勤職員 1 人が駐在）との連携強化を目的として、トリアージやゲートキーパー業務、SSW や SC のカウンセリング予約や障がい学生の支援の特別措置申請の受付業務は、保健室が担当することになっている。（【資料 2-5-6】）。

ウ 福祉創造館（鉄筋コンクリート 6 階建て）

福祉創造館には、1階に学生の福利厚生施設である学生ホールとコンビニエンスストアがあり、カフェテリア部分に、無線LAN環境が整備されている。2階、3階は、第2大講義室（262席）となっており、専用ビデオプロジェクター2基、書画カメラを備え、無線LAN等の対応ができるICT環境が整った教室である。4階には中教室1室（60人教室）、小教室2室（40人教室）があり、授業や研修発表に使用されている。5階には、保育・教育実習指導センターがあり、幼稚園教諭、保育士資格及び小学校教諭一種免許状取得のための実習の計画・相談等の業務を行っている（【資料 2-5-7】）。6階には、音楽室（1室）、リズム室（1室）、ピアノ練習室（10室）があり、幼児教育の中心的な空間となっている。なお、4階、6階には各1室、5階には8室の研究室がある。

ピアノ練習室については、防音対策を講じた密室での指導となるため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から令和2（2020）年4月から使用を取りやめており、代替措置として小会議室等にてピアノ実技指導を実施している。

エ 介護福祉棟（鉄筋コンクリート3階建て）

介護福祉棟は、1階に地域交流センターがあり（【資料 2-5-8】）、地域貢献活動の拠点スペースとして活用されているほか、家政実習室、調理実習準備室、被服実習準備室、小教室がある。小教室には、人の動作を詳細に解析できる高速カメラ解析システム、有酸素的な能力を測定できる機器システム、平衡機能の指標となる重心動揺を測定することができる床反力計解析システムが設置されている。2階には研究室1室と「法人本部・事務局」があり、3階には研究室8室が配置されている。

オ 介護福祉実習棟（鉄骨平屋建て）

介護福祉実習棟は、入浴実習室や介護実習室などの設備があり、介護福祉士養成科目の実習で活用している。その他、コロナ禍により使用の制限もあるが、研究においても有効利用されている（【資料 2-5-9】）。

カ 研究室棟（鉄筋コンクリート3階建て）

研究室棟は1階から3階まで合計30室の研究室が配置されている。また、1階には、福祉実習指導センターが設置され、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の実習の計画・相談等の業務を実施している（【資料 2-5-10】）。

キ 管理棟（鉄筋コンクリート2階建て）

管理棟は、1階に学生・教務課、入試・キャリア支援課、総務課、企画広報課の事務スペースがあり、学生への対応を直接対面式のカウンターで実施している。さらに、学長の執務室、応接室、複数の会議室等があり、1階エントランスホールにはインターネットコーナーが設置されている。2階は図書館（567㎡）となっている。

図書館は、蔵書数（和書、洋書）43,098冊、雑誌61種、視聴覚教材等1,182点を所蔵し、閲覧用の118席の座席を有し、グループ学習室、多目的学習室、学習支

援室を備え、それぞれの目的に即した自主学習環境となっている（【資料 2-5-11】）。

なお、社会貢献事業の一環として、図書館独自の地域に対するサービスも実施しており、平成 27（2015）年 1 月には障がいの有無に関わらず誰でも楽しめるバリアフリー絵本を集めた「バリアフリー文庫」、平成 28（2016）年 2 月にはやなせたかしの作品とキンダーブック等の保育絵雑誌を集めた「キンダー文庫」を開設した（【資料 2-5-12】）。しかし、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため学外者の利用を禁止した。

その他、令和 2（2020）年 10 月から 11 月にかけて小泉八雲記念館並びに焼津図書館及び大井川図書館と共催で「小泉八雲生誕 170 年・来日 130 年記念 4 館連携事業」を実施した（【資料 2-5-13】）。



【図 2-5-1 バリアフリー文庫】



【図 2-5-2 キンダー文庫】

ク 体育館（鉄筋コンクリート一部 2 階建て）及び運動場用地

体育館は、1 階は各種スポーツ・健康関係の授業で使用するほか、クラブ・サークル活動にも利用している。2 階には、バーベル、ランニングマシン、筋電計等を備えたトレーニング室があり、健康福祉関連の実技教育の教室ともなっている。体育施設は、体育館の他にテニスコート 2 面を有している。運動場用地は、授業で使用するほか、クラブ・サークル活動でも使用している。また、部室は 2 棟あり、部室棟 1（鉄骨平屋建て）には部室 9 室とミーティングルームがあり、部室棟 2（鉄骨平屋建て）には部室 2 室と学友会室があり、これらは学友会活動やクラブ・サークル活動等の拠点となっている。

2) 学修環境の適切な運営・管理

ア 学内情報ネットワークの環境

主要な学内情報ネットワーク関連機器を設置している教室棟から各棟の間は、光ファイバーを敷設し、また、それぞれの棟の内部には、LAN ケーブルを敷設するなど、ICT 化に対応した環境を整備している。

しかし、機器の老朽化等により通信速度が遅いこと、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による遠隔授業の実施（特に同時双方向型による遠隔授業）に耐え得る機器の性能ではないことなどの課題が見られたことから、令和 2（2020）年度よ

り3年程度の整備計画を策定し、令和2(2020)年9月より改修を行っている。

その結果、通信速度の遅延は解消し、遠隔授業の実施も可能になった(【資料2-5-14】)。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点により、対面授業は教室の収容定員の2分の1以内で実施することとしたため、履修者が多い一部の授業については、一つの講義を2教室で行う分散授業での対応を余儀なくされた。そこで、教室棟の101教室の視聴覚設備の更新とあわせて、教室棟の202教室、講義・厚生棟の大講義室の機器の更新、遠隔講義システムの導入・設定を行い、分散授業の実施環境を整備した(【資料2-5-15】)。

令和3(2021)年度以降は、通信速度の更なる安定化を図るとともに、全ての建物に無線アクセスポイントを設置し、学生、教職員がフリーWi-Fiを利用できるようにすることで、円滑な遠隔授業の実施と学生サービスの向上を図る予定である。

本学では、どのような環境下であっても学修機会を確保できるよう、引き続き学修環境の整備に努めている。

イ 講義室等の運営・管理

毎年度、事務部総務課により、夏期休暇期間を中心に校舎の改修及び改良工事を進めている。令和2(2020)年度は、福祉実習指導センターや研究室の雨漏り対策も含めた研究室棟新棟外壁改修工事を行った(【資料2-5-16】)。

また、学生・教務課が管理している教育備品については、前述に記載した分散授業への対応を行った。(【資料2-5-15】)。

なお、大学施設等の使用については、「静岡福祉大学施設等使用規程」に基づき、管理運営を行っている(【資料2-5-17】)。

ウ 危機管理体制の運営・管理

学生便覧に、学生用の災害対策マニュアルを掲載し、その中で全ての建物の避難経路や避難場所を図示し、周知に努めている(【資料2-5-18】)。教職員については、共有サーバーに災害対策マニュアルを保管し、いつでも閲覧できるようにしている(【資料2-5-19】)。防火防災管理については、防火防災対策委員会を設置し、組織的な防火防災に努めており、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮して、人的密集が懸念される避難訓練等は実施せず、いざという時取るべき防災行動や実際の避難経路を正しく認識するとともに、有事に当たって具体的にどのような行動を取るか等のイメージトレーニングを実施した。(【資料2-5-20】)。

また、災害発生時に備えて、飲料水や食料、その他用品の備蓄品に関し、消費・使用期限等の点検を行っており、特に、保管している飲料水や食料については、保存年限を超えないよう定期的に更新している(【資料2-5-21】)。

本学建物の耐震化率は100%であり、想定される地震動に対しての強度は保証されている。

なお、本学所在地は、海岸までの距離が約3km、海拔9mであり、静岡県第4次

地震被害想定では、南海トラフ巨大地震の津波浸水域から外れているため、焼津市の指定津波避難ビルに指定されており、地元の防災拠点として機能している（【資料 2-5-22】）。

エ 新型コロナウイルス感染症の防止対策の推進

令和 2（2020）年 3 月から全国的に新型コロナウイルス（covid-19）の感染症の拡大が本格化したことにより、本学においても令和 2（2020）年度の前期授業は、約 1 か月延期し、5 月 11 日から遠隔授業にて開始した後、6 月 8 日より対面授業に切り替えて実施した。以後、全面对面授業を実施している。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止対策を迅速かつ的確に推進するため、令和 2（2020）年 4 月以降、学内に学長をトップに学部長、事務部長等による危機管理室を設置し、臨機応変に対応している。今までに実施してきた主な対応は次のとおり。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の流行段階に応じた行動指針の策定と周知（【資料 2-5-23】）
- (イ) コロナ禍で経済的な困難を抱える学生への対応として、学則の授業料等の延納、分納に関する規定を改正（【資料 2-5-24】）
- (ウ) 構内で実施する行事の規模縮小もしくは取りやめ（卒業式、入学式、オープンキャンパス、大学祭等）
- (エ) 学生食堂・売店の一時休業（令和 2（2020）年 6 月 8 日から営業再開）
- (オ) 遠隔授業実施に係る環境整備（サーバー更新、光ケーブル敷設替え、貸出用 PC の整備等）
- (カ) 各種感染予防措置（各教室・会議室の定員抑制、無窓教室の使用取りやめ、手指消毒剤の構内設置、非接触型体温計の導入、分散授業用資機材整備、食堂及び地域交流センター内テーブルに飛沫感染防止用パーティションの設置、福祉創造館 1 階ロビーテーブルの間引き等）

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、バリアフリー化に努めており、学内の建物をつなぐ渡り廊下の出入口を自動ドアにし、福祉創造館から教室棟、講義・厚生棟（2 階）への車いすでの移動が可能で、教室棟 1 階の保健室、101 教室、102 教室、103 教室については出入口をスライドドアにしている。また、体育館と教室棟の出入口のスロープの拡幅と傾斜を緩くする改良を行うとともに、管理棟裏出入口、講義厚生棟 1 階学生食堂出入口、介護福祉実習棟に架かる渡り廊下のスロープにおいても同様に、拡幅と傾斜を緩くする改良を行う等、障がい学生が受講しやすい教育環境を整えている。

また、令和 2（2020）年 4 月の全盲の視覚障がい者の入学に伴い、各建物内や主要通路に点字ブロックを敷設するとともに衝突の危険性がある個所への緩衝材を設置した。さらに、屋外での移動の一助として、福祉創造館から管理棟前まで点字ブロックを増設した（【資料 2-5-25】）。



【図 2-5-3 点字ブロック】



【図 2-5-4 緩衝材設置箇所】



【図 2-5-5 福祉創造館前点字ブロック】



【図 2-5-6 管理棟前までの誘導点字ブロック】

なお、大教室のうち1教室は、スライディングウォールによる区画により受講生数に応じた教室サイズへの変更が可能で、教室の有効活用を行っている。

その他エレベーター1基、障がい者用トイレ2か所等を設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

履修人数別の開講科目数は、【表 2-5-1】のように、履修者数20人以下が54.4%とほぼ半数に達し、40人以下では82.0%と約8割を占めている。

【表 2-5-1】令和3（2021）年度 履修人数別開講科目数

履修人数	科目数	割合
101人以上	13	2.4%
81人～100人	19	3.5%
61人～80人	32	6.0%
41人～60人	33	6.1%
21人～40人	148	27.6%
1人～20人	292	54.4%
合計	537	100.0%

社会福祉士及び精神保健福祉士養成に関連する演習・実習科目は20人以内で実施す

る要件があり、学科ごとに 20 人以内のクラスを設けている。また、その他専門分野の演習・実習系科目においても、教育効果を高めるため 40 人以下の小規模クラスを原則とし、学生一人ひとりのフォローアップが可能な体制を構築している。さらに、基礎科目においても、1 年次必修科目である初年次教育科目「基礎セミナーⅠ」及び「基礎セミナーⅡ」は、25 人程度の少人数クラスとし、学生一人ひとりの顔が見える体制を整えている（【資料 2-5-26】）。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学内情報ネットワークの整備に関し、3 年程度の計画を策定し実施することとしているが、本学の財政状況等により当初計画どおりに進まない可能性がある。したがって、企画情報センターを中心に、国庫補助等の外部資金の獲得策を検討し、確実に整備計画が進むよう努める。

また、同時に対面授業の開始に向けた準備も検討する必要がある。3 密の恐れのある食堂や教室における、新しい生活様式への対応に関し、危機管理室が中心となって検討していく。特に、子ども学科のピアノ練習室に関しては、分散対応を行わざるを得ないため、対応を検討する。

その他、福祉系大学として施設の更なるバリアフリー化を今後も順次進めていく。

さらに、本学が平成 22（2010）年度に策定した「危機管理マニュアル」は、東日本大震災以前のものであるため、地震に対しての想定見直しが急務となっている。また、昨今の異常気象により避難情報の改定が内閣府により随時行われているため、現在の警戒レベル及び避難情報に即した、危機の事象ごとの危機管理マニュアルについて令和 3（2021）年度中の完成を目指す。併せて、教職員用の災害対策マニュアルや防災備蓄マニュアルも継続的に見直しを行っていく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学生の意見・要望を把握するために、以下の調査等を実施している。

1) 学生生活調査

本学の委員会組織のひとつである学生厚生委員会が中心となり、毎年、学生の生活

状況や本学に対するニーズを把握するために、全学年を対象にマークシート形式による「学生生活調査」を実施している。調査結果は、学生生活調査報告書として、集計、分析及び検討結果をまとめ、在学生専用のポータルサイトのフォルダにアップし、閲覧できるようにするとともに、HPにも掲載し外部に公開している。この報告書は、充実したキャンパスライフを過ごすために必要な学修支援及び学修環境の改善に向けた資料としている（【資料 2-6-1】）。

この報告書の主なものは、「教室、体育館などの授業関連の施設」については「とても満足している」及び「やや満足している」が 72.4%に対し「あまり満足していない」及び「全然満足していない」が 26.0%であった。また、「トイレ、学生ホール、部室などの福利厚生」については「とても満足している」及び「やや満足している」が 70.2%に対し、「あまり満足していない」及び「全然満足していない」が 27.9%となっている。

また、学生食堂、売店の改善については、学生厚生委員会内に「学食・コンビニ（売店）支援」担当委員を置き、毎年度、学生の要望に応じたメニューや学食環境、売店の改善に向けて、学食、売店業者との協議を学生の代表を交え行っている（【資料 2-6-2】）。しかし、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため、協議を実施することができなかった。

その他、調査項目に「施設や制度、対応等大学への要望や意見」という自由記述欄を設けており、学生からの声を汲み取ることに努めている。

令和 2（2020）年度においては、学生生活調査とは別に、学生の新型コロナウイルス感染症の防止対策に関する意見や要望を把握するためのアンケート調査を実施した。その結果、通学環境の改善を求める声が強かったことから、路線バス運営会社及び当該路線バスの運行に助成している焼津市と交渉した結果、以下のとおり改善が図られた。

ア 本学各授業の開始・終了時刻に合わせた路線バスの運行

イ バス内の乗客過密を防止するため、車内の混雑状況に応じた続行便の増発

ウ 五十海大住線の西焼津駅南口発焼津市立病院行きバスの午前 8 時台の増便

また、学生駐車場の整備についても要望が強かったため、急遽、駐車場内の整地と表面硬化措置及び駐車区画表示の改善を実施した。これらの学生の要望・意見への本学の対応状況については、ホームページや学内メールにて周知を図っている。

2) 学修環境の改善等に関する要望書

学生厚生委員会が中心となり運用している「学修環境の改善等に関する要望書」の申請手続は、以下のとおりである（【資料 2-6-3】、【資料 2-6-4】、【資料 2-6-5】）。

ア 個人又は団体（サークル等）が、「学修環境の改善等に関する要望書」に「要望事項・要望理由」を記載し、学生・教務課に提出する。

イ 提出された要望書の内容は、学生厚生委員会で検討する。

ウ 内容が適当であると判断、承認した場合には、「学生厚生委員会」からの要望として発議し、「学長・副学長・事務部長・学生教務課長・総務課長・その他関係部署」に回覧する。

エ 学長決裁により対応方法が決定する。

オ 結果は、改善、要望内容に対する改善の可否に関わらず、届出のあった個人又は団体（サークル等）にフィードバックする。

令和 2（2020）年度は、要望書の提出はなかった。学生に対する要望書の存在についての周知が徹底されていないためと考えられる。「キャンパスライフの手引き」に学修環境改善要望書の PR ページを新たに追加掲載した（【資料 2-6-6】）

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活調査報告書の結果について、令和元年（2019）年度と令和 2（2020）年度の調査結果の比較において、回答率については令和元（2019）年度は 66.1%、令和 2（2020）年度では 77.7%と 7～8 割の学生が回答している。

「大学での勉強の重要性」について、「大いに重要である」「重要である」を合わせると令和元（2019）年度は 92.0%で、令和 2（2020）年度は 95.0%であった。

「授業に対する理解」では、「大いに思う」「思う」が令和元（2019）年度は 64.8%、令和 2（2020）年度は 65.1%であった。

「将来設計（進路）への不安」について、「ある」が令和元（2019）年度は 86.2%、令和 2（2020）年度は 81.8%であった。

「アルバイトの状況」では、「している」が令和元（2019）年度は 79.8%、令和 2（2020）年度は 78.4%であった。

このように 2 年間の結果を比較してみると、修学環境については、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響が懸念されていたが、特に大きな変化は認められず、例年とほぼ同じような傾向であることがわかる。

学修する施設については約 7 割の学生が「満足している」という回答を得ているが、今後もより充実した学修環境の改善に努めていく必要がある。「大学生生活の満足度」の全項目について比較すると、「大学への電車・バスなどのアクセス」に関する満足度は今回も際立って低くなっており、約 7 割の学生が「満足していない」という回答となっている。この通学環境の改善については、令和 3（2021）年 4 月から路線バス運営会社及び路線バス運行に助成している焼津市との交渉により、本学の授業の開始・終了時刻に合わせた路線バスの運行や西焼津駅南口発焼津市立病院行のバスの午前 8 時台の増便等の改善が図られている。

今後も学生からの意見・要望については積極的に把握・分析し、学修環境の改善に取り組むとともに、分析結果と課題は、運営協議会・教授会を通じて全学的に共有し、解決に向けた協議を行うこととする。

また、学生厚生委員会により「学修環境の改善等に関する要望書」が整備され、学修環境改善の要望に関する改善のためのシステムが構築されたが、学生等からの学修環境改善要望がほとんど出されず、システムの活用が不十分であった。キャンパスライフの手引きに掲載しているが、学生への周知を徹底するため、オリエンテーション等でアナウンスを行っていくこととする。

さらに、学生の要望については要望書以外でも、いろいろなルートにより幅広く学生の声を吸い上げる。

[基準2の自己評価]

本学では、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定しており、ホームページ、大学案内、学生募集要項等を活用し、広く周知に努めるとともに、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れを全ての入試において実施している。

入学定員は、230人であるが、入学者は令和元年（2019）年度154人（収容定員充足率0.74）、令和2（2020）年度は209人（収容定員充足率0.75）、令和3（2021）年度は159人（収容定員充足率0.72）となった。財務の視点から見ると、大学全体の収容定員充足率は0.80以上であることが望ましいが、現状は平成30（2018）年度より3年連続して0.80を下回っている。具体的には、大学全体では、前年比で50人の減少となり、2年前の入学者とほぼ同数となった。減少した要因は、入試改革初年度の令和3（2021）年度は、全国的な志願者の減少、上位校のボーダーラインが下がり定員確保にシフトした傾向があること、専門学校へ一定数が流れてしまったことが考えられる。また、4月26日、5月31日に開催予定であった来場型オープンキャンパスが開催できず、令和3（2021）入試のための初回のオープンキャンパスが6月14日のWeb開催となった影響もあると考えられた。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、入学者受入れに関する事業の大幅な見直しが求められている。今後の状況を見極めたうえで、Webによるオープンキャンパスの開催やオンラインでの個別相談など、対面によらない事業に関し、早急な検討を行い入学者の確保に努めるものとする。

学修支援については、引き続き、年度当初のオリエンテーションにおける各学年次に対応した履修相談及び支援を教職員が連携しつつ実施しているほか、演習及び実習系の科目では担当する教員グループが共同し、学生の情報を交換、共有しつつ授業に臨んでいる。さらに、オフィスアワー制度、学生支援総合センターの取組み、学科所属の担当教員の重層的な仕組みを構築し、学生のニーズの多様性に応えている点を特徴としている。また、FD活動の一環として学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、授業改善を図っていることも学修支援につながっている。

キャリア支援については、社会福祉学部では、2年次から3年次にかけて必修科目「キャリア支援」を設け、社会人としての基礎力を身につけ、就職試験で内定を獲得することを目指している。また、4年次の「キャリア支援」は、選択科目であるが、主体性の確立を目指している。一方、子ども学部では、社会福祉学部と同様の内容に加え、保育の現場の問題に取り組んで、就活力向上を目指している。担当教員による専門的知識・技術の指導はもちろんであるが、事務部入試・キャリア支援課の職員も教員と連携を図り、就職活動に向けた指導を実施している。本学の就職、とりわけ福祉系の施設等への就職に関連する資格取得については、国家資格試験対策センターを設置し、外部業者に委託して受験学生を対象とする受講料無料の国家試験対策講座、模擬試験等の支援を実施している。インターンシップに関しては、正規の教育課程として位置づけられた実習教育に加えて、民間企業、行政が実施するインターンシップを学生に紹介し、積極的に参加を呼びかけている。

学生サービスについては、学生生活支援、経済支援、修学支援、保健管理の各領域で

組織的な支援体制を整備している。特に、学生支援総合センター及び学生厚生委員会が中心となり、関連部署である保健室が個別の対応を行い、学生の抱える多様な課題の整理と解決を図っている。毎年度実施する学生生活調査からは、学生生活全般に関する学生の意見や要望を把握することが可能であり、それらの分析結果を各部署にフィードバックすることにより、支援の充実・改善に役立っている。

学修環境の整備については、大学設置基準を上回る校地や校舎等を有し、ICT化の流れの中で学生に情報活用の機会を提供するネットワークの構築や障がい学生の学生生活を保障する自動ドアやスロープの設置によるバリアフリー化等、本学の教育目的に適した環境を整えている。令和2（2020）年3月から全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が本格化したことにより、本学においても令和2（2020）年度の前期授業は、約1か月延期し、5月11日から遠隔授業にて開始した後、6月8日より対面授業に切り替えて実施した。以後、全面对面授業を実施している。

学生の意見・要望への対応については、学生厚生委員会が中心になり、毎年度、全学生を対象に「学生生活調査」を実施し、その結果は、学生が充実したキャンパスライフを過ごすために必要な学修支援及び学修環境の改善に向けての資料としている。「大学生生活の満足度」の全項目について比較すると、「大学への電車・バスなどのアクセス」に関する満足度は今回も際立って低く、約7割の学生が「満足していない」という回答となっている。この通学環境の改善については、令和3（2021）年4月から路線バス運営会社及び路線バス運行に助成している焼津市との交渉により、本学の授業の開始・終了時刻に合わせた路線バスの運行や西焼津駅南口発焼津市立病院行のバスの午前8時台の増便等の改善が図られている。今後も学生からの意見・要望については積極的に把握・分析し、学修環境の改善に取り組んでいく。

平成30（2018）年4月より運用を始めた「学修環境の改善等に関する要望書」の活用を進めるために、キャンパスライフの手引きに掲載して学生に周知をしている。学生の要望については要望書以外でも、いろいろなルートにより幅広く学生の声を吸い上げていきたい。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえて策定している。ディプロマ・ポリシーは、社会からのニーズ、学生の現状などを踏まえて年度毎に見直しを行い、学生便覧、ホームページ及び大学案内で学内外に発信している（【資料 3-1-1】、【資料 3-1-2】、【資料 3-1-3】）。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の策定と周知

1) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準の策定

本学の単位認定基準では、シラバスの作成に際して、全ての授業科目についてディプロマ・ポリシーとの関連の記載を義務づけている。したがって、全ての教員は、単位認定に当たりディプロマ・ポリシーを踏まえて成績評価を実施している。

なお、科目群は全てディプロマ・ポリシーと整合性を有するカリキュラム・ポリシーに基づいて配置されていることから、ポリシーの一貫性を担保している（【資料 3-1-4】）。

進級基準、卒業認定基準は、【表 3-4】のとおり、本学では進級の要件を定めておらず、卒業認定基準のみを策定している。卒業認定基準は、静岡福祉大学学則第 40 条第 1 項に規定している（【資料 3-1-5】）。なお、静岡福祉大学学則第 40 条第 1 項の条文に記載されている別表第 3 に関しても【資料 3-1-5】に記載のとおりである。

2) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準の周知

単位認定基準は、学生便覧で周知するとともに、シラバスにおいて授業科目ごとに成績評価の基準・方法を明示している（【資料 3-1-6】、【資料 3-1-7】）。なお、シラバスは Web 上でも閲覧することが可能となっている。また、卒業認定基準は、カリキュラム表に「卒業要件」として掲載し、学生に配付することで周知している（【資料 3-1-8】）。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 単位認定基準

ア 履修登録

履修登録では、各自で年間の受講計画を立て講義を受講し、単位を修得する意思を示すことを課している。したがって、カリキュラム内容を把握し、卒業・取得希望資格等を考慮して、年間の受講計画を記載して履修登録をする必要がある。

本学では、前期の履修登録時に後期科目も履修登録することを基本としているが、後期履修変更期間に変更を認めている。前期と後期にそれぞれ履修登録確認期間があり、登録の訂正は当該期間中に行う必要がある。前年度に単位が修得できなかった科目は、再度履修することができる。ただし、修得済みの科目は再履修することができない。

なお、履修登録確認期間終了日の翌日から授業科目の総授業回数の2分の1に達する授業日の前日までであれば、届出により履修登録を取り消すことができる（【資料 3-1-9】）。

イ 単位修得について

単位修得については、筆記試験及びレポート他、本学において実施する試験に合格しなければならない。授業科目によっては、日本語ワープロ検定試験などの検定試験の結果に基づき単位認定が行われる場合がある。また、所定の期間在学しても、履修上の不備や出席日数の不足等により、単位数が不足している場合は、卒業が認定されず留年となる。なお、「単位数が不足している」状態とは、総単位数が不足していることだけでなく、科目群ごとの最低修得単位数が不足している場合や必修科目が不合格である場合も含む（【資料 3-1-9】、【資料 3-1-10】）。

2) 成績評価について

各授業科目の学業成績は、学期末の試験（筆記・レポート（論文・作品）・実技・実験・実習等）の成績、平素の学習状況等を総合して、授業担当教員が評価を行う。成績評価の基準・方法については、授業科目ごとにシラバスに明記している。

成績評価は「秀・優・良・可・不可、履修中・認定」をもって表し、可以上を合格、不可を不合格としている（【資料 3-1-10】）。

本学には、学生が成績評価に疑問があるときには、当該科目担当教員に問い合わせる制度があり、評価の透明性を確保している。

なお、社会福祉士等の実習の評価については、実習配属先施設・機関の指導者が加わっている。具体的には、次のア～オのとおりである。

ア 相談援助実習評価

社会福祉士養成課程における相談援助実習の成績評価は、実習による学習成果の到達度評価基準の客観性を確保するため、配属実習施設・機関の評価及び実習日誌の記述内容をベースにしつつ、実習担当教員（実習指導クラス担当教員及び巡回指導担当教員）の合議により最終的な評価を決定することとしている。その評価のために、「配属実習施設・機関の実習指導者が実習時の様子・実習日誌等を基に評価する実習評価票」「実習巡回及び帰校日の状況・関係書類」「実習日誌」を用いてい

る（【資料 3-1-11】）。

イ 精神保健福祉援助実習評価

精神保健福祉士養成課程における実習（精神保健福祉援助実習）は、精神科医療機関及び障害福祉サービス事業所での実習に対する評価に関し、「実習施設・機関が実習の様子・実習日誌を基に評価する実習評価票」「実習巡回指導教員による巡回指導」「実習日誌」等を用いて行っている。これらの評価を精神保健福祉実習委員会による合議により決定している（【資料 3-1-12】）。

ウ 介護福祉実習評価

介護福祉士養成教育における実習（介護福祉実習）については、1年次から3年次までの積み上げによる事業所ならびに施設実習により実施しており、実習の評価においては、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、巡回指導、事後指導での評価を総合的に調整し、介護福祉実習委員会において最終評価を決定している（【資料 3-1-13】）。

エ 診療情報管理士に係る病院実習評価

医療福祉学科の診療情報管理士に係る病院実習の評価については、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、訪問指導、事後指導での評価を総合的に調整し、診療情報管理士養成委員会において最終評価を決定している（【資料 3-1-14】）。

オ 幼稚園教育実習評価及び保育実習評価

子ども学部子ども学科における幼稚園教育実習及び保育実習の評価は、実習先の実習評価、実習日誌の評価、個別指導担当教員による評価（巡回指導を含む）の3つを点数化することで評価し、保育実習委員会で最終確認を行っている（【資料 3-1-15】）。

3) GPA 制度（【資料 3-1-16】）

本学では、学業成績評価は5段階評価とし、GPA 制度によって行っている。

ア GP の計算方法

学年ごとに授業科目の成績を5段階（秀、優、良、可、不可）で評価し、それぞれに対して、以下のGPを与える。

成績評価	秀	優	良	可	不可
評 価	S	A	B	C	D
G P	4.0	3.0	2.0	1.0	0

イ GPA の計算式

【学年 GPA】

$$\frac{4.0 \times S \text{ の修得単位数} + 3.0 \times A \text{ の修得単位数} + 2.0 \times B \text{ の修得単位数} + 1.0 \times C \text{ の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「D」の単位数を含む）}}$$

【通算 GPA】

$$\frac{\text{（各学年に評価を受けた科目の取得ポイントの合計）の総和}}{\text{（各学年に評価を受けた科目の単位数の合計）の総和}}$$

注1 取得ポイントとは、「(評価を受けた科目で得た GP) × (その科目の単位数)」である。

注2 GPA の計算は、小数点第 3 位を四捨五入するものとする。

ウ GPA 制度導入に伴う注意事項

- (ア) 履修登録した授業科目に関し、履修登録の取消しをしないで放棄した場合や未受験の場合であっても、評価（不可）を受けた授業科目として単位数が計算される。
- (イ) 認定により合格となった授業科目は、GPA の算出から除く。

エ GPA 制度の活用方法

本学では、GPA 制度を以下のように活用している。

- (ア) 科目の過剰登録を防ぎ学修時間を確保するため CAP 制を導入し、各学年で履修登録可能な単位数の上限を年間 50 単位と定めているが、直前の学年の GPA が 3.4 以上の者については、年間 56 単位まで履修登録を認めている。
- (イ) 本学独自の奨学金である特待生奨学金及び一般奨学金における選考並びに授業料を 4 年間全額減免する特別スカラシップの継続条件に活用している。
- (ウ) 直前の学期の GPA が一定基準を満たしていない学生に対し、専任教員が学修指導を行う。なお、継続的な学修指導にもかかわらず、修学意欲や生活環境に改善の見込みがないと判断した場合は、退学勧告をすることがある。

4) 卒業判定について

学期末に行われた定期試験の成績評価が行われた後、最終学期の学生に関する全ての単位修得状況を集計し、教務委員会にて卒業要件を満たしているか否かについて審議を行う（予備判定）。

その後、予備判定の結果を基に、教授会において卒業判定に関する審議を行う。教授会での審議の結果は、速やかに学長に報告され、学長の決定をもって正式な卒業判定としている（【資料 3-1-17】）。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における単位認定基準、卒業認定基準等の仕組みは問題なく機能しているが、デ

イプロマ・ポリシーとの関連において、ディプロマ・ポリシーに明記された「福祉力」と「学士力」が、身につけているかどうかを計るための指標の検討が必要である。それにより、客観的なPDCAサイクルによる課題の把握から改善のための計画づくりとそれらの検証、それに基づく課題の再検討のためのシステムづくりが可能となる。これらについては、教務委員会を中心に早急に要点を整理したうえで検討を始めていく。

また、学則第31条（入学前の既修得単位等の認定）の解釈、認定に際しての客観性、公平性、透明性を担保した評価項目に至るまでの検討についても、教務委員会、運営協議会等の関連部署で精査する予定である。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的、教育研究上の目的に基づき策定している。カリキュラム・ポリシーは社会からのニーズ、学生の現状などを踏まえて年度毎に見直しを行い、ホームページ及び大学案内により周知を図っている（【資料3-2-1】、【資料3-2-2】）。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、「専門分野の枠を超え、社会における公共的な課題を解決するに当たって、さまざまな立場の人と協働し、市民社会を形成する能力を身につけるための基礎科目・共通専門科目・専門科目を配置する」である。

つまり、「外国語」「人文科学」「社会科学」「自然科学」「スポーツ」「総合基礎」「情報」の7つのカテゴリーに分類した科目を配置し、共通専門科目（社会福祉学部）については「社会福祉科目Ⅰ群」「社会福祉科目Ⅱ群」「卒業研究」の3つのカテゴリーに分類した科目を配置している。さらに、専門科目についても各学科でいくつかのカテゴリ化された科目群を配置している。

目下、それぞれの学部学科と取得資格別の履修モデルの検討を進めており、将来の科目ナンバリングの導入を踏まえたカリキュラムツリー（マップ）の具体化を目指している。

本学のディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシーと一貫性を有し、本学の基本理念（教育理念）である「福祉力」及び中央教育審議会が掲げる「学士力」を身につ

けていること、社会福祉学部と子ども学部に通ずる基礎科目の履修において到達目標に達していること、社会福祉学部と子ども学部に通ずる配置された共通専門科目、学科専門科目が到達目標に達していることを掲げている（【資料 3-2-1】）。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1) 教育課程編成区分及び編成方針

本学では、カリキュラム・ポリシーに基づき、科目群ごとに教育課程の編成方針を定めており、同時に履修要件と履修登録単位数の適切なカリキュラムとなるべく、毎年度見直しを行っている。令和 2（2020）年度の教育課程の編成方針は、【資料 3-2-3】のとおりである。

なお、令和元（2019）年度入学者より、学科再編成を実施している。

2) シラバスの整備及び単位制度の厳格化

上述の編成方針を厳正に運用するためには、シラバスの整備は欠かせない。そこで、本学では、教員に対しシラバス記載要領が盛り込まれている「教務便覧」を配付している。当該要領には、「授業の到達目標と卒業認定・学位授与方針との関連」について、到達目標に掲げる本学の教育理念である「福祉力」の“力”については 1 つ以上 3 つ以内、また、中央教育審議会が提言する「学士力」の“力”等については 1 つ以上 5 つ以内と規定されており、各授業科目の到達目標の明確化と精選化を図っている（【資料 3-2-4】）。

3) 履修モデルの整理と提示

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日、中央教育審議会）に、今後の大学の在り方として「教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識される必要がある」という指摘があるが、これは高等教育機関の教育の「質の保証」の観点から重要である。いつ何を学び、身につけることができるのかが明確になっているか、という点をしっかり認識するためには、学生に 4 年間の学びの全体像が把握できる体系的なカリキュラムを提示する必要がある。そのため、学生、教員双方に理解しやすい履修モデルづくりを進めている。

そこで、学生が 4 年間の学修を主体的に選択する際の履修モデルを【資料 3-2-5】のとおり整理した。12 ある履修モデルの全容を学生に配布する資格取得の手引きに掲載し、年度当初のオリエンテーションにおいて行う取得希望資格等に応じた時間割作成時に参考に供している。また、1 年次後期の総合基礎科目「基礎セミナーⅡ」（必修）の授業題材「2 年次以降の学修デザインを立てよう！」でクラス担当教員が説明をしている。2 年次以降においても、アドバイザー担当教員による履修相談や個別指導を行っている。

【資料 3-2-5】履修モデル一覧

学部学科	モデル名	主に目指す資格（（ ）内は副）
社会福祉学部 福祉心理学科	社会福祉モデル① [ベーシックモデル]	社会福祉士（認定心理士）
	社会福祉モデル②	社会福祉士（スクールソーシャルワーカーと認定心理士）
	精神保健福祉モデル①	精神保健福祉士（認定心理士）
	精神保健福祉モデル②	精神保健福祉士（スクールソーシャルワーカーと認定心理士）
	精神保健福祉モデル③	精神保健福祉士（社会福祉士）
	心理モデル [ベーシックモデル]	公認心理師<学部課程修了>、認定心理士もしくは認定心理士<心理調査>
社会福祉学部 健康福祉学科	介護福祉モデル① [ベーシックモデル]	介護福祉士（社会福祉主事）
	介護福祉モデル② [ベーシックモデル]	介護福祉士（社会福祉士）
	医療福祉モデル	社会福祉士（医療事務関連資格）
	健康福祉モデル	健康運動実践指導者（レクレーション関連資格）
子ども学部 子ども学科	幼保モデル	幼稚園教諭・保育士（小学校教諭2種免許／通信制）
	幼小モデル	幼稚園教諭・小学校教諭(特別支援学校教諭免許／通信制)

これらの履修モデルの特徴は次のとおりである。

ア 学修者が4年間を通じて身につけることができる内容を理解し、主体的に学修計画を設計するに当たって参考になるものである。また、卒業後の就職に向けてのキャリアデザインを主体的に設計するのに参考になるように組み立てられている。つまり、それぞれの履修モデルの科目は、いずれも履修者がどのような能力が身につくかを本学の教育理念である「福祉力（を鍛える）」と、平成20（2008）年の中央教育審議会が提言された学士課程共通の学修成果に関する参考指針である「学士力」の観点から明らかにしている。

イ 入学早々にいずれかのモデルを決定する必要があるが、2年次以降に進路変更が可能であることも教員が指導している。

ウ 初年次教育（「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」）において、本学の個性・特色である「一人ひとりに寄り添った人間形成教育を重視し福祉力を鍛えるとともに地域福祉活動を推進する」を具現化する仕組みとして、修学ポートフォリオ（本学が定める学士力、福祉力の習熟度合い等を記述した学修カルテ）を活用するとともに、「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」のクラス担当教員との個別相

談において自らアセスメントを実施する。このことにより、履修モデルを基に卒業に向けた学修計画を学生自身が確認できる。

エ 選択科目については、履修モデルでは各分野から学修の基本となる授業科目をピックアップしている。履修モデルに記載されていない授業科目であっても、自ら選択して履修することが可能である。

オ 個別相談において、履修の際には予習復習時間が必要となることを確認させ、適切な事前・事後の課題を提示する一方、無理な学修計画にならないように注意を促し、効率的な学修について学生指導を行っている。

4) CAP 制 (【資料 3-2-6】)

本学は、履修登録可能な単位数の上限を年間 50 単位と定め、単位制度の厳格化を図っている。ただし、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、診療情報管理士、スクールソーシャルワーカー、幼稚園教諭・小学校教諭及び保育士の資格・免許の取得に必要な実習に関する授業科目の単位数は、当該単位数に含めない。

なお、以下の要件を満たす者には、年間 56 単位を上限に履修登録を認めている。

①直前の学年の GPA が 3.4 以上の学生

②その他学長が必要と認めた学生

3-2-④ 教養教育の実施

全学共通基礎科目は、「人文科学」「社会科学」「自然科学」「外国語」「スポーツ」「総合基礎」「情報」の 7 科目群で構成されている (【資料 3-2-3】)。

そのうち、「教養ゼミ」的機能を果たす授業科目として、「総合基礎」の中に、3 年生を対象とした「教養講読 A」「教養講読 B」、4 年生を対象とした「教養研究 A」「教養研究 B」が設置されている。「教養講読」科目は、教員の専門性を生かして学生の興味関心を研究領域に高める基礎知識を深めること、また「教養研究」科目は、さらにアクティブ・ラーニングの活用等によって論理的思考力を高めることに資するものである。

これらの授業科目は、専門ゼミ形式の「卒業研究 I・II」と並行して学ぶことが可能となっており、「卒業研究 I・II」の履修学生のうち、約 1 割が「教養講読」「教養研究」を履修している。(【資料 3-2-7】)。これら「教養講読」と「教養研究」で養われた学生個々人の学修意欲は、主体的なテーマ設定の確立と研究意欲の醸成をもたらすとともに、多角的な視野から探求する力も身につくため、専門知識の修得に幅を持たせることが期待できる。

また、令和元 (2019) 年度入学者より、「総合基礎」の中に配置していた授業科目「キャリア支援 I-A」「キャリア支援 I-B」(ともに必修科目)を「基礎セミナー I」、「基礎セミナー II」(ともに必修科目)に改め、本学における初年次教育科目と位置づけた(【資料 3-2-8】)。

初年次教育科目設置の背景としては、近年の入学生の状況や社会から求められる人材像の変化等、社会情勢の変容が挙げられる。

なお、「基礎セミナー I」「基礎セミナー II」を適切に運用するために、運営要項を作成し、授業科目担当教員に配付するとともに、ガイドブック『しずふく読本 2021』(A5 判、

113 ページ) を制作し、学生に配付した (【資料 3-2-9】、【資料 3-2-10】)。このガイドブックの内容は、「基礎セミナーⅠ」「基礎セミナーⅡ」の題材ガイド、学修や学生生活全般についてのガイドや各教員からの 1 年生への“熱い”メッセージである。本学の教員 (特任教員を含む) が各々 1 ページ (800 字) の執筆を担当しているが、マンガ入りのページやエッセイ風のものもあり、1 年生にとって分かりやすく、親しみやすいものとなっている (【資料 3-2-11】)。学生は、授業の事前学習として当該ページを読んで、授業に臨んでいる。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1) 演習・実習教育

本学において、最も教授方法に工夫を凝らしている科目が演習・実習科目である。

演習科目については、国家資格取得に準拠する内容であるのはもちろんのこと、最新の事例をさまざまな教材から相応しいものを選び、少人数クラス編成の通常の演習の他、合同授業との併用により、効果的で一定の教育の質を保証した学生の修学意欲と個々の「福祉力」「学士力」を念頭においた指導を行っている。

実習科目は、座学では学ぶことのできない現場における直接的な対人コミュニケーション等を取り入れた実習指導の科目や、実習を履修するための前提科目の設定や、実習前・実習中・実習後の各段階における学生一人ひとりに対するきめの細かい指導体制を整備しているのが特徴である。実習先との連絡を密にし教育効果を高めるために、現場指導者を学内に招待し、学生に実習の報告を発表させ、教員と現場実習指導者との意見交換や共通認識を持つ機会を確保している。

ア 実習指導センターの設置

社会福祉系の国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、また、医療系の診療情報管理士、及び公認心理師の受験資格並びに教育系の幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状並びに福祉系の保育士資格を取得するためには、それぞれに定められた実習が必修となる。また、資格取得のためではないものの、医療機関における医療ソーシャルワーカーの業務等の体験を目的とした実習系の授業科目「病院インターンシップ」もある。それらの現場実習の支援機関として福祉実習指導センターと保育・教育実習指導センターを設置している。各センターでは、国家資格等の取得を目的とした実習が円滑に行えるように実習先の施設・機関との調整を行い、実習を履修する学生に対して、実習の準備から終了後までの手続きの指導及び相談対応を行っている (【資料 3-2-12】)。

令和 2 (2020) 年度は、実習における新型コロナウイルス感染症の対策として、以下のことを行っている (【資料 3-2-13】)。

- ・「実習教育における新型コロナウイルス感染症への対応方針について (実習機関用・学生用)」を作成し、実習機関と学生への周知を図った。
- ・「健康チェックシート」を作成し、実習前・実習中の体温、咳等の症状の有無を記載するようにし、実習での感染予防の徹底を行った。
- ・実習先での新型コロナウイルス感染及び学生・教職員が媒介となり実習先へウ

ウイルスを持ち込んだ場合の傷病及び賠償として、新型コロナウイルス感染症に対応した保険への加入を行った。

イ 演習・実習教育の体系

ア) 社会福祉士

社会福祉学部共通専門教育課程である社会福祉士養成課程においては、特に実践的な教育である演習・実習教育に関する課程を体系的・逐次的に編成している。演習については、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術を実践的に修得するとともに、専門的援助技術として概念化、理論化し体系立てていくことができる能力を涵養し、実習については、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得し、社会福祉士として求められる資質、技能、倫理などを身につけ、課題把握や総合的な対応能力を修得することを目的としている。

なお、実習に関しては、3年次又は4年次の夏季に180時間以上（概ね24日間程度）行うことを基本としている（【資料 3-2-14】）。これらの教育については、学内だけでなく実習先の社会福祉施設・機関との連携による推進が重要となるため、科目を担当する教員による社会福祉演習実習委員会が推進及び調整にあたっている（【資料 3-2-15】）。体系的な教育において、より実践力を高めるための特徴的な取り組みとして以下の教育プログラムを実施している。

ア) 施設見学（見学実習）

2年次の授業「相談援助実習指導A」の中で、実習先となる施設・機関の概要を知り、社会福祉を学ぶうえで重要な現場に触れる機会を持つために、社会福祉法人の協力を得て、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者福祉サービス事業所等の施設見学（見学実習）を実施している。3年次に履修する「相談援助実習」の準備として予備知識を得るとともに、サービス利用者や支援の実際を理解するために、事前学習・事後学習に力を入れている（【資料 3-2-16】）。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、動画視聴による施設見学を実施した。

イ) 相談援助実習報告会・実習指導者意見交換会

相談援助実習の教育を意義ある形で充実させるため、養成（教育）機関、実習先の施設・機関との間で実習指導者意見交換会を毎年度開催している。令和2（2020）年度は、本学教員よりカリキュラム改正の概要やポイントを説明した。（【資料 3-2-17】）。この意見交換会では、実習先の施設・機関に、報告会の内容や進行、実施した企画内容や意見交換会で取り上げたいテーマに関するアンケート調査を行っており、その結果を受けて、発表時間、進行方法、意見交換会等の運営方法を検討するとともに、自由記述で挙げられた実習プログラムや実習スーパービジョンのあり方などの意見交換会のテーマについての意見を委員会内で共有し、実習指導や次年度の意見交換会の参考にしている。

この意見交換会に合わせて実施している相談援助実習報告会では、実習生（学生）が作成した実習報告書（レポート）に基づいた実習体験、気づき、考察などに関する報告（プレゼンテーション）を行っている。また、作成した集録については、「相談援助実習報告集」として学生、他大学、各実習施設・機関、他大学等に配布している（【資料 3-2-18】、【資料 3-2-19】）。

(イ) 精神保健福祉士

精神保健福祉援助実習の目的は、演習・実習を通して実践力の高い精神保健福祉士を養成することである。本学においては、以下の2年次から4年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している（【資料 3-2-20】）。

ア) 2年次には見学実習（精神科病院）を実施。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、障害福祉サービス事業所の見学を取り止め、移動及び実施時間を短縮のうえ実施した（【資料 3-2-21】）。

イ) 3年次においては、夏季に参加型体験実習（3日間）を実施し、記録の仕方やコミュニケーション能力の向上、クライアント（利用者）の生活背景の理解を促した。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、施設の配属実習から学内実習へ変更して行った。学内実習においては、地域の事業所の協力を得て、利用者並びに指導者を招き、作業体験をし、その中で利用者とのコミュニケーションを図った（【資料 3-2-22】）。

ウ) 3、4年次で履修する「精神保健福祉援助実習」の場として、精神科医療機関や障害福祉サービス事業所等において実習を実施した。精神保健福祉士としての知識・技術・価値の習得をねらいとしている（【資料 3-2-23】）。

エ) 実習報告会では、精神保健福祉士を目指す3年生と実習指導者が参加し、質疑を行っている。また、令和2（2020）年度の実習指導者との意見交換会は、新型コロナウイルス感染症の拡大を鑑み中止とした。（【資料 3-2-24】）。

オ) 実習報告集を作成して、学生及び実習先に配布し、学生の実習体験の共有を図っている（【資料 3-2-25】）。

(ロ) 介護福祉士

介護福祉実習においては、介護の体験を通して、厚生労働省が定める介護福祉士資格のための指定科目の領域「人間と社会」で学んだ人間の尊厳や、領域「こころとからだのしくみ」で学んだ介護に必要なからだのしくみ等、これまでの学習内容を統合させて、領域「介護」とは何かを理解・再認識し、それを実践する能力を修得する。また、生活支援に係る知識と技術を修得するとともに、即戦力のある介護福祉士としての能力を向上させる。本学においては、1年次から3年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している（【資料 3-2-26】）。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による施設実習中止を想定し、学内実習プログラムを策定することとした（【資料 3-2-27】 【資料 3-2-28】）。

ア) 1年次では、居宅介護実習（2日間）と施設実習を実施している。居宅介護

実習では在宅の高齢者や障がい者、家族の状況を理解することや、在宅サービスの概要や機能を理解するために、大学近隣の社会福祉協議会で実施している。利用者の暮らしの場や関わりを通してコミュニケーションの大切さを学び、また、施設の概要を理解するために、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、通所介護事業所等での実習を実施している（【資料 3-2-29】）。

- ㊦ 2年次には、1年次での実習の学びを基に、利用者の個別性に応じた生活支援技術の実践と工夫、介護過程の準備としての情報の収集・分析、介護目標の設定、計画立案の取り組みを行うために、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設等での実習を実施している（【資料 3-2-30】）。
- ㊧ 3年次では、施設実習を実施している。施設実習では、2年次での実習の学びを基に、一人の利用者に対する個別援助計画の立案・実施・評価といった一連の介護過程を実習する。また、介護福祉士としての職業倫理や専門職としての姿勢を身につける。実習施設は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設である（【資料 3-2-31】）。
- ㊨ 3年次に行った介護過程の取り組みを報告する機会として、介護福祉事例報告会を実施している。報告会では、介護福祉士を目指す1、2年生も参加し、取り組み内容について意見交換を行っている。報告内容は、事例報告集としてまとめ、実習を経験した3年生と介護福祉士を目指す1、2年生に配布し、実習体験の共有を図っている（【資料 3-2-32】、【資料 3-2-33】）。
- ㊩ 実習指導者と養成校との間で共通のテーマとなっている、実習指導法や実習の在り方に関する意見交換の場として、実習指導者懇談会の開催準備をしていたが、県内の感染状況と懇談会開催による感染拡大のリスクを鑑み、対面での開催を中止することとした。代替的な対応として、事前アンケートに記載されていた質問などに関して回答文書を作成し、資料とともに実習施設に郵送した。（【資料 3-2-34】）。

(エ) 診療情報管理士

診療情報管理士養成課程における病院実習では、専門性が高く実践力がある診療情報管理士の養成を目指し、2年次より以下のとおり系統的に指導を行っている（【資料 3-2-35】）。

- ㊦ 2年次では、病院実習の全体像の把握を目的とした実習報告会への参加、実習に際して求められるソーシャルスキルの確認を目的としたボランティア等の社会的活動への参加とその体験報告（病院実習指導の第1回講義）を課す（【資料 3-2-36】）。
- ㊧ 3年次前期の病院実習指導では実習計画書の作成、日誌の記載方法を個別的に指導し、医療情報学演習では病院実習に対応した情報分析能力の基礎的教育を実施する（【資料 3-2-36】、【資料 3-2-37】）。
- ㊨ 3年次の夏季に3週間の病院実習を実施する（【資料 3-2-38】、【資料 3-2-39】）。
- ㊩ 実習の総括として、実習報告会を実施した。（【資料 3-2-40】）。

わ) 実習報告会に向けて、学生たちが作成した実習報告書を冊子にし、学生及び実習先に配布し、学生の実習体験の共有を図ることとしている。ただし、令和元（2019）年度に関しては、実習者数が少なかったため、令和2（2020）年度実習者と合わせた冊子を作成した（【資料 3-2-41】）。

(オ) 病院インターンシップ

健康福祉学科の医療福祉科目群の一つとして、令和元（2019）年度から2年次前・後期にそれぞれ授業科目「病院インターンシップ」を設置し、令和2（2020）年度に開講年次を迎えた。本学は様々な専門職養成をしており、夏季・春季ともに社会福祉士や介護福祉士などの実習が設定されているため、当該科目の履修を希望する学生に対して履修機会を確保するという教育的観点により、前期・後期の2期ともに開講する形態としている。

病院インターンシップは、授業科目「病院インターンシップ」の授業内容・時間数に含まれており、授業科目「病院インターンシップ」を履修することにより病院インターンシップを体験することができる。授業科目「病院インターンシップ」は事前学習として4回の授業の後、5日間35時間以上の病院インターンシップ、その後に事後指導として2回の授業から構成されている。病院インターンシップは、医療機関において医療ソーシャルワーカーの業務、医事課や地域連携室での業務などを体験するもので、資格取得などを旨としたものではない（【資料 3-2-42】）。第2回授業までには、学生個々のインターンシップ受入れ先を調整し、それぞれのインターンシップ先に合わせた事前学習を行っている。また、事後の振り返りも授業内に位置付けることによって、インターンシップで得られた学びを学生同士で共有し深化できる機会となっている。

しかしながら、令和2（2020）年度前期は、新型コロナウイルス感染症への対応で医療機関が逼迫している状況においては、病院インターンシップの受け入れが困難になることが予想されたため、授業科目を開講しないこととした。

令和2（2020）年度後期は予定どおり開講し、2名が履修し、医療機関1か所で春季期間中に病院インターンシップ体験を行った（【資料 3-2-43】）。

(カ) 教職課程（幼稚園教諭一種免許状）（【資料 3-2-44】）

実践力のある質の高い幼稚園教諭を養成するために、幼稚園や保育現場での実習を重視した教育課程となっている。具体的には、1年、3年、4年に実習を主体とする科目を配置し、理論と実践の往還方式を取り入れた学びの内容となっている。具体的には、1年次の通年科目「保育実践入門」と、3年後期と4年前期の「幼稚園教育実習」である。実習を充実させるため、それぞれ以下のような内容で取り組んでいる。

ア) 幼稚園教育実習の前段階の授業科目として、本学では、1年次の通年授業である「保育実践入門」を位置づけている。「保育実践入門」では、幼児教育や保育とはどういうことか、幼稚園や保育所での現場実習を通じて理解を

深める内容である。授業の中で、現場（幼稚園）で幼稚園の役割やさまざまな子どもの姿、保育者の関わり方、さまざまな保育技術の方法等を学んだ見学・観察実習を通し、その後それらの内容についてレポート作成、グループ討議で振り返りを行っている。しかしながら、令和2（2020）年度はコロナ禍にあって、以下のような内容の代替を行った。

- ・前期は、保育技術に関する内容について実技を交えた授業内容とした。
- ・後期は、現場に行くことが難しい状況の中、幼稚園や保育所の教職員を大学に招いて現場の実践的な講話とした。

また、授業の中で、実習に向かう期待感を得ることを狙いとして、授業に上級学年の学生が参加し、実習についてさまざまな疑問や質問に応える機会をもった（【資料3-2-45】）。

- 1) 「幼稚園教育実習」は、3年後期に1週間、4年前期に3週間、合計4週間、幼稚園教育現場で実習を行うという日程となっている。一度に4週間の実習を行うのではなく、まず幼稚園現場で、1週間は観察実習や参加実習を体験的に行い、学生が自ら幼稚園現場での学びから省察を行った後、4年生の3週間の実習により実践的な実習を行う往還方式の学びを取り入れている。実習を分けることで、大学に戻り、理論と実践を交互に行うことができるため、より実習が実りの多いものとなる教育方法でもある。実際に、1週間の実習後の振り返りでは、座学で学んだ理論的な内容が現場実践と必ずしも同じでないこともあり、実習の取り組み方を修正するための時間として有効であった。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症に関する対策を講じることとした。幼稚園教諭資格を取得するための実習は、文部科学省からの通知に従い、実習時期等臨機応変に対応することとした（【資料3-2-46】、【資料3-2-47】）。

(キ) 教職課程（小学校教諭一種免許状）

子ども学科「幼小モデル」の小学校課程では、小学校教諭一種免許状を取得するとともに、小学校における各種の教育課題の解決に積極的に取り組むことのできる教育実践力の高い教員の養成を目指している。本学は福祉の大学であり、教育も福祉の一環であると捉え、児童がより良い生き方を求められるように、日常の取組を工夫し、実践できる教育者を目指している。このような教師像を具現化するために、教育実習に取り組むための前提となる基礎・基本の教育理論や各教科の指導技術を習得する科目として、各教科、教科指導法をはじめ、教育方法論、特別支援教育、生徒・進路指導論等の多くの教職関連科目を1年次に配置している。3年次には、1年次に取得できた知識や技術を教育現場（小学校）で活用するために、実習系の科目として、学校体験活動、小学校教育実習指導、小学校教育実習、教職実践演習を配置している（【資料3-2-48】）。

また、子ども学科「幼小モデル」では幼小連携を踏まえて、幼稚園教諭一種免許の取得を推進しているため、幼小接続を意識した教育や特別な配慮を必要

とする幼児・児童への対応も実施している。このように実習との連携による学びの系統化・総合化を図ることにより、専門職としての高い自覚を持ち、ハンディキャップを抱える児童の支援ができる小学校教員の養成ができることを強みとしている。

教授法の工夫としては、以下のようなことが具体的に実施されている。

ア) 「小学校教育実習」では、観察実習から始まり、児童を理解したうえで教材研究をもとに指導案を作成し、研究授業を担当することになっている。このため「小学校教育実習指導」では、指導案や教材の作成とともに、「マイクロ・ティーチング（以下、MT）」を実施し、受講生間での相互評価と指導教員からの助言を行い、授業実践指導力の向上に努めている（【資料 3-2-49】）。

イ) 教育実習後には実習指導として、グループによる反省会、全体報告会、個別指導を行う。

ウ) 実習の前段階として、3年次の4月と9月に「学校体験活動」を配置し、教育実習受入校に赴き、授業の見学・観察を行い、小学校の役割やさまざまな子どもの姿、小学校教員の関わり方を学ぶ。気づきや学んだことを各自レポートにまとめ、グループ討議や全体発表を実施し、気づきや教育課題の共有を図っている。また、学校体験を重ねていく中で各自の視点や課題を見つけ、小学校教育への理解を深めるとともに、11月からの小学校教育実習に向けた準備を行っている（【資料 3-2-50】）。

（ウ）保育士

保育実践力のある質の高い保育士を養成するために、1年次から3年次まで実習科目が配置され、それらの学びが積み上がるような現場実習体制となっている。具体的には、1年次の「保育実践入門」、2年次の「保育実習Ⅰ（保育所）」、3年次の「保育実習Ⅰ（施設）」やそれぞれの実習指導である。これらの実習を充実させるため、以下のような内容で実習に取り組んでいる。

ア) 実習の前段階として、1年次の通年授業である「保育実践入門」を位置づけている。「保育実践入門」では、保育についての理解を深めるために、保育の現場（保育所及び児童福祉施設）で見学・観察を行い、保育所及び児童福祉施設の役割やさまざまな子どもの姿、保育者の関わり方を学ぶ。そして現場で体験したことについて各自レポートにまとめ、グループ討議等を行うことになっていた。しかしながら、令和2（2020）年度はコロナ禍にあって、以下のような代替の内容で行わざるを得なかった。

- ・前期は、保育技術に関わる内容について実技を交えた授業内容とした。
- ・後期は、やはり現場に行くことが難しい状況のなか保育所や幼稚園の教職員を大学に招いて現場の話聞いた（【資料 3-2-45】）。

イ) 2年次の保育実習Ⅰ（保育所）は、その実施に先だった「保育所実習指導」において、保育所の園長による講話の聴講、子どもの理解のための学習、日誌の書き方の学習、指導案作成の学習、実技指導等を行う。このような準備

を行ったうえで、2年次の春期休暇中に2週間の実習を行う。【資料 3-2-51】、【資料 3-2-52】。

その後、3年次には、施設実習指導Ⅰを受講した後、夏期休暇中に保育実習Ⅲ（施設）を2週間行う。この実習は「保育実習Ⅰ（保育所）」の経験が前提にあることで、児童養護施設や障がい児施設等の施設現場の体験について理解が深まり、施設保育士の役割の学修という目的を果たすことができる。3年次の後期に「保育所実習指導Ⅱ」あるいは「施設実習指導Ⅱ」を受講した後、春期休暇中には「保育実習Ⅱ（保育所）」または「保育実習Ⅲ（施設）」を2週間行う。この実習は選択必修で、最後のまとめとしての実習や就職先を見通した実習としてのねらいがある（【資料 3-2-53】）。

以上、十分に3回の実習を通した実践的学習を行うことにより、現場で活躍できる保育士を養成する。なお、令和2（2020）年度は、コロナ禍の影響で、実習受け入れ不可となった施設もあった。

り）実習後には事後指導として、グループによる反省会、全体報告会、個別指導の時間をもち、自己省察、自己研鑽も行った。（【資料 3-2-54】）。

2) 卒業研究

社会福祉学部は、「卒業研究Ⅰ」（3年次通年、4単位、選択科目）と「卒業研究Ⅱ」（4年次通年、4単位、選択科目）である。一方、子ども学部は、「卒業研究Ⅰ」（3年次通年、2単位、必修科目）と「卒業研究Ⅱ」（4年次通年、4単位、必修科目）である。

「卒業研究Ⅰ」と「卒業研究Ⅱ」については、「静岡福祉大学学生の卒業研究に関する規則」及び「静岡福祉大学子ども学部学生の卒業研究に関する内規」に基づき実施し、「教職員教務便覧－2021年度版－」（教務委員会発行）に卒業研究発表要項及び卒業研究論文執筆要領を記載している（【資料 3-2-55】）。

社会福祉学部においては、学生が興味関心を持ったテーマを選択し、それまでに修得してきた知識や技能を総合しながら、専門領域について主体的な研究を深めるために、教員と学生相互の協働によるゼミナール形式で学ぶ。文献講読・調査・フィールドワーク・製作・発表・討論等の過程を通じて科学的理解や分析を深め、学生自らが問題を発見・追究して一定の成果を獲得することを目的としている。その成果として、卒業論文にまとめることを目指し、令和2（2020）年度には25人の学生が卒業論文を執筆した。さらに、卒業論文の執筆学生が、研究の成果を報告する卒業研究発表会を開催している。卒業研究発表会では、学生が教員、学生及び地域関係者を前に発表を行う。この場は、学生同士による研究の共有、他の専門分野からの助言による新たな視点の獲得や達成感の向上につながっている（【資料 3-2-56】）。

子ども学部においては、各自が専門分野に対する興味・関心に基づき、専門的学修指導を受ける授業科目「卒業研究Ⅰ」を開講している。提示された課題あるいは学生自らが設定した課題について相互に問題意識を共有しつつ、情報収集、文献講読等を通して問題追究・課題探究を進め、最終的に発表を行う（【資料 3-2-57】）。「卒業研究Ⅱ」では、さらにその内容を発展させ、文献学習・調査等を行い、一連の成果を研究

論文としてまとめることを目的としている（【資料 3-2-58】）。令和 2（2020）年度には 45 人の学生が卒業論文を執筆した。

なお、本学で卒業研究を担当することができる教員は、「社会福祉学部卒業研究指導教員要件」及び「子ども学部卒業研究指導教員要件」で定められている要件を満たす者としている（【資料 3-2-59】）。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年度より、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成に当たり、社会福祉学部と子ども学部において、初年次教育である「基礎セミナーⅠ」「基礎セミナーⅡ」を開講している。

履修モデルについては、令和元（2019）年度以降の入学生に提示している。授業科目名や開講時期、学生の利活用の在り方について、教員から改善に向けた指摘、意見等が出ているため、令和 2（2020）年度の教務委員会で、これらの指摘、意見等を多面的に把握し、改善に向けた協議を行った。複数の国家資格を取得する場合の履修科目等の時間割の調整や、実習先及び時期の調整の必要性等、明確化された課題については、令和 3（2021）年度以降も継続して検討していく。

次に、本学の学生サポート体制については、1 年次は必修科目である「基礎セミナーⅠ」（前期）と「基礎セミナーⅡ」（後期）があるため、クラス担当教員が定期的な面談を実施し、学修面や生活面の支援を行っている。また、3 年次、4 年次では「卒業研究Ⅰ」及び「卒業研究Ⅱ」を履修すれば、当該授業科目の担当教員が卒業研究の指導のほか、学生に対する相談支援が可能である。ただし、「卒業研究Ⅰ」や「卒業研究Ⅱ」を履修していない学生には、2 年次以降、こうしたサポート体制が築かれていない。いわゆる、支援の空白があると言わざるを得ない点が指摘されている。学生の抱える課題が多様化している状況下で、4 年間にわたる学生個人へのサポート体制の構築は焦眉の検討課題である。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) シラバスによる達成状況の点検と評価

「福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成する」という本学の目的の達成状況は、授業科目ごとに点検される必要がある。シラバスには、各授業科目においてディプロマ・ポリシーに基づい

た学生が到達すべき目標が明記されている。学生は達成の度合い等授業科目ごとに設定された評価尺度に基づき、成績評価を受ける（【資料 3-3-1】）。教員の成績評価に関し、学生から質問できる体制があるほか、今後は学生の国家試験受験動向とその結果の分析を教育内容に反映していく仕組みづくりを検討していく。

2) 達成状況の点検と評価方法の工夫・開発としての個別面談

社会福祉士養成科目「相談援助実習指導」では、評価の方法として形成的評価を開発し、活用している。具体的には、授業の終了時だけでなく、学修過程において学生の理解状況を把握するために個別面談を実施するというものである。その目的は、学生一人ひとりが教育目標を適切に理解し、達成可能かどうかを教員と学生の双方が確認する点にある。すなわち、学生が自らの資質を確認し、対人援助専門職としてふさわしいかどうかを客観的に理解することにより、職業上のミスマッチを防ぐとともに、本学の目的に謳った「有為な人材」たりうるかどうかについて自己覚知させることを目指している（【資料 3-3-2】、【資料 3-3-3】）。

3) 福祉系等の委員会による点検と評価方法の工夫・開発

福祉分野の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士、教育分野の幼稚園教諭、小学校教諭、そして公認心理師が国家資格であることは、本学の目的に明記する「高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能」な専門職であることの明証と言ってもよい。そこで、各資格と免許に関連する社会福祉演習実習委員会、精神保健福祉実習委員会、介護福祉実習委員会、保育実習委員会、公認心理師等養成委員会、小学校教育実習委員会を設置して、定期的に会議を開催するなかで教育目的の達成状況に関する点検・評価を実施している。また、併設する福祉実習指導センター及び保育・教育実習指導センターでは、常時、学生面談に応じているほか、センター所属教職員が上記委員会の構成員として関わっている（【資料 3-3-4】、【資料 3-3-5】、【資料 3-3-6】）。

4) 授業アンケートによる点検と評価

前期と後期には、全授業科目において学生によるマークシート方式（自由記述を含む）の授業アンケートを実施している。アンケートの内容は、教育目的の達成状況を学生の視点で評価するもので、自らの意欲・動機のみならず、教員の指導法についてもチェックする項目群で構成されている。アンケート結果は、全教員の平均値を含むレーダーチャート形式で整理・分析されているため、評価結果が一目瞭然であり、達成状況を客観的に把握することが可能である（【資料 3-3-7】）。

5) 学生生活調査による点検と評価

毎年実施する学生生活調査では、教育目的の達成状況に関連する学生の学修状況を把握する項目を設けている。それらの調査結果は「学生生活調査報告書」と題したデータとしてまとめ、全ての専任教職員及び学生が閲覧できる（【資料 3-3-8】）。

6) 卒業時アンケートの実施

平成 30 (2018) 年度卒業生より、本学の基本理念 (教育理念) 福祉力 (7 項目) と、中央教育審議会が提議した学士力 (13 項目) について、4 年間の大学生活においてどの程度身についたのかを自己評価するために、卒業時に「卒業生対象学びの実感アンケート」を実施している。令和 2 (2020) 年度卒業生についても実施した (【資料 3-3-9】)。これにより、成績評価、卒業認定時における他者評価と学生自身の自己評価の比較が可能になり、今後の教学マネジメントに生かすことができる。

また、入学直後に行う自己評価と卒業時アンケートを比較することで、卒業生が「何が身についたのか」を可視化することができる。この結果を踏まえて、各学科等における教育内容の再検証を行う取り組みを検討していく。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) 年度当初における個別面談

年度当初に履修ガイダンスを設け、個別対応の履修指導を実施している。一人の教員が数人の学生を担当し、新入生については個々の学生の興味、関心に沿った適切な履修計画を立てることができるよう指導を実施している。

令和元 (2019) 年度より「基礎セミナー I」を開講し、クラス担任制度を設けることにより、学生の立てた長期計画、短期目標 (成長デザインシート“マイチャレンジ”に記載) をよりきめ細やかに把握し、より適切なアドバイスや指導を行う体制が整った (【資料 3-3-10】)。

2 年次以上の学生については、クラスは設置しないが、アドバイザー制度により、一人の教員が 10 人程度の学生を担当し、前年度までの履修状況を踏まえて、例えば資格取得を目指している場合は年次ごとの必修科目の取得状況を確認する等、卒業に向けて確実に履修を終えるよう指導している。いわばコース設計の実施と検証であり、これらの指導を通じて、学生一人ひとりが本学の教育目的を達成しているかどうかを確認し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けた評価結果のフィードバック機能を果たしている。

2) 実習関連委員会によるフィードバック機能

本学は、実習教育を重視する福祉系の高等教育機関だけに、実習関連の各委員会が教育目的の達成状況の点検・評価方法や指導方法の改善に向けた合議に基づくフィードバック機能を果たしている。具体的には、学生の成績評価に関し、尺度の妥当性に関する議論を通じ、教員間で偏りがちな評価方法の改善を図り、各教員にフィードバックを行っている。

例えば、社会福祉士養成課程の「相談援助実習」では、学生の達成度が実習指導者や巡回担当教員、相談援助実習指導クラス担当教員の主観的評価とならないように客観的な指標を用いてかつ評価の素材を数値化し、実習評価の平準化を図っている。また、一連の評価基準やプロセスは社会福祉演習実習委員会において、全ての相談援助実習指導担当教員に共有され、学生への指導に活かされている (【資料 3-3-11】)。

3) 実習先との連携によるフィードバック

実習先である施設・機関には「実習の手引き」を配布し、実習後の成績評価はもちろん、実習期間中であっても教育目的の達成状況の点検と評価についての改善努力を依頼している。学生に課題が発見されたときは、巡回担当教員と現場の実習指導者（施設・機関の職員）の間で、実習教育のプログラムや指導法に関するすりあわせを行い、教育目標の達成を図る方法についての確認作業を実施している（【資料 3-3-12】、【資料 3-3-13】）。

4) 授業アンケートによるフィードバック

授業アンケートの目的は、担当教員が自らの評価について客観的に把握するだけでなく、改善方法を検討し、授業にフィードバックする点にある。例えば、シラバスに沿って授業が展開されていない場合は、前期と後期に各 1 回ずつ実施される授業アンケート中の評価項目である「シラバスの記載事項に基づいて授業を進めた」の結果に基づき、改善を義務づけている。令和 2（2020）年度より、マークシートによる回答から Web による回答方法に変更し、業務の効率化を図った。（【資料 3-3-8】）。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の評価については、客観性と公平性を担保しつつ、どのような尺度を用いて評価するのか、工夫・改善の余地がある。そこで、企画情報センターが中心となり、学生の能力評価を含む修学カルテを試行的に導入したうえで、将来的には諸データから明らかになった課題を整理し、教育目標の達成状況の評価とフィードバックを効果的に実施するための分析を行う予定である。その準備として、アセスメント・ポリシーの策定の関する検討を始めるとともに、学務システムの移行に向けた、能力評価を含む諸データの収集とその分析のための準備を開始する。

また、学生の授業アンケートについては、平成 30（2018）年度より新たなアンケートを導入したが、その効果については分析を行うところである。令和 2（2020）年度中の分析検討を目指していたが、折からの新型コロナウイルス感染症の対応の影響で延期になっており、教員の授業改善に有用となるように活用していくべく検討する機会を設ける必要がある。

【基準 3 の自己評価】

本学は、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）を策定し、ホームページや大学案内等を活用し、内外に向けて明確化している。教育課程及び教授方法については、これらの方針に沿って体系的に編成され、教授方法の工夫・開発もまた、カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）に沿って明示している。とりわけ、演習及び実習教育においては、座学では学び得ないロールプレイ等により実践的な工夫を凝らしている。また、FD 活動の一貫として学期ごとに学生による授業アンケートを実施し、その結果を担当教員がフィードバックすることにより、授業内容の具体的な改善を図っていることも学修支援につながっている。

学則にも明記した卒業要件については、年度当初の学生向けのオリエンテーションや

学科ガイダンスの中で学生に周知徹底している。

単位認定及び卒業認定については、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、厳正な業務を遂行する必要があることから、今後、教務委員会を中心に推進体制及び評価尺度等について、令和2（2020）年度中に検討を開始しており、令和3（2021）年度においても、引き続き課題の明確化とその対応方策について検討を深める予定である。

教育目的の達成状況の点検・評価とフィードバックについては、まずシラバスにおいて授業科目ごとの到達目標と評価尺度を明記し、学生に周知している。また、授業科目の中で本学の特色ともいえる演習・実習系の授業科目においては、実践的な専門性の修得を重視していることもあり、定期的に行っている各演習実習委員会において教育目的の達成状況の点検・評価を実施している。すなわち、協議を通じて、教員間で評価方法が偏ることのないように工夫する等、各委員会がフィードバック機能を果たしている。一方、授業アンケートは、教育目的の達成状況を学生の視点で評価する手段であり、毎年度実施する学生生活調査と併せて、その結果をきめの細かい点検・評価に活かしていく役割を果たしている。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定は、静岡福祉大学学則に基づき、学長の下に運営協議会と教授会を設置し、その審議を経て学長が行っている（【資料 4-1-1】）。

また、運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、委員会、センター及び専門分野を審議するための専門部会を設けている（【資料 4-1-2】）。

以下に各組織について説明する。

1) 運営協議会

「静岡福祉大学運営協議会規程」に基づき、学長を議長として、副学長、各学部長、各学科長、事務部長及び学長が指名する者が構成員となっている。例年、学長が指名する者は、学生部長、教務部長、図書館長、就職部長及び広報部長となっている。

主な審議事項は、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項等であり、運営協議会により本学の教学マネジメントの構築を図っている（【資料 4-1-3】、【資料 4-1-4】）。

2) 教授会

「静岡福祉大学教授会規程」に基づき、社会福祉学部及び子ども学部の学部長、学科長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教が構成員となり、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について意見を述べるとともに、教育研究に関する事項について審議する機関として設置されている（【資料 4-1-5】）。

会議は、原則として毎月 1 回、第 2 水曜日に開催し、会議の招集及び会議における議長は、社会福祉学部長及び子ども学部長が原則として交互に務めている。

なお、令和 3（2021）年度に副学長を置いたことにより、副学長も会議の招集及び議長を務めることができるよう柔軟に対応するために、教授会規程を改正する予定である（【資料 4-1-6】）。

3) 委員会、センター及び専門部会（以下「委員会等」という。）

「静岡福祉大学委員会等設置規程」及び個別に定める規程（静岡福祉大学規程集）に基づき、大学運営及び教育研究に関する各種審議を行う機関として、「令和 3 年度年度静岡福祉大学委員会等名簿」に示す委員会等を設置している（【資料 4-1-7】、【資料 4-1-8】）。

令和 2（2020）年度は、福祉実習指導センター、社会福祉演習実習委員会及び精

神保健福祉実習委員会に関する規程を一部改正した。改正理由は、現行業務と規程に定められている業務との整合性を図るため（福祉実習指導センター）、社会福祉士及び精神保健福祉士の新たなカリキュラムに対応するため（社会福祉演習実習委員会及び精神保健福祉実習委員会）である（【資料 4-1-9】）。

また、令和 3（2021）年度より静岡福祉大学教員採用試験対策室を設置した。これは、子ども学部で養成している小学校教諭一種免許状の取得希望者に対する公立小学校の教員採用試験対策を強化することにより、確実に小学校教諭として就職する通筋を教員養成機関の仕組みとして整備するためのものである（【資料 4-1-10】）。

なお、委員会等は、毎年度、「目標・計画・評価シート」を学部長に提出することとしている。これは、各委員会等の委員が年度当初に達成目標、活動計画等を確認するとともに、年度末にはその活動を振り返り、自己評価したうえで、今後の課題を挙げることにより、次年度に活かす、いわば PDCA のための仕組みである（【資料 4-1-11】）。学部長は、年度末に全ての委員会等の目標・計画・評価シートを取りまとめ、総括を教授会で報告することにより教職員と情報共有している（【資料 4-1-12】）。

本学では、社会情勢等の変化に対応するため、適宜委員会等の規程の見直し及び新たな組織の設置を行うとともに、各委員会等の活動に関し、適切な教学マネジメントを構築している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」を具現化するために、実践力のある福祉・教育専門職の養成を適切に行うための教育課程の編成を行っている。本学では運営協議会により、教育課程の編成に関する全学的な方針を策定している（【資料 4-1-13】）。策定に当たっては、各学科が中心となり各委員会、各部会等と協議し、運営協議会による審議を経て、学長が決定している。

また、学長は、本学を運営する学校法人静岡精華学園が策定した中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」を推進するに当たり、令和 3（2021）年度に新たに置いた副学長に対し、中期計画の統括及び推進に関する校務をつかさどることを命じた。これは、学校教育法第 92 条第 4 項、本学の学則第 6 条第 4 項に基づくものである（【資料 4-1-14】）。

以上のことから、本学の使命・目的等を達成するための教学マネジメントは適切に構築されており、権限の適切な分散と責任の明確化が行われている。

なお、本学の教授会の役割に関しては、前述のとおり、学長が決定を行うに当たり意見を集約するとともに、教育研究に関する事項について審議する機関であることを静岡福祉大学学則第 8 条及び静岡福祉大学教授会規程に規定し、その役割を明らかにしている。さらに、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号及び静岡福祉大学教授会規程第 3 条第 1 項第 3 号に基づき、学長が決定を行うに当たり、「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要なもの」として、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」を定め、周知している（【資料 4-1-15】）。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織については、「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」により、職制と職務、担当ごとの事務分掌を定め、事務部長の総括のもと課長の指揮の下、業務を進めている（【資料 4-1-16】）。

また、運営協議会においては事務部長が委員として選任され、各種委員会においても事務部長その他の事務職員が委員として選任され、教員と同等の立場で教学マネジメントの構築に参画している（【資料 4-1-2】）。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部長、学科長等の管理職は、教員がその役職にあってマネジメント業務を担っている。したがって、研修等を通じたマネジメント能力の向上を今後の課題としている。教職協働については現在、委員会において前年度と比較すると職員が委員長あるいは副委員長に就任し、企画立案する機会も増えていることから今後も、この流れを踏襲する。

本学は、学生の懲戒に関する規程は整えている。さらに、懲戒の基準に関し、今後検討し明確化する。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の令和 3 (2021) 年度における各学科の専任教員数（助手を除く）については、【表 共通基礎様式 1】に示したとおり、福祉心理学科 17 人（うち、教授 10 人）、健康福祉学科 13 人（うち、教授 6 人）、子ども学科 11 人（うち、教授 6 人）、合計 41 人（うち、教授 22 人）である。

大学設置基準で定められている基準教員数は、3 学科とも 8 人（うち、教授 4 人）かつ大学全体の収容定員に応じた教員数 14 人（うち、教授 7 人）となっており、合計 38 人（うち、教授 19 人）である。

したがって、全ての学科において、大学設置基準で定められている教員数を確保しているが、令和 3 (2021) 年 4 月現在、子ども学科は、教育職員免許法等に基づく教職課程の専任教員数が 1 人不足しているため、速やかに補充する予定である。

2) 教員の採用

教員の採用は、「静岡福祉大学教員選考規程」、「静岡福祉大学教員任用基準」、「静岡福祉大学教員任用基準等の採用に関する運用内規」に基づいて行われる（【資料 4-2-1】、【資料 4-2-2】、【資料 4-2-3】）。

基本的な採用の流れは、次のとおりである。

まず、学部長又は学科長が採用の必要があると認めた場合、学長に文書をもって申し立てる。その文書により、学長が教員の採用の必要を認めたときは、法人本部を通じて口頭で理事長に内申した後、運営協議会にて、採用及び教員選考委員会設置の適否を審議する。運営協議会において教員選考委員会の設置が承認された場合、教授会において教員選考委員会委員の選考を行う。教員選考委員決定後、教員選考委員会において、公募等の採用方法及び募集後の採用候補者の選考を行う。教員選考委員会における採用候補者の選考後、教授会での二次選考を経て、学長が採用候補者を決定する。学長は、採用候補者に関し理事長に内申し、理事長が採用を承認した時点で採用が正式に決定する。

令和2（2020）年度の新規採用者については教員公募を行ったが、応募者はいたものの公募要件を充たさない等の理由により採用には至らなかった。

また、全ての職位における教員の募集において、「静岡福祉大学教員の任期制に関する規程」に従い、任期制であることを公示する。面接採用時においても、3年の任期制であることを伝え、その旨を契約書にも明記する。原則として雇用関係は任用期間の満了をもって終了するが、理事長が特に必要と認める場合には、再任用することができる（【資料4-2-4】）。

3) 教員の評価

役職等の事情により定年以降も雇用が継続する専任教員及び特任教員については、基本的には年俸制を適用している。それ以外の専任教員に対しては、業務に対する評価を年2回の賞与に反映させている。評価については、年2回の賞与時期に、学長が学部長と学科長に学科所属専任教員に対する評価を依頼し、最終的に学長が調整した結果を評価理由とともに法人本部に報告し、賞与に反映する仕組みである（【資料4-2-5】）。

4) 教員の昇任

昇任については、「静岡福祉大学教員任用基準」において各職位の要件が示されている。また、昇任の基準については、「静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規」に基づき、教育業績、研究業績、大学運営業績及び社会貢献業績からなるポイント制を導入している。（【資料4-2-6】）。

基本的な昇任の流れは、以下のとおりである。

まず、学部長は、学科長を通じ所属学部の教員に昇任希望の有無を聞く。昇任を希望する教員は、静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規に規定された書類及び各種業績の根拠資料を添えて、学科長に申し出る。学科長は、提出書類を学部長に提出し、学部長が昇任の必要性を認めた場合、意見を添えて昇任候補者として学長に推薦する。

学長が昇任の審査の必要性を認めたときは、運営協議会において教員選考委員会設置の適否を協議する。その後の手続きは、採用と同様となる。

令和2（2020）年度の昇任希望者は、教授希望者1人であり、協議の結果、昇任が認められた（【資料4-2-7】）。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

1) 授業アンケート（【資料 4-2-8】）

教員と学生との協働による学修活動活性化の取組みとして、FD 委員会が行う「学生による授業アンケート」の対応がある。教員は、授業評価を受けた後に、授業アンケートに示された学生一人ひとりの意見を精査し、授業の改善に役立つ工夫をすることが義務づけられている。授業改善方針は、アンケートの集計結果を受けて当該教員が電子データで回答書を作成し、FD 委員会にメールで提出している。

なお、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前期授業の授業アンケートは中止した。また、後期の授業アンケートは、遠隔授業であっても回答可能にするために、従来のマークシートによる回答方法から QR コードを利用した Web による回答方法に変更した。

2) 授業に関する意見箱の設置（【資料 4-2-9】）

令和 2（2020）年 10 月、新たな試みとして授業に関する意見箱を設置した。授業アンケートは、次年度の授業に活かすためのものだが、この意見箱は、当該学期間に授業の改善を促進するためのものである。

具体的には、学生は、受講している授業に関し意見、要望等があった場合には、事務内に設置している意見箱に投書し、FD 委員は、投書された内容を確認したうえで必要と認める場合には、授業担当者にその内容を文書にて伝え、改善を促すという流れである。

令和 2（2020）年度の投書数は、19 件（再投書 1 件を含む。）であった。

3) FD 研修会（【資料 4-2-10】）

FD 委員会は令和 2（2020）年度において「シラバス作成について」、「研究計画倫理審査について」というテーマで 2 回の研修会を実施し、次年度以降の教育・研究において、実践的な活用につなげるよう企図した。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2（2020）年度後期より、授業アンケートの回答方法を変更したが、変更前後で回答率が約 9%低下したことから、次年度以降も回答率の推移について注視し、FD 委員会を中心に回答率の向上に関し検討することとする。

これまで FD 研修会は、FD 研修会終了後のアンケートで出た要望を基に実施してきたが、令和 4（2022）年度より、「内部質保証」の実施方針に基づき作成した年間計画に沿って実施することとする。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、大学設置基準の一部改正により、SD が義務化されたことを受け SD 委員会を設置した（【資料 4-3-1】）。当該委員会の目的は、教職員に必要な知識及び技能を習得させるとともに、能力及び資質の向上を図るための組織的な取組を行うことであり、委員の構成員は、事務部長、事務部各課長、各学科長及びその他学長が指名する教職員としている。

例年、SD 研修会は、教職員のニーズ等を参考に、時宜にあったテーマを取り上げ、他委員会とも連携して研修会を企画・開催している（【資料 4-3-2】）。その他、事務職員に対しては、資質向上を図るために法人本部主催の系列校合同の事務職員研修会に参加させるとともに、外部業者主催の研修等への参加を奨励している（【資料 4-3-3】）。

また、事務部の各課の業務の手順と根拠を示した、「静岡福祉大学業務マニュアル」を作成し日常業務の参考としている（【資料 4-3-4】）。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD 研修の実施に際しては、必ず、終了後にアンケート調査を実施し、次回以降の要望等の記入欄を設けている。令和 2（2020）年度に実施した研修内容は、学内情報ネットワーク更新に伴う PC の設定変更及び職員就業規則改正に伴う説明であり業務上の必要性を考慮して設定した。

SD 研修会は、今後、「内部質保証」の実施方針に基づき作成した年間計画に沿って実施することとする。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究活動を支援するため、図書館では必要な研究資料の調達を優先的に行っており、各教員はこれらを活用して研究を進めている。また、週に 1 日は自宅における研修日を設けるとともに、夏休み及び冬休みには特別研修日として 10 日間を設けるなど、研究活動の促進を図っている（【資料 4-4-1】）。

本学は、近隣の自治体と包括連携協定を締結し、各地域の課題解決に向けた共同研究を行うこととしており、毎年、各行政からのヒアリングを通して、地域の課題を掘り起

こし、本学の教員への情報提供を行っている。令和 2（2020）年度は、本学の所在地である静岡県焼津市より依頼のあった地域課題のうち、①障害者福祉の PR と人材確保、②認知症とともに安心して生活できるやさしい街づくり、③高齢者体力測定会実施事業の 3 件を実施した（【資料 4-4-2】）。その他、企業との共同研究についても事務的なサポートを行っている（【資料 4-4-3】）。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

1) 公的研究費等の不正防止について

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」「静岡福祉大学公的研究費等の使用に関する行動規範」「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」「静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画」「静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領」「静岡福祉大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」を定めている。

具体的には、最高管理責任者を学長、研究活動適正運営責任者を副学長、統括管理責任者を事務部長と位置づけており、大学全体の公的研究費等の不正防止に関する責任体制を構築している。加えて、学術研究倫理に係る研究者等に対する周知等の実施、国内外における情報の収集及び分析、不正防止計画の策定及び実施に関する事項を行うため、公的研究費等適正管理推進委員会を設置している（【資料 4-4-4】）。

2) 研究計画倫理審査体制について

実際に専任教員等が学内で研究を行う際に、適切な計画に基づいて実施する研究であるか否かの審査を行うための委員会組織として、「研究計画倫理審査委員会」を設置している（【資料 4-4-5】）。令和 2（2020）年度は、これまで試行的に用いられた規程について、「研究計画倫理審査委員会」にて審議し、「静岡福祉大学研究計画倫理審査規程」を制定した（【資料 4-4-6】）。令和 2（2020）年度は、4 件の研究計画に関し、委員会による実施の適否を判断した（【資料 4-4-7】）。また、研究倫理の理解を深めるために、令和 3（2021）年 2 月 24 日に、学内の講師による FD 研修（「研究計画倫理審査について」）が行われた。FD 研修では、研究倫理の考え方、気を付けるべき事項について、及び研究計画倫理審査の手続きについて詳細に説明が行われた（【資料 4-4-8】）。

以上のとおり、本学では、研究倫理に関する規程等を適切に整備・運用し、厳正な審査の下で研究が行われている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費（旅費を含む）は、「静岡福祉大学教員研究費執行方針」に基づき、教授、准教授、講師、助教ともに、専任教員は一律 18 万円である。ただし、特任教授、特任准教授、特任講師は、9 万円としている（【資料 4-4-9】）。研究費の執行は、専任教員が適切に行うことができるよう、「静岡福祉大学研究費マニュアル」を作成している（【資料 4-4-10】）。以上のように、教員の研究費に関しては、職位にかかわらず平等に配分し

ている。

科研費等の外部資金獲得については、令和 2（2020）年度は 3 件の科研費を獲得している（【資料 4-4-11】）。なお、教員の研究活動の活性化に向けた支援を行うため、令和 3（2021）年度科学研究費助成事業への公募に関する説明を令和 2（2020）年 9 月の教授会で行ったうえで、全教員を対象に公募に関する情報提供及び科学研究費獲得方法に関する関連資料の貸出等を実施している（【資料 4-4-12】）。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も公的研究費等の不正防止に努め、社会的責任を果たし、学術・研究の信頼性と公平性及び自由な研究活動の遂行を確保していく。

【基準 4 の自己評価】

各学部長及び各学科長は、学長の意向を受けて、各学部・学科内における大学の将来構想や大学における基本方針などの意見集約に努めるだけでなく、学科会議においては各種委員会や各センターにおける審議結果を報告させることにより、意思の疎通を図っている。また、教学の枠組み等を含む全体的な方針を決定する運営協議会における協議内容は教授会で報告を行っている。

具体的な教学面においては、教授会において、教員一人ひとりの意見を確認するとともに、必要な場合は学長との意見交換を行い、教員の意見を積極的に聞くことと併せて、教学マネジメントにおいて学長のリーダーシップを発揮している。

もちろん、これらの学部、学科及び各委員会が縦割りの弊害を生まぬように、情報交換の機会を増やし、教職員の協働による大学運営を行っていく必要があることは言うまでもない。

また、教員のキャリア形成のための昇任基準である「静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規」の公平・公正な運用に関しては毎年、教員の意見を取り入れた見直しを進めている。

さらには、教員の行う研究活動が自由闊達に行えるための環境整備の充実や事務職員がサポート体制を構築するために、SD、FD 研修の充実を図っていく。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1 の視点》

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人静岡精華学園（以下「本法人」という。）は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、時代に即応する新しい人材を育成することを目的とする」と定め、誠実に学校運営に当たることを表明している（【資料 5-1-1】）。

本法人が設置する各学校は、関係法令・諸規程等に基づく学校経営を組織的に行い、各学校の社会的な役割を果たすとともに、本法人にあっては社会的に信頼される学校法人としての確立を目指している（【資料 5-1-2】、【資料 5-1-3】）。

なお、理事会、評議員会は、定期的開催され、監事による厳正な監査を受けている（【資料 5-1-4】）。

また、本法人の業務に関し、法令、寄附行為若しくは学内諸規程に違反する行為又はその恐れがある行為が現に生じ又はまさに生じようとしている場合は、その早期発見及び是正を図るために必要な仕組みとして「学校法人静岡精華学園公益通報等に関する規程」を設け、適切に対応する体制を整えている（【資料 5-1-5】）。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

理事会、評議員会、常勤理事で組織している「学校法人運営委員会」、大学の将来構想や大学運営に関わる基本方針等を審議する「静岡福祉大学運営協議会」等を定時又は臨時に開催し広く意見を求めることで、大学の使命・目的の実現に向けた努力を行っている（【資料 5-1-6】、【資料 5-1-7】）。

本法人が設置する各学校が、その設立における使命・目的を実現していくために、平成 22（2010）年度より中期計画を策定している。この計画は、本法人における運営上の基本方針及び法人全体の取組みを示すとともに、各学校における教育方針、教育計画、経営計画及び入学者確保計画等を盛り込んでいる。本法人の中期計画である「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」の令和元年度の進捗状況を令和 2（2020）年 9 月に、5 年間の振り返りを令和 3（2021）年 3 月に理事及び評議員に報告した（【資料 5-1-8】）。

また、大学では、学長諮問機関として静岡福祉大学将来構想特別委員会を立ち上げ、現状の課題分析を行い、より実践的・具体的な共通理念の作成や 10 項目のテーマごと

の今後の取組みを検討した。その内容を法人の次期中期計画である「静岡精華学園みらい躍進計画〔令和3年度～令和7年度〕」に反映した。令和3（2021）年度以降は、計画をより実効性のあるものにしていくために、計画内において計画管理方法を明示した（【資料5-1-9】）。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境への配慮については、夏季の省エネルギー対策として、職員には軽装を励行し、学内の冷房設定を室内温度が28℃になるように調整している。

人権への配慮については、「倫理・コンプライアンス規程」、「静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」に基づき、ハラスメント防止・対策委員会を設置し、ハラスメントの防止、被害の救済及び環境改善等の活動を行っている。（【資料5-1-10】、【資料5-1-11】）。また、パワハラ防止法の施行に伴い、就業規則を改正し、SD研修会で説明を行った（【資料5-1-12】）。

精神的理由で休職した職員の復帰に当たって、面談や評価を行い、産業医に意見を求める等、慎重に手続きを踏んで行った（【資料5-1-13】）。

安全への配慮については、「学校法人静岡精華学園危機管理規則」に基づき、理事長を本部長としている。新型コロナウイルス感染症の拡大に当たり、令和2（2020）年度に複数回開催し、各所属の状況や今後の対応、問題点などの確認を行った（【資料5-1-14】）。大学では学長を委員長とした静岡福祉大学危機管理委員会で訓練や危機管理に必要な事項を審議しているが（【資料5-1-15】）、新型コロナウイルス感染症については、より迅速な対応をするために立ち上げた危機管理室において、随時対策を協議し、大学独自の対応指針の策定・改訂、地域の感染状況に基づく各種イベントの実施判断等を行った（【資料5-1-16】）。

障がいや病気等で支援や介助が必要な学生のための支援体制として、社会福祉士、SC・SSW及び保健師による見守り支援を行っている。また、令和3（2021）年4月からは、社会福祉士の勤務時間や学生支援総合センターの受付時間を増やし、悩みのある学生を一人でも多く拾い上げられるように、より気軽に相談できる環境を整えた。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

令和3（2021）年度より始まった「静岡精華学園みらい躍進計画〔令和3年度～令和7年度〕」に当たっては、法人本部が全体の進捗管理を行い、各所属が主体的かつ具体的な実施責任を負い、計画を推進していく。

人権に関しては、法律の改正に伴い倫理・コンプライアンスやハラスメント、個人情報保護に係る規程を見直し改正する。新型コロナウイルス感染症に関しては、危機管理室を中心に適切な対応をする。また、教職員は職務免除でワクチン接種を受けられることを周知するとともに、福祉、保育、教育等の実習に関わる教員や学生のワクチン接種が大学で実施できるように調整を図る。

5-2 理事会の機能

《5-2の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人静岡精華学園の最高意思決定機関は理事会であり、通常年 3 回（5 月、12 月、3 月）開催される。理事の定数は 9 人～11 人であり、選任区分は第 1 号理事が各所属長で定数は 3 人又は 4 人、第 2 号理事が評議員理事で定数は 3 人、第 3 号理事が学識経験者で定数は 3 人又は 4 人となっている。理事は令和 2（2020）年度当初は 9 人であったが、令和 3（2021）年 3 月に急遽 2 人辞任したため 2 人欠員となった。令和 3（2021）年 5 月 1 日時点まで選任できていない（【資料 5-2-1】）。

理事会は、寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。なお、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなしている（【資料 5-2-2】、【資料 5-2-3】）。

理事長、常務理事、理事からなる学校法人運営委員会を設置し、理事会へ提出する議題については、学校法人運営委員会において事前の協議を行い、理事会における意思決定が迅速でよりの確に行えるよう進めるとともに、学園全般の諸課題について協議を行っている（【資料 5-2-4】）。ただし、常務理事は令和 3（2021）年 3 月に辞任し、令和 3（2021）年 5 月 1 日時点まで不在となっている。

理事会における外部理事数は 4 名である。外部理事に対しては、重要事項について事前に説明を行う等、学園の運営状況を理解しやすいよう配慮している（【資料 5-2-5】）。

令和 2（2020）年度に改正私立学校法が施行され、監事の権限が強化されたため、監事の理事会出席率を向上させた（【資料 5-2-6】）。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事の欠員及び常務理事の不在については、すみやかに選任する。令和 3（2021）年 5 月末までに選任できる見込みである。また、理事がより実態に則した判断ができるように、会計担当による財務状況の説明を行う。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5-3 の視点》

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関である理事会に提出する議題は、基本的に全て法人運営委員会で協議される。法人運営委員会の構成メンバーは、理事長、常務理事、学長、校長及び園長となっており、法人本部職員、大学事務部長及び中学校・高等学校事務長もオブザーバーとして出席している（【資料 5-3-1】）。

大学においては、運営協議会を設置し、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針等の重要事項を審議している。運営協議会の構成メンバーは、学長、副学長、学部長、学科長、事務部長、その他学長が指名する者となっており、審議した事項は、教授会に通知している（【資料 5-3-2】）。

また、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を設置し、教授会の意見が学長等を通じて大学運営に反映される仕組みとなっている（【資料 5-3-3】）。

さらには、運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、委員会、センター及び専門分野を審議するための専門部会を設けている（【資料 5-3-4】）。

なお、学長を補佐し、特定の課題に迅速に対処できるよう、副学長を選任し、サポート体制の強化を図っている。令和 3（2021）年度、副学長は学長の命を受け、中期計画の統括及び推進に係る校務をつかさどっている（【資料 5-3-5】）

理事長は、理事会、評議員会及び学校法人運営委員会における意見等を重視しつつ、学校法人の運営に対し適切なリーダーシップを発揮することが求められている。年度当初に大学全教職員を対象として実施される教職員全体会において、令和 3（2021）年度は、令和 2（2020）年度末に就任した理事長が所信を述べた。その後学長が大学運営の方針について説明を行っている（【資料 5-3-6】）。

法人業務に関する連絡協議、法人本部と学校及び学校相互間における業務の調整連絡については、法人本部事務局長、大学事務部長、中学校・高等学校事務長等で組織する「静岡精華学園業務連絡協議会」において調整連絡を図っている。この静岡精華学園業務連絡協議会の開催は、定例として年 1 回、その他必要に応じて、開催している（【資料 5-3-7】）。

よって、本法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は、円滑に行われている。

本学園では、教職員からの提案を学園の運営に活かす仕組みとして、教職員からの改革・改善提案制度「一人 1 改革運動」を実施し、教育活動等を推進していくうえでのさまざまな改革・改善に取り組んでいる。既に行った改革・改善についての成果を報告する「改革成果の部」、学生募集や地域交流等の企画、制度・体制の改善、業務・環境の改善等を提案する「一般提案の部」、法人全体としての課題を解決するための「課題提案の部」がある。令和 2（2020）年度、大学の提案では、「介護福祉特別対策講座（直前対策講座）の一般への開放」（一般提案の部）が最優秀賞（法人全体で 1 件）、「静岡福祉大学入学者獲得のための静岡県内福祉科等設置高校との高大連携締結について」（課題提案の部）が優秀賞（法人全体で 1 件）となった（【資料 5-3-8】）。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人の監事は、学校法人静岡精華学園寄附行為に基づき、定数を 2 人又は 3 人としており、また、本法人の理事、職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任している（【資料 5-3-9】）。

令和 2 (2020) 年度当初は 2 人であったが、令和 3 (2021) 年 3 月に 1 人辞任したため、1 人欠員となった。令和 3 (2021) 年 5 月 1 日時点まで選任できていない (【資料 5-3-10】)。監事を務める者は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるとともに、必要の都度、理事長及び常務理事から学校法人の運営状況について説明を受けている。

また、監査等の充実を図るため、監事による監査計画書に基づく監査を実施した (【資料 5-3-11】、【資料 5-3-12】)。令和 2 (2020) 年度においては、就業規則の改正に対する指摘や運用・制度等に係る質問があった。

次に、評議員の定数は 19 人～23 人であり、選任区分は①本法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 7 人又は 8 人、②本法人の設置する学校を卒業若しくは修了した者で、年齢 25 年以上のものうちから、理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内、③本法人の設置する学校の在籍者の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任した者 3 人又は 4 人、④学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4 人又は 5 人となっている。評議員の現員は 20 人であり、各選任区分の現員数も寄附行為の定数を満たしている (【資料 5-3-13】)。

評議員会は、理事長の諮問機関として予算、借入金 (当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く) 及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いている (【資料 5-3-9】)。

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

監事の欠員については、速やかに選任する。令和 3 (2021) 年 5 月末までに選任できる見込みである

法人本部と大学、また所属間のコミュニケーションを密にし、納得のいく意思決定ができるように所属長等が協議する頻度を増やす。

一人 1 改革運動は、教職員からの提案を学園の運営に活かす仕組みであるが、実施につながる予算措置を含めて、より効果的な方法を検討する。

5-4 財務基盤と収支

《5-4 の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、法人本部事務局が各部門を統括し、新中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)」を策定している。この新中期計画の策定は、各部門

で策定した計画案を、令和3(2021)年2月の評議員会にて意見聴取を行った後、同年3月の評議員会及び理事会を経て決定したものである(【資料5-4-1】、【資料5-4-2】、【資料5-4-3】)。

令和3(2021)年度当初予算は、新中期計画との整合性をとり、各部門からの事業活動計画・予算要求を法人本部事務局が取りまとめている。しかし、当初予算は、計画で見込んだ入学者数が大幅減となる可能性が高まったことに加え、新中期計画も承認されていなかったため、これとの整合性も含めて一旦否決された。しかし、当初予算は、その後の審議を経て、新中期計画と併せて議決されている(【資料5-4-4】、【資料5-4-5】)。

有利子負債について、借入金残高は195百万円となり、前年度末比25百万円減少している。平成17(2005)年に日本私立学校振興・共済事業団から、平成24(2012)年に静岡県私学教育振興会(現・静岡県私学協会)から借入しているが、滞りなく返済している。また、運用資産は、現金預金559百万円、特定資産1,551百万円となり、前年度末比47百万円減少している。これは、新型コロナウイルス感染症の対策として遠隔授業環境整備事業を加速したためであるが、短期的な支払能力を表す流動比率(流動資産÷流動負債)は200.6%であり、前年度実績182.8%から好転していることから、適正水準を維持している(【資料5-4-6】、【資料5-4-7】)。

資産運用については、定期預金及び債券で運用しているが、マイナス金利政策導入後から財務収入が減少、コロナ禍の影響もあって依然として低金利環境にある。法人本部事務局会計課では「学校法人静岡精華学園資産運用規程」に基づき運用しており、大手企業が発行するサステナビリティボンドを新規購入し、投資表明している。当該債券は、資金使途を環境・社会の持続可能性に貢献する事業に限定したSDGs(持続可能な開発目標)関連の債券であり、公益性の面から本法人と共通している(【資料5-4-8】、【資料5-4-9】、【資料5-4-10】)。

以上より、新中期計画にて5年後の主要な数値目標を示すとともに、適正な予算管理、計画的な債務返済、堅実な資産運用を行っており、適切な財務運営ができています。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本業である教育活動資金収支差額は黒字を維持しているが、経常収支差額は5年連続赤字となっている。教育活動資金収支差額比率(教育活動資金収支差額÷教育活動資金収入)は1.3%となり、前年度比3.7ポイント低下し、財務状況は徐々に悪化している。

本法人の経営を持続的かつ安定的に継続するため、保有すべき特定資産の要積立額は、退職給与引当金、減価償却累計額に相当する額である。この要積立額に対する運用資産の保有状況を表す積立率(運用資産÷要積立額)は年々低下し、直近42.1%となっている。直近5年間で要積立額は786百万円増加しているが、運用資産は18百万円の増加に留まり、長期的な資金需要に応じた資金が不足している。ただし、資金の調達源泉を表す純資産構成比率(純資産÷(総負債+純資産))は86.7%であり、現時点では適正水準を維持している(【資料5-4-11】)。

収支バランスを改善するためには、入学者の安定確保が必要である。令和2(2020)年度入学者数は直近5年間で最多の209人(編入を除く)を確保し、令和3(2021)年度入学者数も期待を持って学生募集を計画していたが、コロナ禍によるオープンキャン

パスの中止など募集活動が計画どおり実施できなかったため、入学者数は159人（同）と大幅減となり、入学定員充足率は69.1%（前年度比マイナス21.7ポイント）となった。これに伴い、在籍者数は前年度比26人減の681人となり、収容定員充足率は72.4%（前年度比マイナス2.6ポイント）となった（【資料5-4-12】）。

一方、在学生については、令和2（2020）年度の退学者数（除籍者を含む）は21人で、前年度実績27人から6人減少している。社会福祉学部では就学意欲の低下と心神耗弱、子ども学部では経済的困窮が主な理由となっている。ちなみに、修学環境は令和2（2020）年度から「大学の無償化」が始まり、本学の奨学金制度と併せて学生支援が手厚くなっている。さらに、コロナ禍対応として、在学生全員を対象に「学修環境整備等緊急支援金」の給付を行っている。これは、在学生アンケートの結果を基に創設したものであり、在宅授業に必要な通信環境の整備、学費・生活費等の支援として給付している。

また、本学では通信環境の脆弱性やセキュリティ保護が以前から課題となっていたが、遠隔授業の実施に当たり、ICT（情報通信技術）環境を整備し、遠隔授業の環境構築、教職員が保有する個人情報の保護対策等を実現している【資料5-4-13】、【資料5-4-14】、【資料5-4-15】）。

外部資金の獲得については、寄付金収入、焼津市との包括連携協定に基づく補助金、受託事業収入など継続的な資金獲得に努めている。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症関連の補助金があり、大学分8,534千円を含めて法人全体で17,937千円受給している。寄付金収入は、主に大学の後援会、PTA等の関連団体からで、法人全体で15,027千円となっている。科学研究費助成事業は、直近5年間で研究種目総数11件、累計配分額13,150千円、年平均では約2,630千円の収入となっている。令和2（2020）年度は、配分額2,470千円、うち間接経費570千円を本学が受け入れ、消耗品の購入に充てている（【資料5-4-16】、【資料5-4-17】）。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

本学では、入学者を安定的に確保できず、経常収入が安定しない。令和3（2021）年度入学者は、前年度比50人減の159人（編入を除く）に留まっている。一方、施設整備等の活動は、令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の対策として遠隔授業の環境整備を実施しているが、更なる追加整備も予定されている。よって今後は、新中期計画の数値目標を踏まえ、適正な財政基盤維持をベースに、ICT（情報通信技術）環境の高度化・円滑化に向けたインフラ整備等の修学環境の向上に努める。

5-5 会計

《5-5の視点》

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人静岡精華学園経理規程」、「学校法人静岡精華学園経理規程施行細則」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規程に基づき、会計処理を行っている（【資料 5-5-1】、【資料 5-5-2】、【資料 5-5-3】、【資料 5-5-4】）。

予算執行においては、予算額を超えるときは、各部門が流用調書を作成し、総括経理責任者（常務理事）の承認を経て、予算の科目間流用を図って全体予算をコントロールしている。また、予算とのかい離が大きい場合は補正予算を編成し、理事会の議決を経て予算の補正を行っている。令和 2（2020）年度も補正予算を編成しており、年度末退職に関するもの、緊急を要する施設設備の更新に関するもののほか、高等教育の修学支援新制度に関するもの、新型コロナウイルス感染症の対策に関するもの等、収入及び支出予算を補正している（【資料 5-5-5】、【資料 5-5-6】）。

本法人は、会計監査人監査を定期的実施しており、学校法人会計基準に則した適正な処理であることを、公認会計士である監査人が確認している。法人本部事務局では、監査人からの監査要求に基づき必要な書面を提出し、全ての取引及び業務手続に関する説明を行っているが、必要に応じて、監査人は各部門の現地調査も行い、担当者からの聞き取り調査をしている。令和 2（2020）年度においては、大学では事務部、福祉実習指導センター、保育・教育実習指導センターが調査対象となり、修学支援新制度に係る手続、学納金手続、小口現金・通帳管理、券売機に係る現金管理、周辺会計（後援会、実習費）について監査が行われ、重大な指摘事項はなかった。

本法人は、会計監査人監査での指導や助言に基づき業務内容等を改善しているが、新たな取引や疑問点等があれば、監査日を待たずに監査人に連絡を取り、会計手続をその都度確認している。令和 2（2020）年度は、大学及び高校の無償化制度、新型コロナウイルス感染症に係る各種取引など多くの新規取引があったが、監査人と連携し、納期どおり正確に決算処理を行っている（【資料 5-5-7】）。

適正な会計処理を行うためには、会計に関する仕組み作りに加え、人作りも重要である。法人本部事務局会計課では、各々の役割・責任に見合った実践的なスキルアップを継続的に実施し、人材育成を図っている。令和 2（2020）年度は、学校法人会計の専門性を高めるため、オンラインセミナーを 6 回受講し、必要な知識の習得に努めている（【資料 5-5-8】）。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人監査は、監査人となる監査法人の公認会計士 3 人及び会計補助員 1 人によって、毎年度 6 回実施している。計算書類、重要な会計方針等のほか、計算書類を適正に表示するために必要な関連帳票、内部統制、周辺会計等についても監査している。監査人は、理事長及び監事とのコミュニケーションを図るため、監査人を含めた三者で意見交換する場を設けている。ここでは主に、会計処理の適正化に関する事項、決算報告に関する事項、経営に関する事項等について意見交換している（【資料 5-5-7】）。

監事監査は、「学校法人静岡精華学園監事監査規程」に基づき、業務状況及び財産状況

を監査している。業務監査では、書面監査のほか、理事長及び法人本部職員との意見交換を行った後、コロナ禍で休校期間中であったため授業視察はできなかったが、学校施設の視察を実施している。令和 2（2020）年度は、理事会及び評議員会を各々 6 回開催しているが、監事 2 人がおおむね出席している。令和 2（2020）年度の自己点検・評価では、監事の出席状況が課題となっていたが改善された（【資料 5-5-9】、【資料 5-5-10】、【資料 5-5-11】、【資料 5-5-12】）。

本法人では、監事が非常勤であり、監査機能を十分に果たすことが難しいため、内部監査を実施し、監事監査を支援している。理事長は、令和 2（2020）年 9 月に内部監査計画を承認し、監査担当者は、当該計画書に基づく内部監査を実施し、令和 3（2021）年 3 月 30 日に理事長に結果を報告している。今回は働き方改革をテーマとし、大学及び中学・高校を対象に実施している（【資料 5-5-13】、【資料 5-5-14】、【資料 5-5-15】）。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理を適正に行うためには、監事監査、会計監査人監査、内部監査の三様監査が重要である。「会計監査人監査」については、監査人である公認会計士の指導により適正な会計処理ができていますので、今後も現在の運用体制を維持し、透明性の高い事務処理の執行に努める。また、学友会や後援会等いわゆる周辺会計は、学校法人とは別個独立している団体であるが、その管理責任を果たすことも必要である。しかし現在、大学では、実習費管理の会計事務が属人的となっているので、実習費管理システムの導入を早急に検討し、会計事務の標準化を図る。

利害関係者の立場から経営の健全性を監視し助言する「監事監査」については、監事監査の実施にあたり、令和 2（2020）年度末に監事 1 人が辞任し、現在 1 人体制となっているため、速やかに新監事を選任する必要がある。

[基準 5 の自己評価]

学校法人静岡精華学園は、平成 16（2004）年の静岡福祉大学開学以来、学校教育法関係法令、法人寄附行為及び大学学則等を遵守し、大学をはじめとする法人所属の教育機関を適切に運営している。

大学の運営に関して、理事長や学長のリーダーシップが最大限発揮できるように、法人においては学校法人運営委員会を設置し、理事長出席のもとで関係機関の様々な課題について議論を深め、その解決に向けて協議を積み重ねてきた。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症への対策等、より頻回にコミュニケーションを図る機会を設けた。

基準 5 の各基準項目に記述した通り、経営・管理と財務の全体について、本法人は十分に適合しているものと判断する。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

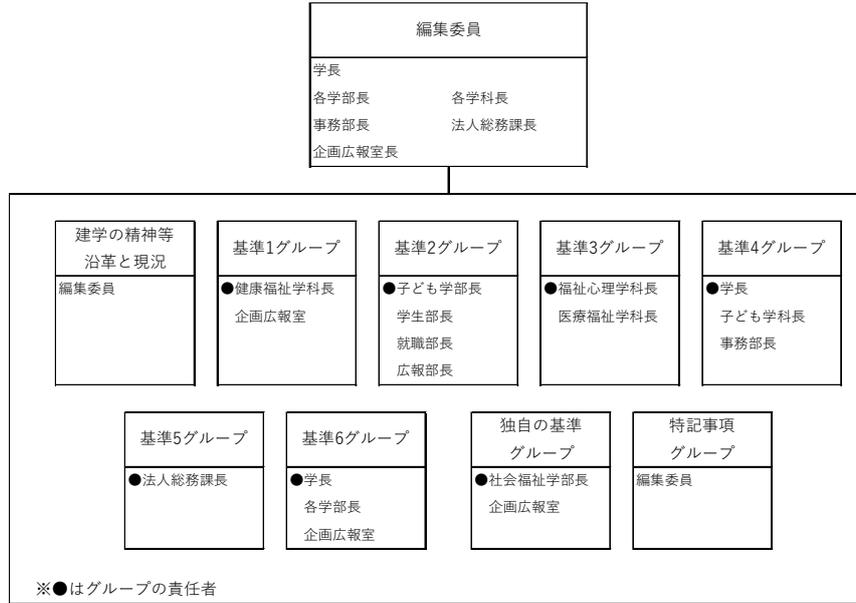
本学では、学校法人静岡精華学園の中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～7 年度）」及び本学の将来構想「静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための 10 の主題～」において、学修成果の可視化等の内部質保証に関する施策が定められている（【資料 6-1-1】、【資料 6-1-2】）。

これらの施策の実施状況は、自己点検・評価委員会にて自主的・自律的に点検を行うこととしている。自己点検・評価委員会は、学則第 2 条において、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする、と規定されている（【資料 6-1-3】）。

また、静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程（以下「規程」という。）に基づき、①自己点検・評価の方針に関する事項、②自己点検・評価の実施に関する事項、③自己点検評価書の作成及び公表に関する事項等を審議しており、委員長は学長をもって充てている。その他委員としては、各学部長、各学科長、教務部長、学生部長、就職部長、広報部長、事務部長といった内部質保証の推進に欠かせない役職者を配置するとともに、関係職員も配置し、自己点検・評価業務と合わせ内部質保証のための責任体制も構築している。

また、自己点検・評価の基準は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）に基づくこととしているため、内部質保証に関する点検項目が適切に組み込まれている（【資料 6-1-4】）。

令和 2（2020）年度における自己点検・評価業務の実施体制は、【図 6-1-1】のとおりであり、「編集委員」と「基準ごとの担当グループ（以下「基準グループ」という。）」により構成されている。



【図 6-1-1】令和 2（2020）年度の自己点検・評価業務実施体制

まず、編集委員の業務は、当該年度の自己点検・評価業務に関する全体の方向性の検討や自己点検評価書の校正業務等、中心的な役割を担っている。委員は、委員長である学長をはじめ、本学の学科長等の教職員等により構成されている。

次に、基準グループの業務は、当該基準の基準項目を分担し、執筆することである。なお、基準グループには必ず責任者を置き、執筆の取りまとめ役としているが、編集委員と基準グループの連携を図ることを目的として、責任者は必ず編集委員の者を充てている。

以上より、本学は内部質保証のための自己点検・評価組織を整備しており、責任体制も確立している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検・評価委員会を内部質保証の推進に関する責任組織と位置付けている。しかし、内部質保証の推進システムを構築するためには、それらをマネジメントする専門の組織があった方が学内関係者の理解が進み、PDCA サイクルが確実に機能するものと思われる。そこで、自己点検・評価委員会が中心となり、内部質保証の推進に関するあり方を検討するとともに、新たな組織の設置の是非を検討するものとする。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、規程により、原則として毎年度、自己点検・評価業務を実施することとなっている。令和2（2020）年度における自己点検・評価業務の実施方法は、以下のとおりである（【資料 6-2-1】）。

- 1) 編集委員が検討した自己点検評価書作成スケジュールを委員会で審議（7月）
- 2) 承認されたスケジュールに基づき、各基準グループは、原稿を作成（7月）
- 3) 基準グループの責任者は、当該基準の原稿を取りまとめ、学長（委員長）に提出（9月）
- 4) 編集委員は、基準ごとに校正を行い、執筆担当者に返却（9月）
- 5) 執筆担当者は、校正指示に基づき、第2稿を作成（9月）
- 6) 基準グループの責任者は、当該基準の第2稿を取りまとめ、学長（委員長）に提出（9月）
- 7) 編集委員は、全体を通じた校正を実施（10月）
- 8) 校正後、編集委員による会議により最終案を検討（10月）
- 9) 最終案を委員会に提出し審議、承認（10月）

例年は、5月に自己点検評価書の作成スケジュールを委員会で審議していたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、スケジュールを後ろ倒しすることにした。

自己点検・評価業務を実施するうえで欠かせないのは、エビデンスである。自己点検・評価業務の実施前に開催する委員会において、エビデンスがない事項は記載することができない旨を説明していることから、執筆担当者は必ずエビデンスを収集し、自己点検評価書の作成を行っている（【資料 6-2-2】）。

完成した自己点検評価書は、教授会において完成した旨の報告を行った後、共有ファイルに保存し、教職員なら誰でも閲覧できるようにしている（【資料 6-2-3】）。また、社会に対しては、本学ホームページ上で公表している（【資料 6-2-4】）。

したがって、本学では自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を共有していると言える。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価に関するデータ等の収集、管理及び分析を担当しているのは、事務部企画広報課である。事務部企画広報課の業務は、前述のほか、大学の広報戦略の策定に関すること、大学のIRに関すること、大学の情報公開に関すること等である（【資料 6-2-5】）。これらのうち、大学のIRに関する業務は、IR機能を司る企画情報センターの事務局として、学修時間や教育の成果等に関する情報の収集及び分析の実施をサポートしている（【資料 6-2-6】）。

令和2（2020）年度に本学で実施した調査等は、①入学生アンケート、②授業アンケート、③学生生活調査、④卒業時アンケート、⑤卒業生アンケート、⑥企業からの本学卒業生に対するアンケート等がある（【資料 6-2-7】）。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学において、学生に対しさまざまな調査等を実施しデータの収集及び分析を行っているものの、これらの情報が点在しており、集約できていない。また、現行の学生情報システムにおいて、入力しきれない情報（授業への出席率など）がある。

この原因として考えられることは、IR 業務を実施する組織である企画情報センターが学内情報ネットワークシステムの管理運営に関する業務も担当していることが挙げられる。令和 2（2020）年度より 3 年間、学内情報ネットワークシステムの大規模改修を行っており、IR 業務を行う時間が不足している状態である。

したがって、IR 業務に関する重要性を再確認したうえで、どの組織が担当すべきか、組織の再編成も視野に入れながら検討することとする。

将来的には、さまざまな調査に対する分析結果による効果的な施策が実施できる状態にする。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では令和元（2019）年度、大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築するための手段として、下表の資料を活用することとした（【資料 6-3-1】）。

Plan	中期計画	令和 2（2020）年度末に策定した中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」の大学に関する施策
Do	目標・計画・評価シート	委員会等において、1 年間の目標及び活動計画について記載し、年度末に振り返るためのもの。
	業務マニュアル	主に事務職員が担当する業務に対し、業務に対する根拠、他の業務への影響、具体的な手順等を示したもの。
Check	自己点検評価書	評価基準に則り、エビデンスを基に実施内容を記載し、次年度への改善・向上方策を記載したもの。
Action	事業計画書	次年度に実施する業務等の計画を記載するとともに、当該業務等に係る予算額を示したもの。

具体的な PDCA サイクルの仕組みは、以下のとおりである。

- ①中期計画に記載されている施策に基づき、委員会等は、目標・計画・評価シートに当該年度の活動計画を記載し、具体的な取組みを実施する。事務職員においては、業務マニュアルに基づき目標値を達成するための業務を執行する。

- ②委員会等の取組内容について、エビデンスを基に振り返り、自己点検・評価を行い、次年度に向けた改善・向上方策を検討したうえで、自己点検評価書を作成する。
 - ③自己点検・評価結果に基づき、次年度に実施する取組内容を事業計画書に記載するとともに、予算を要求する。
 - ④当該年度の実績と中期計画を比較検討し、達成度合いを確認する。場合によっては、目標値の修正を行う。
- 以上より、本学における PDCA サイクルの仕組みは確立していると判断できる。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA サイクルの仕組みは確立し、機能性を持たせたものの、①内部質保証に関する方針が不明瞭であること、②全学的な内部質保証に関する考え方の共有（PDCA サイクルを含む）ができていないこと、の 2 点に関し課題がある。

これらについては、令和 3（2021）年度中に自己点検・評価委員会を中心に解決に向けた検討を行うこととする。

また、令和 2（2020）年度の自己点検・評価業務が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で遅れ、自己点検評価書の完成が令和 3（2021）年 3 月になった。令和 3（2021）年度の自己点検・評価業務は、コロナ禍であっても計画的に進むよう、自己点検評価委員会ではスケジュールに関する協議を行うこととする。

[基準 6 の自己評価]

本学は、内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を位置づけており、自己点検・評価を実施するための責任体制等は確立している。また、原則として毎年度、自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を作成するなど、自主的・自律的な自己点検・評価を実施しているといえる。

自己点検評価書の記載に当たっては、エビデンスに基づくことを周知徹底しており、エビデンス資料の収集は、企画広報課が中心となり効率的な業務が行われている。

また、自己点検評価書完成後、データを共有フォルダに保管し、いつでも閲覧できるようにすることで情報共有を図るとともに、ホームページに掲載するなど、社会に対しても公表している。

大学全体の PDCA サイクルの仕組みは、学校法人静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を中心として設定したものであり、適切な PDCA サイクルを構築していると判断している。

しかし、内部質保証に関する方針が不明瞭など、運用面に課題が挙げられていることから、本学にとって有益かつ効率的な PDCA サイクルにすることが今後の課題となっている。

以上より、本基準は、適切に実施されていると認められる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

A-1 地域交流センターの社会貢献活動

《A-1 の視点》

A-1-① 地域交流センターの活動目的と位置づけ

A-1-② 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

A-1-③ 具体的な地域貢献活動の実施

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域交流センターの活動目的と位置づけ

地域交流センターは、次の活動目的のために設置され、学生のボランティア活動を通じて実践教育を展開し、地域社会の発展に貢献している（【資料 A-1-1】）。

- 1) 本学の目的に則した学生ボランティア等の実践活動を支援する。
- 2) 本学学生のために、授業時間とは別の自由時間を利用して、多様な知識や技術を修得させる。
- 3) 地域社会からの要請に対し、福祉に関する専門的な知識・技術をもって貢献する。
- 4) 地域の文化の発展のために、本学の知的財産を地域社会に還元し、重要な社会的課題となっている生涯教育・生涯学習の発展に貢献する。
- 5) 地方自治体等と連携し、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与する。

A-1-② 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

地域交流センターの主な役割は、地域のボランティア情報等を学生に対して配信し、コーディネート等を通じて、その自主的な活動を支える「地域活動支援」である。学生にはコミュニティにおける実践教育の場を提供するとともに、地域社会の推進、福祉のまちづくりへの寄与を期待している。その他に地域福祉に欠かせない人材を育てる「人材養成研修」、福祉社会づくりの基礎資料となる「調査研究」、さらに地域福祉情報の発信・受信を行う「広報啓発」等、地域社会への貢献を行っている（【資料 A-1-1】）。

学生はこれらの活動に参加し、地域住民との交流を通じて、地域の現状を受けとめ福祉課題を学ぶこととなり、地域の福祉団体とのつながりを深めるものとなっている。特に、大学で学んだ福祉実践の諸理論及び知識とボランティア実践経験との相互作用を図るよう取り組んでいる。

A-1-③ 具体的な地域貢献活動の実施

地域交流センターの主な活動は次のとおりである。

1) 地域活動支援

ア ボランティア活動

地域交流センターでは、年間を通じて地域の団体、施設、企業及び行政からのボランティア要請と学生のボランティア参加希望者との懸け橋となるべくコーディネートを行っている。また、学生がボランティア活動の主体者として参加するための支援を行っている。これらの活動を通して、地域社会と学生を「つなぐ」交流及び活動の拠点となっている。

令和 2 (2020) 年度のボランティア活動実績は【資料 A-1-2】のとおりである。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学生ボランティア活動の依頼受付は、10 月以降より開始し、依頼件数は 33 件であった。昨年度比 113 件減であった。

イ わんぱく寺子屋

わんぱく寺子屋とは、焼津市より「放課後子ども教室推進事業」を委託され実施している事業である（【資料 A-1-3】）。この事業は、地域の子どもたちに、勉強やスポーツ、文化活動等の体験の「場」を設けることにより、安全で安心な居場所づくり並びに心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、本学を含めた焼津市内のいくつかの施設で行われている。学生スタッフ（後述）は、地域福祉実践活動の場として、地元企業や団体との連携を強化し地域住民や企業・団体との協働により地域の子どもたちに関わっている。

令和 2 (2020) 年度は、本学を会場とする「わんぱく寺子屋」活動が 5 回行われ、子ども、保護者の参加者総数は 141 人であった。昨年度比で 1,251 人の減となった（【資料 A-1-4】）。参加者が減少した原因は、令和 2 (2020) 年度に予定していた第 1 回～第 6 回までの合計 6 回の「わんぱく寺子屋」を新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止したことによる。

ウ 通学合宿

通学合宿とは、近隣の焼津市立港小学校が本学、同小学校の PTA、焼津市教育委員会、静岡県教育委員会の協力により実施している事業（事業名：焼津市立港小学区通学合宿（しおかぜスクール））であり、小学生たちが宿泊施設で寝泊まりするスクールキャンプを実施するものである（【資料 A-1-5】）。異年齢の小学生同士の交流を通して温かな人間関係を形成することと、親から離れた環境で子ども自身の手で生活する力を養い、心豊かで、たくましく、独り立ちできる能力を育てることをねらいとしている。また、地域の育成会、学校、地域社会、ボランティア等との連携を図り、地域での青少年健全育成の環境を整えることも目的となっている。

学生スタッフは企画・運営を担う他、本事業のプログラムを地域の推進委員と作成するなど、コーディネーターとして関わっている。

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため通学合宿は中止となり、焼津市立港小学校からの依頼はなかった。

エ 高齢者のサロン活動

高齢者を対象としたサロン活動を「静福サロン」の名称で焼津市内と近隣の市民を対象に実施している。本事業は、地域の高齢者の社会参加の推進と生きがいく

り、さらには介護予防に寄与することを目的としている。

これまでの静福サロンは、社会福祉学部健康福祉学科の授業科目「健康福祉総合演習」と連動して開催してきたが、令和2（2020）年度よりその授業科目は開講されないことから、授業科目との連携はなくなった。このことから、今後の運営について検討が必要となり、地域交流センター委員会で協議、検討した結果、令和2（2020）年度の静福サロン開催は中止し、令和3（2021）年度に向けて新たな企画、運営を考えていくこととなった（【資料 A-1-6】）。

オ 「少年の立ち直り・健全育成大学生ボランティア」支援活動

本活動は、静岡県警察本部と協力し、少年院を出所した少年の立ち直りや健全育成を支援するためのものであり、令和元（2019）年度は2人の学生がセンターを通じ登録し、ボランティアとして参加した。このボランティアに参加するに当たり、静岡県警主催の「大学生サポーター養成講座」に出席することが義務づけられている。

活動内容は、学習、スポーツ活動、料理体験、農業体験、社会奉仕活動への支援、非行防止、街頭補導、広報啓発等の活動となっている（【資料 A-1-7】）。

なお、令和2（2020）年度は、センターを通じての学生登録はなかった。

カ 焼津市との包括連携協定

本学は、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」を締結している（【資料 A-1-8】）。

令和2（2020）年度は、その協定に基づく補助事業（令和2年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業）及び委託事業（令和2年度焼津市放課後子ども教室推進事業）において、以下のような事業を企画広報課と連携し展開した（【資料 A-1-9】、【資料 A-1-10】）。

【表 A-1-1 令和2年度焼津市との包括連携協定に基づく地域活動事業】

NO	事業名	事業概要
1	子育て支援事業	親子ふれあいフェスティバル
2	拠点等を活用した地域活性化事業	①市民と学生との意見交換会 ②認知症カフェ「かすみそうカフェ」の実施
3	中心市街地活性化事業	①商店街主催のハロウィンカーニバルへの参画 ②ウォークラリーの開催
4	産業振興等推進事業	①福祉マインド講座の開催 ②地元商工会議所主催事業への協力
5	その他地域課題解決事業	地域課題解決研究事業
6	若者と子どもの居場所づくり	放課後子ども教室

(7) 子育て支援事業

焼津市が抱える課題のひとつである、子育て支援を目的とした事業である。

令和2(2020)年度は、令和3(2021)年3月27日(土)に「親子ふれあいフェスティバル みんなでおどろう!しずふくエビカニ祭」を開催した。当日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、会場定員を100名に限定(これまでは300人)、Youtube Live 配信、ソーシャルディスタンスでの座席配置、マスクの着用、検温、アルコール消毒等を実施した。応募総数は315人であった(【資料 A-1-11】)。

この親子フェスティバルでは、本学の子ども学部子ども学科の学生が受付、ナレーション、司会進行を担当するとともに、ゲストとステージ上で共演をした(【資料 A-1-12】)。

終了時に参加者にアンケート調査を実施したところ、88%が「満足」「やや満足」、98%が「次回もぜひ参加したい」と回答していること、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を目指す子ども学部の学生たちの表現教育に関する実践の場となっていることなどから、今後も同様の事業を継続することとしている(【資料 A-1-13】)。

(i) 拠点等を活用した地域活性化事業

ア) 市民と学生との意見交換会

「焼津市の福祉を考える会」と題し、焼津市民と学生が焼津市の福祉について話し合い、住みやすいまちづくりを目指すことを目的に、本学及び焼津駅前サテライトキャンパスの1階で開催した。焼津市内の福祉について、ゲストスピーカーを招き、話を伺った後、市民、学生で意見交換を行った。令和2(2020)年度は、2回開催し延べ12人が参加した(【資料 A-1-14】)。

なお、「焼津駅前サテライトキャンパス」とは、JR 東海道線焼津駅南口にある「焼津駅前通り商店街」の空き店舗を本学が利用している施設であり、焼津市の課題である中心市街地活性化及び若者の賑わい創出の解決を図るためのものである。



【図 A-1-1 サテライトキャンパス外観】



【図 A-1-2 サテライトキャンパス1階】

イ) 認知症カフェ「かすみそうカフェ」の実施

住み慣れた地域での生活を続けることができるように、全ての人々が気兼ねなく語れる場、情報交換の場となることを目的として、焼津駅前サテライトキャンパスの1階を認知症カフェ「かすみそうカフェ」として開催した。認知症の知識を学ぶ場としてだけでなく、来場者が癒された時間を過ごすことができるように、アロマオイルを用いたハンドマッサージの実施を行うなど、学生が中心となり実施した。令和2(2020)年度は、4回開催し延べ19人が来場した(【資料A-1-15】)。

ロ) 中心市街地活性化事業(若者の賑わい事業)

ア) 商店街主催のハロウィンカーニバルへの参画

焼津市内にある商店街のうち、昭和通り商店街と神武通り商店街が合同で開催している「ハロウィンカーニバル」に子ども学部子ども学科の教員、学生が参画した。

令和2(2020)年度は、前年度に引き続き商店街の店主からなる実行委員会の要請があり、企画の段階から参画することになった。また、当日は、司会進行、ステージの音響、キッズスペースの運営、ステージ発表用のコンテンツ作成・発表等を本学の教員、学生が務めた(【資料A-1-16】)。

イ) ウォークラリーの開催

社会福祉学部健康福祉学科、子ども学部子ども学科の1年生102人を対象に、大学生活を送るために必要な人間関係構築の場とするとともに、本学の所在地である焼津市の魅力発見、地域住民との交流の場とするために、「しずふくウォークラリーin焼津」を開催した。

本来ならば、年度当初に実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和2(2020)年度は11月28日(土)に実施した。なお、上記1年生以外の参加者は、サポート学生23人、教員29人であった。

イベント終了後、1年生に対し焼津市の魅力に関するアンケート調査を実施し、その結果を「若者の声」として焼津市に提出した(【資料A-1-17】)。

エ) 産業振興等推進事業

本学は、焼津市との包括連携協定のほか、焼津商工会議所及び大井川商工会とも包括連携協定を締結している(【資料A-1-18】)。

この事業は、地元企業の本学に対する理解向上と本学学生の地元企業に対する理解向上を促進するために実施するものである。令和2(2020)年度は、以下の事業を実施した。

ア) 福祉マインド講座の開催

企業の経営者、従業員に対し、職場内の良好な人間関係を構築するために必要な福祉マインドを理解してもらうことを目的として、本学教員による「コロナ禍におけるメンタルヘルスケア講座」を開催し、18人が参加した(【資料A-

1-19】)。

イ) 地元商工会議所主催事業への協力

地元商工会議所が企画した「地元企業魅力発見バスツアー」に関し、本学の学生の参加を促した。その結果、5人の学生が参加した（【資料 A-1-20】）。

ロ) その他地域課題解決事業

焼津市が抱えている地域課題を解決するために、本学の専任教員が学生とともに研究を行う事業である（【資料 A-1-21】）。

令和2（2020）年度は、「障害者福祉の PR と人材確保」、「認知症とともに安心して生活できるやさしい街づくり」及び「高齢者体力測定会実施事業」の3事業を行った。

ア) 障害者福祉の PR と人材確保

焼津市では、障害福祉サービス事業所の人材不足が課題となっている。担当課（焼津市地域福祉課）より、障害者福祉関係の仕事の魅力を発信したいという相談があったため、協議した結果、本学の学生が複数の障害者支援施設を訪問し、そこで働く若手職員にインタビューを行い、若者目線による仕事の魅力を伝えるための冊子を作成し配布することにした。令和2（2020）年度は、主にインタビューを行い、令和3（2021）年度に冊子の作成、配布を行う予定である（【資料 A-1-22】）。

イ) 認知症とともに安心して生活できるやさしい街づくり

認知症に関し正しく理解してもらうため、認知症がテーマとなっている映画の上映会を実施した。また、上映会の実施前には、本学教員による現在の認知症施策に関する講演会も行った。

本学関係者以外の参加者は44人であり、終了後のアンケートでは、認知症について「理解できた」「やや理解できた」と回答した方が85%、このイベントに「満足した」「やや満足した」と回答した方が83%であったことから、概ね好評であったと判断している（【資料 A-1-23】）。

なお、この事業については、令和3（2021）年度も継続する予定である。

ロ) 高齢者体力測定会実施事業

焼津市スポーツ課が65歳以上を対象に実施している「体力・運動能力調査（高齢者）～シニア体力測定会～」に対し、本学の教員が健康チェックや参加者への健康運動に関する講義を行った。また、測定会で計測したデータの集計等は学生が行った（【資料 A-1-24】）。

ハ) 若者と子どもの居場所づくり（放課後子ども教室）

「焼津駅前サテライトキャンパス」2階を会場として、焼津市内の小学校1年生から6年生を対象に、放課後に気軽に遊びや交流に来て、楽しく過ごす場を提供した。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため10月からの開始となり、3密を避けるため1階も使用して開校した。開校日数は66日、延べ来場者数110人、1日当たりの平均来場者数は1.7人であった。

（【資料 A-1-25】）

キ 藤枝市との包括連携協定

本学は、所在地に隣接する藤枝市と包括的な連携により地域の課題に適切に対応し活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として「幸せづくり包括連携に関する協定書」を締結している（【資料 A-1-26】）。

令和 2（2020）年度は、その協定に基づき、以下のような事業を展開した。

（ア）ふじえだガールズミーティング

学生や子育て世代の定住・来訪人口の拡大に向け、ターゲットとなる若い女性の意見を聴取し、市政に提言する事業である。本学からは藤枝市在住の女子学生 2 名がミーティングに参加した（【資料 A-1-27】）。

（イ）社会福祉士相談援助実習の受け入れ

福祉事務所で本学の学生を実習生として受け入れ、実習生は、相談業務の基礎、面接訪問の実際、チームアプローチ、ネットワーキングの理解、権利擁護の実際を学んだ（【資料 A-1-28】）。

（ウ）藤枝市大学ネットワーク会議への出席

藤枝市は、包括連携協定を締結している 6 大学との協働をさらに強化することを目的として、「藤枝市大学ネットワーク会議」を創設した。

第 1 回目の会議を令和 3（2021）年 1 月 14 日（木）に開催し、今後の活動計画を協議した（【資料 A-1-29】）。

ク 島田市との包括連携協定

島田市とは、知的・人的・物的資源の活用など、相互の協力関係を一層進展させ、さまざまな分野に関する地域の課題解決や活性化に資することを目的として、平成 30（2018）年 3 月 26 日に包括連携協定を締結した（【資料 A-1-30】）。

例年実施している事業として、島田市が主催する「島田市平和のつどい」において島田市平和祈念事業展示への協力事業がある。具体的には、本学附属図書館が所蔵するキンダー文庫の中から、戦後の子どもたちについて描かれた本やパネルを貸し出し展示する、というものである。

しかし、令和 2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、貸し出しを取りやめた。

2) 人材養成研修

ア 学生運営委員会（学生スタッフ）

地域交流センターでは、「福祉力を鍛える」という本学の基本理念（教育理念）の下、学生が心身ともにバランスの取れた人間として成長し、社会性、市民性を養うことを目的に、「学生スタッフ」と呼ばれる学生たちによる学生運営委員会が組織されている（【資料 A-1-31】）。

学生運営委員会に所属するためには、地域交流センターでの学生スタッフ募集に応募した後、地域交流センター委員会によって承認を受ける必要がある。令和 2 (2020) 年度は 15 人が所属した (【資料 A-1-32】)。

学生運営委員会は、前述の地域活動支援の中心的な役割を担うとともに、地域交流センター職員との協働による、ボランティア要請のあった諸団体とボランティア参加希望者とのコーディネート業務、学外 (他大学) への研修会参加、広報誌の発行等の活動を行っている。

また、令和 2 (2020) 年 11 月 24 日に学生スタッフとしての資質向上及びボランティアに関する学びを学習することを目的として、第 1 回地域交流センター福祉講座を開催した。焼津市社会福祉協議会職員 2 名が講師となり、「ボランティアの心得」について学習会を行った (【資料 A-1-33】)。

イ ボランティア手帳

本学ではボランティア手帳を発行し、学生全員に配布している。学生は、ボランティア活動歴を記録することにより活動モチベーションを高め、さらには学びの振り返りにも活用することで、自己の成長にも役立てている (【資料 A-1-34】)。

ウ 新聞交流会

学生が地域社会への関心を高め、将来地域で活躍する際に地域の課題を見つける目を養う機会を提供することと目的として、静岡県で県民に最も読まれている静岡新聞社と共催で新聞交流会を令和 2 (2020) 年 11 月 18 日に開始した。

令和 2 (2020) 年度は 3 回開催し、次年度も継続していく予定である (【資料 A-1-35】)。

3) 広報啓発

広報誌の発行は、地域交流センターの地域貢献活動について、地域住民や関係機関、その他の団体に理解を深めてもらうことを目的としている。また、地域の方々のボランティア活動への理解や主体的な住民参加のきっかけづくりの一環として情報発信を行っている。さらに、福祉の専門教育への意識を啓発し、地域社会への貢献の重要性やボランティア活動実践の重要性の理解を深めることを目的として、学生にも広報誌を配布し、ボランティア活動への参加のきっかけづくりとしている (【資料 A-1-36】)。

わんぱく寺子屋については、案内チラシの送付を行い、イベント開催の様子はホームページに掲載している。また、SNS (フェイスブック、ツイッター、ブログ) などで、イベントの告知、開催の様子などを発信している (【資料 A-1-37】)。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

地域交流センターでは、「地域活動支援」の二本柱の一つとして、わんぱく寺子屋を開催し毎年多くの人に参加いただき賑わいを見せていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため第 1 回から第 6 回が中止となり、参加者総数が大きく減少する原因となっている。また、もう一つの柱である静福サロンは、令和元 (2019) 年度は 6 回開催し

たが、連動していた社会福祉学部健康福祉学科の授業科目「健康福祉総合演習」が令和2(2020)年度から開講されないことから、授業との連携はなくなった。このことから今後の運営について検討が必要となり、地域交流センター委員会で協議、検討した。検討の結果、担当教員、学生を中心に、今後の静福サロンの開催方法や内容を話し合い地域住民と連携した開催を考えたが、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着かないことから高齢者を対象とする静福サロンの開催は見送ることとした。令和3(2021)年度に向けて、安全に開催する方法を含めた新たな企画、運営を考えていくこととなった。

また「人材養成」として、学生の主体性を育てることと、学生の学びの一環となることを視野に入れ、新事業として地域交流センター福祉講座や新聞交流会を企画・実施した。今後も継続して実施する予定である。併せて、「広報啓発」として、広報誌の発行や、新年度ガイダンス時において地域交流センターの周知・PRを実施し、学生スタッフの増員を図ってきた。しかし、学生スタッフと呼ばれる学生たちによる学生運営委員会が組織されているが、主体的な活動には至らず教職員のサポートによるところが大きい状況にあるため、令和3(2021)年度の活動を継続する学生スタッフには、令和2(2020)年度の振り返りと令和3(2021)年度に向けての目標や取り組みたい内容を提出してもらい、自らが学ぶ姿勢を見えるものとした。対象となる学生スタッフ(1年生から3年生)12人のうち、11人から提出があり、10人は令和3(2021)年度の継続の意思を示した。その後、口頭にて意思を確認した1人を加えた11人には、令和3(2021)年度の地域活動支援の中心的役割を担ってもらい、わんぱく寺子屋や静福サロンをさらに発展させることやSNSを活用した広報活動を期待している(【資料A-1-38】)。課題としては、学生スタッフが本学の教育理念の下、成長できるような組織の改革と、ボランティアに関する基本的な学びができる機会を作ることが挙げられる。学びの機会には、ボランティアコーディネーターの配置の必要性をこれまでも訴えているが、学ぶ機会として焼津市社会福祉協議会の協力で実施した地域交流センター福祉講座を令和3(2021)年度も継続したい。今後は藤枝市及び島田市等の県内近隣市町の社会福祉協議会との連携も検討していきたい。

その他、「調査研究」については、令和元(2019)年度に中心市街地活性化事業(若者の賑わい事業)で若者世代による焼津のまち活性化を目的としたイベント「ひらけGOMA! やってみよう、僕たち私たちのまちづくり・届けよう、僕たち私たちのエネルギー」事業(一般社団法人焼津青年会議所主催)へ協力し、学生が地域課題解決に向けた提言を行ったが、令和2(2020)年度はコロナウイルス感染症により活動に制限が生じ、対外的な活動は自粛された。今後は、感染症対策を講じて安全な環境を整え、地域との連携を継続し地域の課題解決に向けた取り組みを行う必要がある。

A-2 その他各センター等の社会貢献活動

《A-2の視点》

A-2-① 静岡福祉大学公開講座による社会貢献活動

A-2-② 心の相談センターの社会貢献活動

A-2-③ 産官学連携推進センターの社会貢献活動

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 静岡福祉大学公開講座による社会貢献活動

静岡福祉大学公開講座（以下「公開講座」という。）は、本学の教育研究の成果を公開することにより、地域社会に広く学習の機会を提供することを目的に実施している事業であり、企画及び実施は、学長が指名した専任教員並びに事務部総務課及び企画広報課が行っている（【資料 A-2-1】、【資料 A-2-2】）。

公開講座の会場は、本学に限らず、焼津駅前サテライトキャンパス、藤枝駅前の商業施設内にある会議室も可としている。

例年、公開講座の地域住民に対する広報活動は、本学が作成したパンフレットを①これまでの受講者に郵送、②焼津市内の公共施設に設置、③本学ホームページに掲載を行っている。

しかし、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により中止した。

A-2-② 心の相談センターの社会貢献活動

令和 2（2020）年度の心の相談センターの活動の達成目標は、支援者対象の研修会、講演会、シンポジウムなどの開催であった。具体的には、活動計画を「昨年度、開催延期をした講演会を行う（「思春期・青年期の抑うつとその周辺）」と定めていた（【資料 A-2-3】）。

しかし、令和 2（2020）年度においても新型コロナウイルス感染症拡大の動向が続いたため、協議の結果、講演会開催の延期継続とした。そのため、令和 2（2020）年度の活動実績はない（【資料 A-2-4】）。

A-2-③ 産官学連携推進センターの社会貢献活動

産官学連携推進センターは地域福祉社会の構築に力点を置き、各産業界、個別企業や施設、病院、地域行政、地域社会等が直面する個別の課題や問題に対し、本センター独自の手法と、案件ごとの実践的な解決法を用いて、問題解決又は事業成立までの支援を展開することで、産業界、官界、学界、地域社会等に広く貢献することを理念としている。同センターの事業には①地方自治体等委託研究調査活動、②民間委託研究調査、共同研究調査活動、③団体等委託研究調査指導活動、④コンサルティング活動、⑤教育研修活動（各種セミナーを企画立案、実施）がある（【資料 A-2-5】）。

令和 2（2020）年度の産官学連携推進センターの達成目標は、「教員の教育、研究に関する産官学連携の調整を昨年度と同様の水準（事業実績 45 件程度）でおこなう」と「教員の教育、研究に関する産官学連携のために情報共有（メール配信）などの環境整備をおこなう」とした。

「教員の教育、研究に関する産官学連携の調整を昨年度と同様の水準（事業実績 45

件程度)でおこなう」では、令和2(2020)年度の企業並びに公的機関からの産官学相談に関する対応件数は、延べ25件であった。目標数値を大きく下回る結果となったが、その要因として、産業界が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが考えられる。そのような状況の中で企業などの産業界からは、新規の案件としては、日本爪技工士協会からの相談があった。実施としては、株式会社アクタガワ HRM から研修への講師派遣の依頼を受けて静岡県東部、中部、西部で3回実施した。公的機関からは、平成30(2018)年度に引き続き、日本保育学会での研究発表を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されなかった。その代替りとして、焼津市保育園協会保育部会と共同して日本保育学会大会での発表(大会発表論文集への掲載で報告は承認済)及び本学紀要における共同論文執筆を行った。なお、静岡県高等学校福祉教育研究会での研修指導などは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて資料配付のみとなった。

次に、「教員の教育、研究に関する産官学連携のために情報共有(メール配信)などの環境整備をおこなう」については、令和2(2020)年度については、専任教員を対象に産官学連携推進センターに届いた外部研究費、助成金の公募について5件のメール配信、公募取り扱い件数として8件を実施した(【資料 A-2-6】)。最後に、実際に行った教育・研修活動としては、以下のような、地域からの専門的ニーズに対する指導があった。

- 1) 焼津市保育園協会 保育部会 第74回日本保育学会大会での研究発表(【資料 A-2-7】)
- 2) 焼津市保育園協会 保育部会 研究論文指導(【資料 A-2-8】)
- 3) 株式会社 アクタガワ HRM アクタガワ(【資料 A-2-9】)
- 4) アルファクラブが発行している会員限定フリーマガジン季刊誌『プラール』への介護関係のコラム執筆及び記事内容指導(【資料 A-2-10】)

(3) A-2の改善・向上方策(将来計画)

これまで、心の相談センター、産官学連携推進センターはその機能を整備し、さまざまな社会貢献活動を継続的に行ってきた。特に、年々、本学に対して、地域社会等から知の拠点としての機能への期待が高まっており、そのニーズに対して、地域の行政や産業界、卒業生や地域の人々と連携した取り組みを実施することで、確実にその期待に答えている。

新型コロナウイルス禍にあって、前年度に続き、令和2(2020)年度の各センターの行う地域社会に対する貢献活動の多くは自粛や活動の規模縮小などを余儀なくされた。

各センターは、令和3(2021)年度の活動計画において、新型コロナウイルス禍における新しい生活行動に沿った活動行事の企画や活動支援についての検討に取り組むことにしている。

大学の社会貢献は、「教育」「研究」に次ぐ「第三の使命」である。現在、本学には社会貢献活動を行うセンターが複数あり、各々がそのテーマに基づいて取り組んできている。そのなかで、心の相談センターは地域住民の身近な相談窓口として、産官学連携推進センターは地域の諸団体との連携事業の受け皿としてその使命を果たしてきたが、設置時の目的と現在の活動内容との間で徐々にずれが生じているため、令和4(2022)年

度に向けて、活動内容を精査したうえで、「地域連携」の推進組織の統合再編を行う予定である。

[基準 A の自己評価]

これまで、本学の地域交流センター、心の相談センター、産官学連携推進センターは独自の社会貢献事業を発展的に展開しており、地域と大学にはそれぞれにシナジー効果が得られてきたが、前年度からの新型コロナウイルス禍にあって、令和 2（2020）年度の地域交流センター、心の相談センター、産官学連携推進センターの地域貢献活動の多くは自粛や活動の規模縮小を余儀なくされた。

このような中で、焼津市との包括連携事業では、「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」は 6 年が経過し、活動の内容が年々充実している。令和 2（2020）年度は十分な新型コロナウイルス感染症の防止対策のもと、協定に基づく各種の地域活動事業（「親子ふれあいフェスティバル」、「市民と学生との意見交換会」「認知症カフェ・かすみそうカフェ」「福祉マインド講座」など）をそれぞれ 1 回～4 回の開催であったが、実施することができた。若者と子どもとの居場所づくり事業の「放課後子ども教室」は 66 日開校できた。

今後も、行政と大学との連携を進め、近隣他市町との協働の取組みも推進していくことが継続課題となる。

V. 特記事項

1 学生支援総合センターを中心とした学生支援活動

本学の学生支援総合センターでは、入学時に学生の健康調査を実施している。

令和3(2021)年4月に実施したオリエンテーションにおいて、新入生を対象に各学科において健康調査を実施した。これは、事前に学生の健康状態を把握し、障がい学生の支援と疾患を抱える学生に対応すべく、学修環境への配慮と4年間の学びへの学修サポートにつなげることを目的としている。

健康調査アンケートは、学生のプライバシーに関わることから、守秘義務の徹底と学生の同意並びに提出後も撤回が可能であることを示したうえでやっている。

この健康調査の実施は、学生を差別・区別することなく、あくまでも学修環境を整えることに主眼を置いている。

具体的な調査項目は、次のとおりである。

- 1) 入院や手術歴の有無並びにここ1年間で1か月以上の受診歴(基礎疾患・アレルギーや心療内科等)の有無・服薬等の有無(具体的な薬品名)
- 2) 生活習慣となる食事の摂取(3食の食事)と睡眠時間(平均睡眠時間)の状況
- 3) 身体的・精神的症状の有無(過去30日間)
- 4) 発達障がいや対人関係障がい等の有無(過去30日間)

これらの健康調査は、回答後速やかに回収し、その結果を臨床心理士の専門職がデータ化し、新入生の状況と各学科別に集計した後、身体的あるいは精神的な問題を抱える学生の数値、グリーゾーンの学生、個別のフォローが必要な学生に対しては、各学科長を通じて授業等での配慮に結びつけている。

例えば、体調を崩した学生が保健室に訪問した際、訪問理由を聞いたうえで、カウンセリングの必要があると判断すれば、本学の学生支援総合センターの非常勤職員である臨床心理士・公認心理師の資格を有する専門職又はソーシャルワーカーとの面談に結びつけるなどの学生支援を実施している。さらには、その調査項目で表面化された問題であるか否かを照らし合わせながら、学生の支援に当たっている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は、学則第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条において、社会福祉学部及び子ども学部の 2 学部を置くことを規定している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は、学則第 12 条に規定している。	3-2
第 88 条	—	該当なし。	3-2
第 89 条	—	該当なし。	3-2
第 90 条	○	入学資格は、学則第 15 条に規定している。	2-1
第 92 条	○	学長、教授等必要な職員は、学則第 6 条に規定している。 また、学長は、本学学長候補者選考規程により選考を行い配置しており、教授、准教授、講師、助教は、本学教員任用基準、教員選考規程、教員任用基準等の昇任に関する運用内規及び教員任用基準等の採用に関する運用内規に基づき、採用及び昇任の手続きを行い配置している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条及び本学教授会規程に基づき、適切に運営している。	4-1
第 104 条	○	学位は、学則第 41 条及び本学学位規程に基づき、学士を授与している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。	3-1
第 108 条	—	該当なし。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価は、学則第 2 条及び本学自己点検・評価委員会規程に基づき実施し、認証評価は、7 年に 1 度の割合で受審している。	6-2
第 113 条	○	静岡精華学園情報公開規程に基づき、本学ホームページにおいて教育研究活動を公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員は、学則第 6 条並びに本学事務組織及び事務分掌規程に基づき、適切に配置している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 15 条に規定し、高等専門学校を卒業した者の受入れを認めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 15 条に規定し、専修学校の専門課程を修了した者の受入れを認めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	本条で求められている記載事項は、学則において規定し、学生便	3-1

静岡福祉大学

		覧に明記している。	3-2
第 24 条	○	本学では、学生・教務課において、学生名簿、成績通知書、健康診断書を作成し、保存・管理を行っている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	本学学生懲戒規程により、手続を定めて運用している。	4-1
第 28 条	○	本学文書取扱規程に基づき、本学にとって必要な表簿は、概ね備え、保存している。	3-2
第 143 条	—	該当なし。	4-1
第 146 条	—	該当なし。	3-1
第 147 条	—	該当なし。	3-1
第 148 条	—	該当なし。	3-1
第 149 条	—	該当なし。	3-1
第 150 条	○	入学資格については、学則第 15 条に規定している	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1
第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	編入学に関する入学資格については、学則第 15 条及び学則第 21 条に規定している。	2-1
第 162 条	○	転入学に関しては、学則第 19 条に規定している。ただし、入学を許可することができるのは、他の大学に在学している者のみとしている。	2-1
第 163 条	○	学則第 9 条において、学年の始期を 4 月 1 日とし、終期を翌年 3 月 31 日と規定している。また、学則第 10 条において、前学期を 4 月 1 日から 9 月 30 日までとし、後学期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと規定している。なお、学長は、必要がある場合には、各学期の開始日及び終了日を変更することができる。 入学の時期は、学則第 14 条に基づき、学年の始めと規定しているが、卒業の時期は、卒業要件を満たす場合は、前期で卒業させることができる。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 164 条	—	該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	建学の精神、教育理念、使命・目的に基づき、三つのポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生募集要項、学生便覧において公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	本学自己点検・評価委員会規程において、自己点検・評価項目は学校教育法第 110 条により文部科学大臣の認証を受けた認証評価	6-2

静岡福祉大学

		機関が定める評価基準項目に基づくものとする、と規定している。	
第 172 条の 2	○	静岡精華学園情報公開規程に基づき、本学ホームページにおいて教育研究活動を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書に関しては、学則第 40 条に規定している。	3-1
第 178 条	○	編入学に関する入学資格については、学則第 15 条及び学則第 21 条に規定し、高等専門学校からの出願を認めている。	2-1
第 186 条	○	編入学に関する入学資格については、学則第 15 条及び学則第 21 条に規定し、専修学校の専門課程からの出願を認めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は、平成 16 年に設置基準を満たす大学として開学し、大学設置基準の一部改正への対応も適切に行っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に目的、第 4 条に学部及び学科の目的を規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜規程に基づき、公正かつ妥当な方法により、入学者の選抜を実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	本学が組織する各委員会等は、教員と職員により組織され、教職協働により運営している。	2-2
第 3 条	○	学部は、学則第 3 条において規定しており、教員組織、教員数は、大学設置基準を満たしている。	1-2
第 4 条	○	学科は、学則第 3 条において規定している。	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織は、大学設置基準を満たした編制をしており、学則第 41 条に基づき、学位の種類を規定している。また、教員の年齢構成は 30 歳台～70 歳台まで偏りのない構成になっている。 なお、本学は二以上の校地はない。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目は、その内容により適切に担当教員を配置している。また、演習、実習において、助手に補助させている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 11 条	—	該当なし。	3-2 4-2

静岡福祉大学

第 12 条	○	本学の専任教員は、就業規則第 2 条又は特任教員規程第 3 条に基づき、本学のみ専任教員であり、教育研究に従事するものである。なお、本学では、教育研究以外の業務に従事する者を、本学の専任教員とはしていない。	3-2 4-2
第 13 条	○	エビデンス集（データ編）「基礎データ共通様式 1」より、専任教員数が別表第 1 及び別表第 2 を満たしていることがわかる。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長候補者選考規程に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者を選考している。	4-1
第 14 条	○	教員任用基準第 2 条において、教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員任用基準第 3 条において、准教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員任用基準第 4 条において、講師の資格を規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教員任用基準第 5 条において、助教の資格を規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	教員任用基準第 6 条において、助手の資格を規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は、学科を単位とし、学部ごとに学則第 3 条に規定している。また、教育にふさわしい環境の確保のために学生数を適切に管理している。	2-1
第 19 条	○	本学は、基本理念（教育理念）、使命・目的、三つのポリシーに基づいた教育課程の編成方針を定め、適切に編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 20 条	○	各学科の教育課程に基づき、授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、また、適切に各年次に配当し、編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 25 条に基づき、単位計算をしている。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業を行う期間は、学則第 26 条に規定している。また、学則に基づき、学年暦を作成し授業を展開している。	3-2
第 23 条	○	本学では、15 週単位を基本としている。学生には、学年暦を作成し配布している。	3-2
第 24 条	○	40 人以下のクラスが約 8 割を占めており、教育効果を考慮し、適切なクラスサイズを確保している。	2-5
第 25 条	○	本学の授業科目は、講義、演習、実習により行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	各授業科目の授業の計画、成績評価基準等を明記したシラバスを作成し、学生に配布又はシステムで閲覧できるようにしている。	3-1
第 25 条の 3	○	各授業科目の改善を図ることを目的として、授業アンケートを実施している。アンケート実施後は、教員に集計結果を渡し、当該	3-2 3-3

静岡福祉大学

		結果に沿った改善案等の提出を求めている。 また、FD 委員会規程に基づき、定期的に FD 研修会を実施している。	4-2
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 27 条及び第 28 条並びに社会福祉学部履修規程第 6 条及び子ども学部履修規程第 6 条により、適切な方法により学修の成果を評価し、単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	社会福祉学部履修規程第 4 条及び子ども学部履修規程第 4 条に、履修登録単位数の上限に関する規定及び優れた成績の学生が履修登録単位数の上限を超えて履修科目の登録ができる規定があり、学生便覧にて学生に周知している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。	3-1
第 28 条	○	学則第 29 条により、60 単位を限度として他大学等の取得単位の認定を規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 30 条により、他大学等により修得したものと認めた単位とあわせて 60 単位を限度として大学以外の教育施設等における取得単位の認定を規定している。	3-1
第 30 条	○	本学では、入学前の既修得単位等の認定は、編入学した者のみ規定に留めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	○	学則第 45 条及び科目等履修生規程に基づき、適切に授業科目の履修及び単位認定を行っている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 40 条及び別表第 3 により、卒業の要件を規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	○	共通基礎データ様式 1 に記載のとおり、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は、校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	本学の校舎には、学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館（学生自習室を含む）、医務室（保健室）、情報処理室、体育館等を備えている。	2-5
第 37 条	○	収容定員 946 人に対し、33,395.8 m ² の校地を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	大学設置基準の校舎面積 6,800.2 m ² に対し、10,302 m ² の校舎面積を有している。	2-5
第 38 条	○	図書館は、蔵書数（和書、洋書）43,842 冊、雑誌 63 種、視聴覚教材等 1,175 点を所蔵し、閲覧用の 118 席の座席を有し、グループ学習室、多目的学習室、学習支援室を備えている。また、焼津市等の自治体の図書館と連携している。	2-5
第 39 条	—	該当なし。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5

静岡福祉大学

第 40 条	○	学部及び学科の種類、教員数及び学生に応じて必要な種類及び数の機械、器機及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、施設設備の修繕及び購入に関する経費を確保しており、環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、建学の精神、基本理念（教育理念）、使命・目的等を表したものである。	1-1
第 41 条	○	学則第 6 条、事務組織及び事務分掌規程に基づき、適切な事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	事務組織及び事務分掌規程に基づき、事務部に学生・教務課を設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	委員会等設置規程に基づき、教務委員会、学生厚生委員会、キャリア支援委員会を設置し、連携体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	SD 委員会規程に基づき SD 委員会を開催し、SD 研修会の開催に関する事項を審議している。審議結果を基に、研修会を開催し、必要な知識及び技能の習得、並びに能力及び資質の向上を図っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。	3-2
第 44 条	—	該当なし。	3-1
第 45 条	—	該当なし。	3-1
第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 57 条	—	該当なし。	1-2
第 58 条	—	該当なし。	2-5
第 60 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 41 条及び学位規程に基づき、適切に学位を授与している。	3-1

静岡福祉大学

第 10 条	○	学則第 41 条において、社会福祉学部福祉心理学科は「福祉心理学」、社会福祉学部健康福祉学科は「健康福祉学」、子ども学部子ども学科は「子ども学」と適切な名称を規定している。	3-1
第 13 条	○	学位規程に学位に関し必要な事項を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 36 条に基づき、役員報酬基準、役員名簿及び財務情報をホームページに掲載し、運営の透明性等を確保している。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 7 条等に利益供与の禁止に関し規定している。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 35 条第 2 項に基づき、寄附行為を各事務所に備え置いている。	5-1
第 35 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 5 条に基づき、理事 7 人、監事 1 人を置き、理事のうち、1 人を理事長としている（監事は、辞任により 1 人欠員となっているが、令和 3 年 5 月の理事会・評議員会で補充予定）。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 6 条等の役員の選任に関する規定により、学校法人と役員との関係を定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 12 条に理事会に関する事項を定め、理事会を開催している。	5-2
第 37 条	○	理事長の職務は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 14 条に規定している。 理事の職務及び理事長の職務の代理等は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 14 条の 2 及び第 16 条に規定している。 監事の職務は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 16 条第 2 項に規定している。 いずれも、適切に職務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 11 条に基づき、役員の選任を行っている。	5-2
第 39 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 7 条に基づき、監事は、理事、評議員又は学校法人の職員以外の者を選任している。	5-2
第 40 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 10 条に基づき、補充している。	5-2
第 41 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 19 条に基づき、評議員会を開催している。理事 7 人に対し、評議員は 20 人である。	5-3
第 42 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 21 条に「諮問事項」として規定し、適切に運用している。	5-3

静岡福祉大学

第 43 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 22 条に「評議員の意見具申等」として規定し、適切に運用している。	5-3
第 44 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 23 条、第 24 条及び第 25 条に基づき、評議員を選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 18 条の 2 に役員損害賠償責任に関し規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法に基づき、役員は第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法に基づき、他の役員も連帯で責任を負う場合には、連帯債務となる。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法に基づき、一般社団・財団法人法の規定を準用することとしている。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 43 条により、寄附行為の変更は、理事会の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならないとしている。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 32 条に基づき、学校法人静岡精華学園みらい躍進計画を策定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 34 条第 2 項に規定し、適切に報告し、意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 35 条に規定し、毎会計年度終了後 2 か月以内に作成し、大学事務室に備えて置き、閲覧できる体制を整えている。	5-1
第 48 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 37 条に基づき、「学校法人静岡精華学園役員等の報酬等の支給基準」として、役員等の報酬額を規定し、適切に支給している。	5-1
第 49 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 39 条に基づき、会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとしている。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人静岡精華学園寄附行為第 36 条に基づき、学校法人静岡精華学園のホームページに情報を公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	—		1-1
第 100 条	—		1-2
第 102 条	—		2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

静岡福祉大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—		2-1
第 156 条	—		2-1
第 157 条	—		2-1
第 158 条	—		2-1
第 159 条	—		2-1
第 160 条	—		2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 1 条の 2	—		1-1 1-2
第 1 条の 3	—		2-1
第 1 条の 4	—		2-2
第 2 条	—		1-2
第 2 条の 2	—		1-2
第 3 条	—		1-2
第 4 条	—		1-2
第 5 条	—		1-2
第 6 条	—		1-2
第 7 条	—		1-2
第 7 条の 2	—		1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—		1-2 3-2 4-2
第 8 条	—		3-2 4-2
第 9 条	—		3-2 4-2
第 10 条	—		2-1
第 11 条	—		3-2
第 12 条	—		2-2 3-2

静岡福祉大学

第 13 条	—		2-2 3-2
第 14 条	—		3-2
第 14 条の 2	—		3-1
第 14 条の 3	—		3-3 4-2
第 15 条	—		2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—		3-1
第 17 条	—		3-1
第 19 条	—		2-5
第 20 条	—		2-5
第 21 条	—		2-5
第 22 条	—		2-5
第 22 条の 2	—		2-5
第 22 条の 3	—		2-5 4-4
第 22 条の 4	—		1-1
第 23 条	—		1-1 1-2
第 24 条	—		2-5
第 25 条	—		3-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	—		3-2 4-2
第 28 条	—		2-2 3-1 3-2
第 29 条	—		2-5
第 30 条	—		2-2 3-2
第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 34 条の 2	—		3-2

静岡福祉大学

第34条の3	—		4-2
第42条	—		4-1 4-3
第43条	—		4-3
第45条	—		1-2
第46条	—		2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—		6-2 6-3
第2条	—		1-2
第3条	—		3-1
第4条	—		3-2 4-2
第5条	—		3-2 4-2
第6条	—		3-2
第6条の2	—		3-2
第7条	—		2-5
第8条	—		2-2 3-2
第9条	—		2-2 3-2
第10条	—		3-1
第11条	—		3-2 3-3 4-2
第12条	—		3-2
第13条	—		3-1
第14条	—		3-1
第15条	—		3-1
第16条	—		3-1
第17条	—		1-2 2-2 2-5 3-2

静岡福祉大学

			4-2 4-3
第 18 条	—		1-2 3-1 3-2
第 19 条	—		2-1
第 20 条	—		2-1
第 21 条	—		3-1
第 22 条	—		3-1
第 23 条	—		3-1
第 24 条	—		3-1
第 25 条	—		3-1
第 26 条	—		1-2 3-1 3-2
第 27 条	—		3-1
第 28 条	—		3-1
第 29 条	—		3-1
第 30 条	—		3-1
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-2
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		3-1
第 42 条	—		6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-1
第 5 条	—		3-1
第 12 条	—		3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3

静岡福祉大学

第2条	—		3-2
第3条	—		2-2 3-2
第4条	—		3-2
第5条	—		3-1
第6条	—		3-1
第7条	—		3-1
第9条	—		3-2 4-2
第10条	—		2-5
第11条	—		2-5
第12条	—		2-2 3-2
第13条	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	静岡福祉大学 CAMPUS GUIDE 2022	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	静岡福祉大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2021 年度 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2021 年度 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	

静岡福祉大学

	令和3年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 令和2年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 大学へのアクセス、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 静岡精華学園法人本部規程集目次、静岡福祉大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 令和2年度 理事会・評議員会 出欠状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間） 財務計算に関する書類 学校法人静岡精華学園（過去5年間） 監査報告書（過去5年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 2021年度（令和3年度）シラバス 社会福祉学部 2021年度（令和3年度）シラバス 子ども学部	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 1-1-2】	静岡福祉大学学則	
【資料 1-1-3】	静岡福祉大学大学案内 2022 (P40)	
【資料 1-1-4】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>建学の精神・基本理念	
【資料 1-1-5】	2021年度 学生便覧 (P1~3)	
【資料 1-1-6】	2021年度学生募集要項 (P1)	
【資料 1-1-7】	静岡福祉大学収容定員関係学則変更届出書「意思の決定を証する書類」	
【資料 1-1-8】	公認心理師法の施行について、幼児期の教育と小学校教諭の円滑な接続に関する方針	
【資料 1-1-9】	静岡精華学園みらい躍進計画推進体制図	
【資料 1-1-10】	運営協議会次第 (令和2年7月1日、令和2年12月2日)	
【資料 1-1-11】	静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための10の主題～	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 1-2-2】	学則改正に関する会議次第又は議事録 (運営協議会、教授会、評議員会、理事会)	
【資料 1-2-3】	2021年度 学生便覧 (P1~3)	【資料 1-1-5】と同じ

静岡福祉大学

【資料 1-2-4】	2021 年度（令和 3 年度）シラバス 社会福祉学部（P89～P93「基礎セミナー I（心理）（健康）」）、2021 年度（令和 3 年度）シラバス 子ども学部（P88～P89「基礎セミナー I（子ども）」）	
【資料 1-2-5】	静岡福祉大学大学案内 2022（P40）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-6】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>建学の精神・基本理念	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-7】	2021 年度学生募集要項（P1）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-8】	静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）	
【資料 1-2-9】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>3つのポリシー	
【資料 1-2-10】	運営協議会次第（令和 2 年 7 月 1 日、令和 2 年 12 月 2 日）	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 1-2-11】	令和 3 年度静岡福祉大学組織図	
【資料 1-2-12】	静岡福祉大学教員採用試験対策室規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	静岡福祉大学 ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>3つのポリシー	
【資料 2-1-2】	静岡福祉大学大学案内 2022（社会福祉学部：P15～P16、子ども学部：P11～P12）	
【資料 2-1-3】	2021 年度 学生募集要項(P2～P8)	
【資料 2-1-4】	2021 年度 学生募集要項(P9～P28)	
【資料 2-1-5】	静岡福祉大学 ホームページ (https://www.suw.ac.jp/examination/guidelines.html) 入試情報>学生募集要項	
【資料 2-1-6】	2020 年 8 月 23 日 オープンキャンパスタイムテーブル	
【資料 2-1-7】	2021 年 静岡福祉大学 大学説明会に変わる資料提供	
【資料 2-1-8】	2021 年度一般入試前期日程 実施要領	
【資料 2-1-9】	2021 年度 学生募集要項（P29）	
【資料 2-1-10】	静岡福祉大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-11】	2020 学年暦	
【資料 2-1-12】	WEB オープンキャンパスについて	
【資料 2-1-13】	静岡県介護福祉士養成施設協議会役員校の順番表	
【資料 2-1-14】	2020 年度第 21 回介護福祉実習委員会議事録	
【資料 2-1-15】	静岡県社会福祉協議会依頼文書	
【資料 2-1-16】	第 1 回大学連携講座 当日スケジュール	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 3 年度オリエンテーション日程	
【資料 2-2-2】	個別指導に関する資料	
【資料 2-2-3】	静岡福祉大学オフィスアワー規程、2020 年度前期、後期オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-4】	2020 年度オフィスアワー相談件数表（前期、後期）	
【資料 2-2-5】	令和 2 年度 静岡福祉大学保護者懇談会開催通知、出席状況、保護者懇談会アンケート	
【資料 2-2-6】	授業アンケートに関する資料	
【資料 2-2-7】	2021 度 学生便覧（P72）、学生支援総合センターだより	
【資料 2-2-8】	学生総合支援センターメール会議録	

静岡福祉大学

【資料 2-2-9】	2021 年度 学生便覧 (P73)、2020 年度学生支援総合センター教授会報告、講義における特別措置申請、定期試験における特別措置申請書	
【資料 2-2-10】	学修指導対象者に送るメール文例、学修指導面談記録	
【資料 2-2-11】	学科別退学者数	
【資料 2-2-12】	2021 年度 学生便覧 (P48~P56)	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2021 年度 カリキュラム表 (P11~P12)	
【資料 2-3-2】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P101~P104 「キャリア支援Ⅰ-A、Ⅰ-B」)	
【資料 2-3-3】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P105~P108 「キャリア支援Ⅱ-A、Ⅱ-B」)	
【資料 2-3-4】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P109~P112 「キャリア支援Ⅳ-A、Ⅳ-B」)	
【資料 2-3-5】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P98~P101 「キャリア支援Ⅱ-A、Ⅱ-B」)	
【資料 2-3-6】	求人ナビの利用方法について	
【資料 2-3-7】	キャリア支援課への予約について	
【資料 2-3-8】	【初めての WEB 面接】知っておきたいポイントまとめ	
【資料 2-3-9】	「アルバイト HP」(QR コード付き)	
【資料 2-3-10】	就職内定状況 (2021 年 4 月末現在)	
【資料 2-3-11】	2020 年度卒業生 業種別進路一覧	
【資料 2-3-12】	2020 年度「学内企業・施設研究セミナー」冊子目次・職種一覧・レイアウト	
【資料 2-3-13】	就職活動支援セミナー実施結果	
【資料 2-3-14】	キャリア支援の授業フォロー	
【資料 2-3-15】	試験関係のテスト発注実績	
【資料 2-3-16】	2021 年度 資格取得の手引き	
【資料 2-3-17】	静岡福祉大学国家資格試験対策センター規程	
【資料 2-3-18】	国家試験対策講座のお知らせ及び申込書、2020 年度静岡福祉大学対策講座日程、社福・精神国試対策名簿、2020 年度社会福祉士・精神保健福祉士国家試験対策について、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験を受験予定の皆様へのお知らせ、2020 年度社会福祉士・精神保健福祉士国家試験対策講座を受講する皆様へ、2020 年度国家試験ガイダンス「国家試験の合格を目指して」、受講証	
【資料 2-3-19】	2020 年度中央法規模試受験申込書、2020 年度ソ教連模試揭示、2020 年度福祉教育カレッジ模試試験開催要項、起案文書「令和 2 年度 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策に係る書籍の購入・配布について」、2020 年度社福・精神国試対策 夏休みの宿題、2020 年度直前オリエンテーション揭示	
【資料 2-3-20】	2020 (令和 2) 年度介護福祉士国家試験受験対策講座年間日程表	
【資料 2-3-21】	2020 (令和 2) 年度介護福祉士国家試験受験対策講座「オリエンテーション」配布資料	
【資料 2-3-22】	2020 (令和 2) 年度介護福祉士国家試験受験対策講座「第 1 回全国統一模擬試験」「第 2 回全国統一模擬試験」「校内模擬試験」「学力評価試験」揭示	
【資料 2-3-23】	2020 (令和 2) 年度介護福祉士国家試験受験対策講座「秋季集中対策講座」「特別対策講座」揭示	
【資料 2-3-24】	2021 年度保育士国家試験対策のオリエンテーションについての覚書	

静岡福祉大学

【資料 2-3-25】	2021 年度資格取得の手引き (P22)	
【資料 2-3-26】	2021 年度保育士国家試験受験対策講座受講申込書	
【資料 2-3-27】	2020 年度保育士国家試験対策講座年間スケジュール	
【資料 2-3-28】	2020 年度保育士国家試験相談支援の記録	
【資料 2-3-29】	起案文書 (令和 2 年度 図書館学習支援室に整備する国家試験対策用図書購入について)	
【資料 2-3-30】	2020 年度 国家試験の結果について	
【資料 2-3-31】	文部科学省・厚生労働省・経済産業省通知「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」	
【資料 2-3-32】	2020 年度 福祉実習指導センター実績報告	
【資料 2-3-33】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P79~P91「相談援助実習指導 A~C」「相談援助実習」)	
【資料 2-3-34】	実習における新型コロナウイルス感染症への対応について (学生用)、(実習施設用)、健康チェックシート	
【資料 2-3-35】	令和 2 年度第 3 回社会福祉演習実習委員会議事録、相談援助実習の帰校日・巡回について (2020)	
【資料 2-3-36】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P 心-119~P 心-132「精神保健福祉援助実習指導 A~ C」「精神保健福祉援助実習」)	
【資料 2-3-37】	文部科学省、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」、学内実習 (夏季・医療機関) スケジュール、令和 2 年度精神保健福祉学内プレ実習について、起案文書「令和 2 年度精神保健福祉援助学内実習 (医療機関・春季) の実施について」、起案文書「2020 (令和 2) 年度精神保健福祉見学実習の実施について」、学内実習 (医療機関) 春季『地域生活支援の実践・ケアマネジメント』	
【資料 2-3-38】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P 健 69~P 健 77、P 健 84~P 健 88「介護総合演習 A~D」「介護福祉実習 I ~III」)	
【資料 2-3-39】	保護者への説明文書 (新型コロナウイルス感染症対応の保険加入について)、起案文書「外部実習における新型コロナウイルス感染症に対応した保険への加入について」	
【資料 2-3-40】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P96~P108「保育所実習指導 I・II」、「施設実習指導 I・II」、「保育実習 I~III」)、令和 2 年度保育実習 I (施設) 配属一覧、令和 2 年度保育実習 I (保育所) 配属一覧、令和 2 年度保育実習 II 配属一覧、令和 2 年度保育実習 III 配属一覧	
【資料 2-3-41】	実習における新型コロナウイルス感染症対策及び行動記録・報告について、行動報告書	
【資料 2-3-42】	行動記録チェックシート	
【資料 2-3-43】	文部科学省通知「令和 2 年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について(通知)」	
【資料 2-3-44】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P61~P64「幼稚園教育実習指導」、「幼稚園教育実習」)、令和 2 年度幼稚園教育実習配属一覧	
【資料 2-3-45】	令和 3 年度小学校教育実習配属先一覧 (2019 年度入学生)	
【資料 2-3-46】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P157~P163「小学校教育実習指導」、「小学校教育実習」、「学校体験活動」)	
【資料 2-3-47】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P9~P12「病院実習指導」「病院実習」)	
【資料 2-3-48】	令和 2 年度 診療情報管理士 病院実習配属一覧	
【資料 2-3-49】	2021 年度 資格取得の手引き (P44)、2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P 健-125「病院インターンシッ	

静岡福祉大学

	ブ))、病院インターンシップの手引き	
【資料 2-3-50】	令和 2 年度 病院インターンシップ配属一覧	
【資料 2-3-51】	2020 年度「インターンシップ参加届」	
【資料 2-3-52】	2020 年度 卒業生に関するアンケート結果報告（就職先に対するアンケート）、2020 年度卒業生アンケート結果報告	
【資料 2-3-53】	障害者就業生活支援センター資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	静岡福祉大学学友会会則	
【資料 2-4-2】	静岡福祉大学健康福祉学科子ども学科合同企画「しずふくウォークラリー2020in 焼津」 実施要項	
【資料 2-4-3】	2020 年度第 4 回学生厚生委員会議事録	
【資料 2-4-4】	静岡福祉大学オフィスアワー規程	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-4-5】	「一人暮らし 1 年生の会」案内	
【資料 2-4-6】	2020 年度 学生支援総合センター 教授会報告資料、2020 年度後期活動報告書	
【資料 2-4-7】	特別措置申請書（様式）	
【資料 2-4-8】	学生支援総合センター委員会メール会議議事録（令和 3 年 6 月 3 日）	
【資料 2-4-9】	2021 年度 学生便覧（P38~P39）、新型コロナウイルス感染症対応の保険加入について案内文書	
【資料 2-4-10】	静岡福祉大学スカラシップ規程	
【資料 2-4-11】	静岡福祉大学奨学金規程	
【資料 2-4-12】	静岡福祉大学児童福祉スカラシップ規程	
【資料 2-4-13】	2021 年度 学生便覧（P34~P37）	
【資料 2-4-14】	学修環境整備費緊急支援金に関する資料	
【資料 2-4-15】	修学支援制度説明会資料	
【資料 2-4-16】	2021 年度入学手続要項（P6~P10）	
【資料 2-4-17】	2021 年度（令和 3 年度）シラバス 社会福祉学部（P1 日本語 A））、子ども学部（P51~P52「保育内容（人間関係Ⅱ）」）	
【資料 2-4-18】	令和 3 年度 オリエンテーション日程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-4-19】	令和 2 年度 保健室利用状況	
【資料 2-4-20】	2021 年度 学生便覧（P28~P31）	
【資料 2-4-21】	2020（令和 2）年 9 月・11 月学生厚生委員会議事録	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/access.html) 大学紹介>大学へのアクセス、キャンパスライフ>キャンパスマップ	
【資料 2-5-2】	2021 年度 学生便覧（P79~P87）	
【資料 2-5-3】	静岡福祉大学心の相談センター規程	
【資料 2-5-4】	静岡福祉大学学生支援総合センター規程	
【資料 2-5-5】	静岡福祉大学における障害学生の支援に関する指針	
【資料 2-5-6】	学生支援総合センターだより	
【資料 2-5-7】	静岡福祉大学保育・教育実習指導センター規程	
【資料 2-5-8】	静岡福祉大学地域交流センター規程	
【資料 2-5-9】	大学施設等使用許可申請書	
【資料 2-5-10】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 2-5-11】	静岡福祉大学附属図書館概要	
【資料 2-5-12】	静岡福祉大学バリアフリー文庫・キンダー文庫利用要領	
【資料 2-5-13】	小泉八雲生誕 170 年・来日 130 年記念 4 館連携事業	

静岡福祉大学

【資料 2-5-14】	売買取引契約書、工事請負契約書	
【資料 2-5-15】	令和 3 年 3 月 15 日付け起案文書「視聴覚設備等の入れ替えについて」等	
【資料 2-5-16】	工事完成検査調書（外壁改修工事）	
【資料 2-5-17】	静岡福祉大学施設等使用規程	
【資料 2-5-18】	2021 年度 学生便覧（P123～P139）	
【資料 2-5-19】	災害対策マニュアル（教職員用）	
【資料 2-5-20】	静岡福祉大学防火防災管理規程、令和 2 年度静岡福祉大学防災訓練実施要領	
【資料 2-5-21】	防災備蓄品マニュアル	
【資料 2-5-22】	耐震化状況調査、焼津市防災地図、2021 年度学生便覧（P141～142）	
【資料 2-5-23】	静岡福祉大学新型コロナウイルス感染防止に向けた対応指針	
【資料 2-5-24】	静岡福祉大学授業料等の取扱いに関する内規	
【資料 2-5-25】	工事完成検査調書（点字タイルの敷設）	
【資料 2-5-26】	令和 3（2021）年度 履修者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 2 年度（2020 年度）学生生活調査報告書	
【資料 2-6-2】	食堂改善会議議事録、コンビニ改善会議議事録	
【資料 2-6-3】	学修環境の改善等に関する要望書（手順）	
【資料 2-6-4】	学修環境の改善等に関する要望書（学生用）	
【資料 2-6-5】	学修環境の改善等に関する要望書（学生厚生委員会用）	
【資料 2-6-6】	キャンパスライフの手引き	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2021 年度 学生便覧（P4～P11）	
【資料 3-1-2】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>3 つの方針（ポリシー）	
【資料 3-1-3】	静岡福祉大学大学案内 2022（社会福祉学部：P15～P16、子ども学部：P11～P12）	
【資料 3-1-4】	2021 年度版教務便覧（P17～P35）	
【資料 3-1-5】	静岡福祉大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	2021 年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	2021 年度（令和 3 年度）シラバス 社会福祉学部、子ども学部	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-8】	2021 年度 カリキュラム表	
【資料 3-1-9】	2021 年度 学生便覧（P45～P47）	
【資料 3-1-10】	2021 年度 学生便覧（P57～P60）	
【資料 3-1-11】	2021 年度（令和 3 年度）シラバス 社会福祉学部（P90～P91「相談援助実習」）	
【資料 3-1-12】	2021 年度（令和 3 年度）シラバス 社会福祉学部（P 心-131「精神保健福祉援助実習」）	
【資料 3-1-13】	2021 年度（令和 3 年度）シラバス 社会福祉学部（P 健-84～P 健-88「介護福祉実習Ⅰ～Ⅲ」）	
【資料 3-1-14】	2021 年度（令和 3 年度）シラバス 社会福祉学部（P11～P12「病院実習」）	
【資料 3-1-15】	2021 年度（令和 3 年度）シラバス 子ども学部（P63～P64「幼稚園教育実習」P98、P99、P104、P108「保育実習Ⅰ～Ⅲ」）	

静岡福祉大学

【資料 3-1-16】	2021 年度 学生便覧 (P60)	
【資料 3-1-17】	教授会次第 (令和 3 年 2 月 24 日)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	静岡福祉大学ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>3 つの方針 (ポリシー)	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-2】	静岡福祉大学大学案内 2021 (社会福祉学部：P15~P16、子ども学部：P11~P12)	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-3】	静岡福祉大学におけるカリキュラムポリシー・科目群編成区分・編成方針	
【資料 3-2-4】	2021 年度版教務便覧 (P17~P35)	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-5】	履修モデル一覧	
【資料 3-2-6】	静岡福祉大学社会福祉学部履修規程及び静岡福祉大学子ども学部履修規程	
【資料 3-2-7】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P73~P88 「教養講読 A」「教養講読 B」「教養研究 A」「教養研究 B」)、子ども学部 (P72~P87 「教養講読 A」「教養講読 B」「教養研究 A」「教養研究 B」)	
【資料 3-2-8】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P89~P98 「基礎セミナー I」、「基礎セミナー II」)、子ども学部 (P88~P91 「基礎セミナー I」、「基礎セミナー II」)	
【資料 3-2-9】	総合基礎科目「基礎セミナー I」「基礎セミナー II」の設置、運営要領	
【資料 3-2-10】	しずふく読本 2021	
【資料 3-2-11】	しずふく読本 2021 原稿執筆要領	
【資料 3-2-12】	2021 (令和 3) 年度 学生便覧 (P74~P75)	
【資料 3-2-13】	新型コロナウイルス感染症対策資料	
【資料 3-2-14】	2021 年度 資格取得の手引き (P1~P9) 2021 年度 社会福祉士 相談援助実習の手引き	
【資料 3-2-15】	静岡福祉大学社会福祉演習実習委員会規程	
【資料 3-2-16】	施設見学実習事前学習シート及び 2020 年度静岡福祉大学社会福祉学部施設見学実習実施要綱	
【資料 3-2-17】	2020 (令和 2) 年度 静岡福祉大学実習指導者意見交換会 次第	
【資料 3-2-18】	令和 2 年度 社会福祉士相談援助実習報告会及び実習指導者意見交換会の開催通知等、2020 (令和 2 年度) 社会福祉実習報告会・実習指導者意見交換会アンケート	
【資料 3-2-19】	2020 (令和 2) 年度 社会福祉相談援助実習報告集	
【資料 3-2-20】	精神保健福祉援助実習の手引き 2021 年度	
【資料 3-2-21】	令和 2 年度 精神保健福祉 施設見学 実施要項	
【資料 3-2-22】	学内プレ実習についてのご依頼	
【資料 3-2-23】	2020 (令和 2) 年度 精神保健福祉援助実習 春季実習配属先一覧	
【資料 3-2-24】	令和 2 年度 精神保健福祉援助実習報告会開催通知	
【資料 3-2-25】	2020 (令和 2) 年度 精神保健福祉援助実習 実習報告集	
【資料 3-2-26】	2020 (令和 2) 年度 介護福祉実習の手引き	
【資料 3-2-27】	新型コロナウイルス感染症に関する「介護福祉実習 II・III」における対応	
【資料 3-2-28】	「介護福祉実習 I」における学内実習内容案	
【資料 3-2-29】	2020 (令和 2) 年度 介護福祉実習 I (居宅) 配属先一覧	
【資料 3-2-30】	2020 (令和 2) 年度 介護福祉実習 I (施設) 配属先一覧	
【資料 3-2-31】	2020 (令和 2) 年度 介護福祉実習 III・II 配属	
【資料 3-2-32】	2020 年度 介護福祉事例報告会 資料	

静岡福祉大学

【資料 3-2-33】	2020 (令和 2) 年度 介護福祉事例報告集	
【資料 3-2-34】	令和 2 年度介護福祉実習指導者懇談会 開催通知等	
【資料 3-2-35】	2021 年度 資格取得の手引き (P30~P32)	
【資料 3-2-36】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P9~P10「病院実習指導」)	
【資料 3-2-37】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P7~P8「医療情報学演習」)	
【資料 3-2-38】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P11~P12「病院実習」)	
【資料 3-2-39】	令和 2 年度 診療情報管理士 病院実習配属一覧	
【資料 3-2-40】	令和 2 年度 診療情報管理士病院実習報告会資料	
【資料 3-2-41】	令和元年度令和 2 年度 診療情報管理士病院実習報告書	
【資料 3-2-42】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P 健-125「病院インターンシップ」)、病院インターンシップの手引き	
【資料 3-2-43】	令和 2 年度 病院インターンシップ配属一覧	
【資料 3-2-44】	2021 年度 資格取得の手引き (P87~P90)	
【資料 3-2-45】	2021 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P9~P13「保育実践入門」)	
【資料 3-2-46】	文部科学省通知「令和 2 年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」	
【資料 3-2-47】	令和 2 年度 幼稚園教育実習配属表	
【資料 3-2-48】	2021 (令和 2 年度) シラバス 子ども学部 (P157~P159「小学校教育実習指導」)	
【資料 3-2-49】	マイクロ・ティーチング (MT: 授業設計論) の実施方法	
【資料 3-2-50】	2021 (令和 2 年度) シラバス 子ども学部 (P162~P163「学校体験活動」)	
【資料 3-2-51】	2021 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P96~P97「保育所実習指導 I」)	
【資料 3-2-52】	2021 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P99「保育実習 I (保育所)」)	
【資料 3-2-53】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P104、P108「保育実習 II」、「保育実習 III」)	
【資料 3-2-54】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P102~P103、P100~P101、P105~P107「保育所実習指導 II」、「施設実習指導 I・II」)	
【資料 3-2-55】	2021 年度版教務便覧 (P7~P14)	
【資料 3-2-56】	卒業研究要旨集 2020 (令和 2) 年度<卒業研究 II>	
【資料 3-2-57】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P211~P231「卒業研究 I」)	
【資料 3-2-58】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 子ども学部 (P232~P250「卒業研究 II」)	
【資料 3-2-59】	社会福祉学部卒業研究指導教員要件及び子ども学部卒業研究指導教員要件	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部、子ども学部	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-2】	2021 年度 (令和 3 年度) シラバス 社会福祉学部 (P798~P82「相談援助実習指導 A」)	
【資料 3-3-3】	相談援助実習指導 A 相談援助実習コンピテンス・アセスメント	
【資料 3-3-4】	2021 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 3-3-5】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 3-3-6】	静岡福祉大学保育実習指導センター規程	
【資料 3-3-7】	授業アンケートの実施に関する資料	

静岡福祉大学

【資料 3-3-8】	2020 年度学生生活調査報告書	
【資料 3-3-9】	2019 年度後期卒業生対象 学びの実感アンケート	
【資料 3-3-10】	総合基礎科目「基礎セミナーⅠ」「基礎セミナーⅡ」の設置、運営要領	【資料 3-2-9】と同じ
【資料 3-3-11】	2021 年度（令和 3 年度）シラバス 社会福祉学部（P90~P91「相談援助実習」）及び 2014 年度以降の相談援助実習の評価基準について	
【資料 3-3-12】	2020(令和 2)年度社会福祉士相談援助実習の手引き、精神保健福祉援助実習の手引き 2020 年度、2020 年度版介護福祉実習の手引き	【資料 3-2-13】、【資料 3-2-19】、【資料 3-2-25】と同じ
【資料 3-3-13】	実習巡回指導報告書	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	静岡福祉大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	令和 3 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 4-1-3】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 4-1-4】	令和 3 年度運営協議会出席簿	
【資料 4-1-5】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 4-1-6】	教授会次第（令和 3 年 4 月 14 日）、静岡福祉大学教授会規程新旧対照表	
【資料 4-1-7】	静岡福祉大学委員会等設置規程	
【資料 4-1-8】	静岡福祉大学規程集 目次	
【資料 4-1-9】	福祉実習指導センター規程新旧対照表、社会福祉演習実習委員会規程新旧対照表及び精神保健福祉実習委員会規程新旧対照表	
【資料 4-1-10】	静岡福祉大学教員採用試験対策室規程	
【資料 4-1-11】	令和 3 年度委員会等目標・計画・評価シート	
【資料 4-1-12】	教授会次第（令和 3 年 3 月 17 日）	
【資料 4-1-13】	運営協議会次第（令和 2 年 7 月 1 日、令和 2 年 12 月 2 日）	
【資料 4-1-14】	教授会次第（令和 3 年 4 月 14 日）	
【資料 4-1-15】	学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号及び静岡福祉大学教授会規程第 3 条第 1 項第 3 号の学長が定める事項	
【資料 4-1-16】	静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	静岡福祉大学教員選考規程	
【資料 4-2-2】	静岡福祉大学教員任用基準	
【資料 4-2-3】	静岡福祉大学教員任用基準等の採用に関する運用内規	
【資料 4-2-4】	静岡福祉大学教員の任期制に関する規程	
【資料 4-2-5】	大学教員人事評価表（学長評価）	
【資料 4-2-6】	静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規	
【資料 4-2-7】	静岡福祉大学人事異動内示（教育職員）	
【資料 4-2-8】	授業アンケートに関する資料	
【資料 4-2-9】	授業に関する意見箱関連資料	
【資料 4-2-10】	FD 研修会 次第	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	静岡福祉大学 SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	SD 研修会 次第	
【資料 4-3-3】	令和 2 年度事務職員研修会開催通知	

静岡福祉大学

【資料 4-3-4】	静岡福祉大学業務マニュアル	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	静岡福祉大学専任教員の勤務に関する内規	
【資料 4-4-2】	令和2年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金交付要綱及び地域課題解決事業関連資料	
【資料 4-4-3】	起案文書「株式会社伊藤園と本学との「共同研究開発契約」の締結について」	
【資料 4-4-4】	「静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」「静岡福祉大学公的研究費等の使用に関する行動規範」「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」「静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画」「静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領」「静岡福祉大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」	
【資料 4-4-5】	令和3年度静岡福祉大学委員会等名簿	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-4-6】	静岡福祉大学研究計画倫理審査規程	
【資料 4-4-7】	起案文書「研究計画倫理審査結果（承認）の許可について」	
【資料 4-4-8】	2021.2.2 FD 研修会 研究計画倫理審査について ppt 資料	
【資料 4-4-9】	令和3年度 静岡福祉大学教員研究費執行方針	
【資料 4-4-10】	令和3年度 静岡福祉大学研究費マニュアル	
【資料 4-4-11】	科学研究費助成事業収支簿	
【資料 4-4-12】	教授会議事録（令和2年9月9日）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	静岡精華学園法人本部規程集 目次	【F-9】と同じ
【資料 5-1-3】	静岡福祉大学規程集 目次	【F-9】と同じ
【資料 5-1-4】	令和2年度理事会・評議員会出欠状況及び監査報告書	一部【F-10】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人静岡精華学園公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-6】	学校法人運営委員会規程	
【資料 5-1-7】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 5-1-8】	評議員会議事録、静岡精華学園みらい躍進計画（平成28年度～令和2年度）の進捗状況及び総括について	
【資料 5-1-9】	静岡精華学園みらい躍進計画（令和3年度～令和7年度）	
【資料 5-1-10】	倫理・コンプライアンス規程	
【資料 5-1-11】	静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則	
【資料 5-1-12】	SD 研修会次第	
【資料 5-1-13】	職場復帰支援プラン	
【資料 5-1-14】	令和2年度学校法人静岡精華学園危機管理対策本部議事録	
【資料 5-1-15】	静岡福祉大学危機管理委員会規程	
【資料 5-1-16】	危機管理室会議次第	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿	
【資料 5-2-2】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【資料 5-1-1】と同じ
【資料 5-2-3】	理事会出欠表、委任状	
【資料 5-2-4】	学校法人運営委員会規程	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-2-5】	学校法人実態調査表（令和2年度）1-(3)役員等の氏名等	
【資料 5-2-6】	理事会・評議員会出欠状況（令和元年度、令和2年度）	一部【資料 5-1-4】と同

静岡福祉大学

		じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人運営委員会規程	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-3-2】	静岡福祉大学運営協議会規程	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-3-3】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 5-3-4】	令和 3 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 5-3-5】	教授会次第	
【資料 5-3-6】	教職員全体会次第	
【資料 5-3-7】	静岡精華学園業務連絡協議会規程	
【資料 5-3-8】	令和 2 年度「一人 1 改革運動」表彰者一覧	
【資料 5-3-9】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【資料 5-1-1】と同じ
【資料 5-3-10】	学校法人実態調査表（令和 2 年度）1-(3)役員等の氏名等	【資料 5-2-5】と同じ
【資料 5-3-11】	令和 2 年度学校法人静岡精華学園監事監査計画書	
【資料 5-3-12】	令和 2 年度学校法人静岡精華学園監事監査実施報告書、監事との打合せ記録	
【資料 5-3-13】	学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿	【資料 5-2-1】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）	
【資料 5-4-2】	評議員会議事録（令和 3 年 2 月 24 日）	
【資料 5-4-3】	理事会議事録・第 1 号議案（令和 3 年 3 月 29 日）	
【資料 5-4-4】	理事会議事録・第 1 号議案（令和 3 年 3 月 19 日）	
【資料 5-4-5】	令和 3 年度当初予算の編成について（令和 2 年 10 月 6 日決裁）	
【資料 5-4-6】	貸借対照表（令和 3 年 3 月 31 日）	
【資料 5-4-7】	財務比率等に関するチェックリスト 8.流動比率	
【資料 5-4-8】	学校法人静岡精華学園資産運用規程	
【資料 5-4-9】	令和 2 年度 資産運用結果報告書	
【資料 5-4-10】	サステナビリティボンドの発行条件決定に関するお知らせ（日本ハム株式会社）	
【資料 5-4-11】	財務比率等に関するチェックリスト 1.経常収支差額比率、4.教育活動資金収支差額比率、5.積立率	
【資料 5-4-12】	財務比率等に関するチェックリスト 7.入学定員充足率、8.収容定員充足率	
【資料 5-4-13】	学年別中途退学者数等（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）	
【資料 5-4-14】	学修環境整備等緊急支援金の創設、給付について（令和 2 年 4 月 27 日決裁）	
【資料 5-4-15】	理事会議事録・議案（令和 2 年 5 月 28 日、令和 2 年 9 月 25 日、令和 3 年 3 月 19 日）	
【資料 5-4-16】	令和 2 年度勘定明細表（寄付金、受託事業収入・団体助成金収入、新型コロナウイルス感染症関連補助金）	
【資料 5-4-17】	直近 5 年間の科学研究費助成事業（平成 28 年度～令和 2 年度）、各収支簿	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人静岡精華学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人静岡精華学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程	
【資料 5-5-4】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-5】	流用調書	
【資料 5-5-6】	理事会議事録・議案（令和 2 年 5 月 28 日、令和 2 年 9 月 25 日、令和 3 年 3 月 19 日）	【資料 5-4-15】と同じ
【資料 5-5-7】	監査計画表・報告（静岡監査法人）2020 年 6 月 12 日～2021	

静岡福祉大学

	年 4 月 28 日 (計 6 回)	
【資料 5-5-8】	元帳 (令和 2 年度 研修費)	
【資料 5-5-9】	学校法人静岡精華学園監事監査規程	
【資料 5-5-10】	監査報告書 (令和 2 年 5 月 12 日付け)	
【資料 5-5-11】	理事会、評議員会の開催状況 (学校法人実態調査表)	
【資料 5-5-12】	監事の職務執行状況 (学校法人実態調査表)	
【資料 5-5-13】	学校法人静岡精華学園内部監査規程	
【資料 5-5-14】	令和 2 年度 学校法人静岡精華学園内部監査計画について (令和 2 年 9 月 7 日決裁)	
【資料 5-5-15】	令和 2 年度 学校法人静岡精華学園内部監査結果について (令和 3 年 3 月 30 日決裁)	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	静岡精華学園みらい躍進計画 (令和 3～令和 7 年度)	
【資料 6-1-2】	静岡福祉大学の近未来ビジョン～明日を創るための 10 の主題～	
【資料 6-1-3】	静岡福祉大学学則	【F-3】と同じ
【資料 6-1-4】	静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 2 (2020) 年度 自己点検評価書作成スケジュール	
【資料 6-2-2】	自己点検・評価と認証評価について	
【資料 6-2-3】	令和 3 年 3 月 24 日 臨時教授会次第及び議事録	
【資料 6-2-4】	静岡福祉大学 ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html) 大学紹介>大学概要>大学機関別認証評価	
【資料 6-2-5】	令和 3 年度事務分掌 企画広報課関係	
【資料 6-2-6】	静岡福祉大学企画情報センター規程	
【資料 6-2-7】	各種調査資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	PDCA サイクル関連資料一式	一部【資料 6-1-1】と同じ

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域交流センターの社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	静岡福祉大学地域交流センター規程	
【資料 A-1-2】	令和 2 年度地域交流センター学生ボランティア等活動報告	
【資料 A-1-3】	令和 2 年度焼津市放課後子ども教室推進事業「わんぱく寺子屋」委託契約書	
【資料 A-1-4】	令和 2 年度焼津市放課後子ども教室推進事業「わんぱく寺子屋」実績報告書	
【資料 A-1-5】	焼津市立港小学区通学合宿資料	
【資料 A-1-6】	地域交流センター議事録	
【資料 A-1-7】	少年の立ち直り・健全育成大学生ボランティア チラシ	
【資料 A-1-8】	焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-9】	令和 2 年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業補助金交付要綱	
【資料 A-1-10】	令和 2 年度焼津市放課後子ども教室推進事業「放課後子ども教	

静岡福祉大学

	室」委託契約書	
【資料 A-1-11】	親子ふれあいフェスティバル みんなでおどろう！しずふくエビカニ祭 チラシ	
【資料 A-1-12】	親子ふれあいフェスティバル 運営マニュアル	
【資料 A-1-13】	親子ふれあいフェスティバル アンケート集計結果	
【資料 A-1-14】	焼津市の福祉を考える会 資料	
【資料 A-1-15】	認知症カフェ「かすみそうカフェ」 資料	
【資料 A-1-16】	ハロウィンカーニバル 資料	
【資料 A-1-17】	しずふくウォークラリー2020in 焼津 資料	
【資料 A-1-18】	焼津商工会議所、大井川商工会及び静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-19】	福祉マインド講座 チラシ	
【資料 A-1-20】	地元企業魅力発見バスツアー 資料	
【資料 A-1-21】	令和2年度焼津市地域課題一覧	
【資料 A-1-22】	障害者福祉の PR と人材確保 活動報告	
【資料 A-1-23】	認知症とともに安心して生活できるやさしい街づくり 資料	
【資料 A-1-24】	令和2年度体力・運動能力調査（高齢者）～シニア体力測定会～実施要項	
【資料 A-1-25】	放課後子ども教室 案内チラシ 令和2年度焼津市放課後子ども教室推進事業「駅前サテライトキャンパス」実績報告書	
【資料 A-1-26】	幸せづくり包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-27】	令和2年度ふじえだガールズ・ミーティング名簿	
【資料 A-1-28】	2020（令和2）年度相談援助実習配属先一覧	
【資料 A-1-29】	藤枝市大学ネットワーク会議 資料	
【資料 A-1-30】	島田市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-31】	地域交流センター学生スタッフ運営細則	
【資料 A-1-32】	令和2年度地域交流センター 学生スタッフ名簿	
【資料 A-1-33】	第1回地域交流センター福祉講座依頼文	
【資料 A-1-34】	ボランティア手帳	
【資料 A-1-35】	第1回新聞講座チラシ	
【資料 A-1-36】	地域交流センター 広報誌	
【資料 A-1-37】	SNS（フェイスブック、ツイッター、ブログ）	
【資料 A-1-38】	令和2年度学生スタッフアンケート（回答）	
A-2. その他各センター等の社会貢献活動		
【資料 A-2-1】	静岡福祉大学公開講座規程	
【資料 A-2-2】	静岡福祉大学 ホームページ (https://www.suw.ac.jp/activity/extension.html) 地域交流活動＞公開講座	
【資料 A-2-3】	令和2年度委員会等目標・計画・評価シート（心の相談センター）	
【資料 A-2-4】	心の相談センター議事録（令和2年11月4日）	
【資料 A-2-5】	静岡福祉大学 ホームページ (https://www.suw.ac.jp/activity/industry.html) 地域交流活動＞産官学連携推進センター	
【資料 A-2-6】	外部研究費、助成金の公募について（メール文）	
【資料 A-2-7】	第74回日本保育学会大会での研究発表資料	
【資料 A-2-8】	静岡福祉大学紀要 vol.17（P103～P110）	
【資料 A-2-9】	復命書（株式会社アクタガワ HRM 看護師・保育士研修会）	
【資料 A-2-10】	プラール（vol.19～22）	